

# 研究紀要 3

---

縄文時代前期末～中期初期の

土器底部にみられる縞物痕について

長沢 宏昌 (1)

山梨の三角墳形土製品

田代 孝 (15)

甲斐国巨麻郡の成立と展開

末木 健 (23)

甲斐国府—その環境と展望—

坂本 美夫 (47)

上の平遺跡住居址から出土した炭化穀子の同定

笠原 安夫 (69)

藤沢 浅

付 記

長沢 宏昌

中山 譲二

---

1986

山梨県立考古博物館

山梨県埋蔵文化財センター

## 序

『研究紀要』第3号には職員の論考4篇のはか、寄稿1篇を収載いたしました。

まず長沢宏昌「縄文時代前期末～中期初頭の土器底部にみられる縞物痕について」は、県内では從前余り留意されなかった縄文土器底部の縞物痕について、上の平遺跡出土の4点を含む8点の資料を紹介し、カゴ底压痕としたうえでその形態・類例との比較・時期などを考察したもので、特に時期について、前期末～中期初頭にまで遡るとする新見解を提示いたしました。次に田代孝「山梨の三角墳形土製品」は、從前報告例の全くなかった県内出土の三角墳形土製品について、3例を紹介し、その形態・文様・時期・用途などを考察したもので、特に郷藏地遺跡出土品が縄文中期後半の敷石住居址から石棒・丸石等とともに発見されていることから、祭祀的・呪術的用途を想定する説を裏付けております。以上、縄文時代を対象とする2篇、いずれも研究の空白を埋めるもので、新資料の追加によって、今後より一層精緻な研究への進展が期待されます。

末木健「甲斐国巨麻郡の成立と展開」は、考古学・文献史学両者の成果を駆使し、巨麻郡の郷配置・郡家の位置・中心的豪族・郡域などを考察したもので、特に天狗沢窯跡出土の白鳳期の鐘瓦によって、この方面に郡家を求め、立評氏族として壬生直を想定していますが、甲信の国境線や柏前牧の位置についても新説を提示しております。次に坂本美夫「甲斐国府—その環境と展望—」は、從前甲斐国府址に比定されてきた春日居町国府・一宮町・御坂町国府の3カ所について詳密な批判・検討を加え、特に初期国府址としてほぼ定説化している春日居町国府は、山梨郡家址と見るのが妥当で、立評氏族として大伴直が想定でき、初期国府は御坂町金川原方八丁の地にあった可能性が高いとしております。以上律令時代を対象とする2篇、ともに大胆な提言が含まれ、今後の研究の方向を示唆するところ大きいものがあります。

以上長短4篇、各位の忌憚のないご批判・ご叱正をいただければ幸甚です。

最後に、笠原安夫・藤沢浅氏「上の平遺跡住居址から出土した炭化穀子の同定」は、当埋文センターの依頼によるもので、貴重な調査結果をご寄せいただいた両先生に改めて厚く御礼申し上げます。

1987年3月

山梨県立考古博物館館長  
山梨県埋蔵文化財センター所長

磯貝正義

# 縄文時代前期末～中期初頭の 土器底部にみられる縞物痕について

長沢宏昌

- |                |        |
|----------------|--------|
| 1.はじめに         | 4.資料報告 |
| 2.底部圧痕への注目と展開  | 5.まとめ  |
| 3.山梨県内の底部圧痕報告例 | 6.おわりに |

## 1. はじめに

山梨県内には八ヶ岳山麓や曾根丘陵などの台地上に多くの縄文時代遺跡が存在しており、近年の大規模発掘などにより、出土した土器も膨大な量となっている。

これらの縄文土器の底部には、土器の製作あるいは乾燥時に敷いた物が圧痕となって残されていることが多い。その多くは木の葉、縞物などである。これらは時期、地域を問わずみられるもので、木葉痕の出現時期は明らかではないが網代痕は前期から出現している。土師器にみられるような粘土塊からの糸切り技術が想定されていない以上、土器製作台からの切り離しを容易にするために、また、回転台として最初から底部下に木の葉などを敷く必要があったと考えられるのであり、このように早い段階から底部に圧痕が着くのも当然と言えよう。また、木葉痕は弥生土器や平安時代の甕などにもみられるもので、このような手法が長期に渡って用いられたことが窺われる。

もちろん、山梨県内でも縄文土器の底部に圧痕が付くものがみられる。そして、その多くが前述した木葉痕、網代痕である。それが当り前であるために、最近では敢えて土器底部にまで着目するがくなっていることもまた事実である。

そのような状況下で1986年に調査された東八代郡中道町上の平遺跡の遺物整理が進み、その中の五領ヶ台式土器に底部に同心円状の圧痕をもつものが確認された。本稿はこの資料の報告と意義について述べるものである。

## 2. 底部圧痕への注目と展開

底部圧痕については古くから網代痕についての分析がなされている。木葉痕については、上器製作手法上の結果という認識はあるものの、分析の対象とはなりえない。縄文人の工芸技術の一端を示すものとして縞物、とくに網代痕が注目されたのも当然といえよう。さて、網代痕については明治32年に坪井正五郎博士によって縦横の組み方を基礎とした7種類の分類がなさ

れている。また、2本超え・2本潜り・1本送りなどの表示法もこのとき提示されている。この表示法はその後も分類の基準となっており、現在も使われている。その後、荒木ヨシ氏は網代痕をさらに細分し、46型式に分類している。

ところで、底部にみられる編物圧痕に、網代痕以外のものが存在することも以前から指摘されている。例えば、編布（アンギン）は、後期から存在することが圧痕及びそれ自体の出土により確認されている。渡辺誠氏は編布以前の圧痕について、民俗資料との比較検討を行ない、タテ糸・ヨコ糸の密度に注目し、スダレ状圧痕と呼ばれる圧痕と編布圧痕とはヨコ糸の間隔、太さが違うだけであり、編む技術に差はないことを明らかにしている。また、植松なおみ氏は遺跡から出土したカゴとその圧痕を集成し、各時代の各種のカゴについて述べている。

さて、前述した渡辺氏による圧痕研究は、トチ・ドングリなどの堅果類を食糧とする際に必要不可欠な道具という、氏の一連の研究に基づくもので、その一端を示すものといえる。氏はさらに、北陸地方で從来知られていた、後・晩期の底部にカゴ底圧痕をもつ土器を提示し、スダレ状・網代圧痕の本来の製品がカゴであることを明らかにしている。また、その上限について中期後半の串田新式期までは遡るとしている。

一方、從来ごく一部でしか出土していないかった、カゴ、編布などの実物が近年の低湿地遺跡の調査增加に伴って各地で検出されることとなった。佐賀県板の下遺跡の後期のカゴ、編物はよく知られるところであるが、最近では、秋田県中川遺跡の漆しぶりに用いられたと思われる編布（晩期前葉）や、福井県島浜貝塚の糸、カゴ、網代（前期）などが有名である。

### 3. 山梨県内の底部圧痕報告例

各地で実物、圧痕の確認が行なわれているにもかかわらず、山梨県内では、從来低湿地遺跡の発掘調査がごく僅かであったことにもよるものであろうが、植物自身の検出はもちろん、底部圧痕への関心も極めて低いものであったと言わざるを得ない。後期の土器の底部には網代痕が付くという概念はあっても、それについて具体的な記述・分類が行なわれたものは非常に少ない。各報告書においては、底部の網代痕を載せたとしてもそれについて記述しない、あるいは、拓本をとっても載せないこともしばしばである。そのなかで、末木健・伊藤恒彦氏は小淵沢町上平出遺跡の後期土器には2本超え・1本潜り・1本送りが逆倒的に多いことを述べている。また、一個の網代痕に同じ幅の原体と別の原体を加えたものの2種類があることを指摘している。宮沢公雄氏は明野村清水端遺跡の網代痕について5種類の編み方が存在するとしている。また、弥生土器の圧痕については、山木寿々雄氏が大月市宮谷、中道町米倉山出土品に織物痕を確認している。

以上が底部圧痕について述べたものである。ただ、報告書に示された圧痕からは、山梨県内では曾利II式ないしIII式期から網代痕がみられるようである。一宮町北堀遺跡では該期併行と考えられる連弧文土器の底部にみられ、2本超え、2本潜り・1本送りとなっている。

#### 4. 資料報告

さて、上の平遺跡で確認された、条が同心円状を呈する圧痕は、過去県内で確認されていた圧痕とは明らかに別のものであり、圧痕の状況からカゴと推定される。発端は五領ヶ台式上器底面の一例であったが、県内出土資料中に類例をみてみると、4遺跡（第1図）8例（第2・3図）を確認することができた。1・2は中臣摩郡敷島町金の尾遺跡、3～6は上の平遺跡、7は東八代郡一宮町、東山梨郡勝沼町积迦堂遺跡群、8は勝沼町宮の上遺跡から出土している。なお、第2・3図内の番号は対応するもので、また、実測図はモーリング陽像から作成しているため、拓本とは全く逆になっている。

金の尾遺跡例は住居内の伴出土器に結節状浮線文を有する十三皆台式土器が認められることもあって、前期終末に位置づけられる。上の平遺跡、积迦堂遺跡群は五領ヶ台式期の住居跡から、宮の上遺跡例は住居の覆土からの出土で、同層からは落鉢式が出土していることから該期としておきたい。

以下に個々の資料について記すこととする。なお、以下の文中では、渡辺氏の表記に従い、カゴの形態を考慮し、中央から放射状に広がる条をタテ条、それに同心円状に絡む条をヨコ条とする。

1 金の尾遺跡39号住居跡出土。底部は完存している。底径9.0cmを計る。底盤は中央が約2.5mm凹んでいるが、周縁部を12・3mmの幅で調整した痕跡があり、製作時にはこの凹みはさらに深いものであったと考えられる。

圧痕は拓本ではほとんど解らないが、モーリング陽像では詳細な部分まで観察することができる。図版2-1b'（図版の番号は第1・2図の番号に対応し、aは実物、b・b'はモーリング陽像を示す。以下、図版を略す。）では部分的であるがタテ条、ヨコ条とともに認められる。同心円の中心から20mm前後の部分によく残っており、その部分でのタテ条は2mmほどの間隔であり、ヨコ条は1mm～1.5mmの幅のものがほとんど隙間なく詰まっているようにみられる。また、別の部分ではタテ条は全くみられないが、ヨコ条のみが1cmの間に5本確認できる。つまり、ここでのヨコ条の間隔は約2mmということにな



第1図 同心円状圧痕出土遺跡

る。しかし、北陸地方でのカゴ底圧痕例をみてもこのような細かいつくりのものは存在しない。渡辺氏によれば、石川県野々市町御経塚遺跡の編布底圧痕は日の細かいものであるが、タテ糸、ヨコ糸ともに2mm前後のものが存在するということである。本資料はカゴと編布の違いはあるものの、それと同様か、あるいはさらに細かいつくりと考えられる。

本資料は、モデリング陽像からもタテ糸に対しヨコ糸が同心円状に絡んでいることは明らかであり、カゴ底圧痕と考えられるが、その編み方については後述する。ただ、このように片の細かいものであれば、糸に使用される材も繊維以外には考えられず、カゴというより、袋のような柔軟な編物を想定すべきであるかもしれない。

2 1と同じ住居跡出土。底部は一部欠損している。底径11.5cmを計る。底面は1mm凹んでいる。底面には1と同様の調整が周縁部になされており、その幅は約20mmである。従って、圧痕は中央部にのみ残っているが、極めて不明瞭である。タテ糸およびカゴ底中央は全く残っていないが、ヨコ糸の間隔は2mm～2.5mm程度と推定される。また、ヨコ糸のうち一目一目が明らかな部分が一部残存しており、タテ糸は2mm程度の太さとなろう。なお、ヨコ糸は4周以上存在する。

3 上の平遺跡12号住居跡出土。底部は一部欠損している。底径20.0cmを計る。底面中央部は約4.5mm凹んでいる。この資料もタテ糸とカゴ底中央は確認できない。モデリング陽像では、ヨコ糸の幅に2種類が存在するようみられ、幅広いものが3.5mm、狭いものが2mm前後である。カゴ底の歪みによりヨコ糸にはズレが生じることが考えられ、かつ、狭いもののはうが圧倒的に多いことから、本資料のヨコ糸は2mmの幅としておきたい。3.5mmの幅にみえるのは、歪みによってヨコ糸2本がくついた状態であると考えられる。また、一部ではあるが1cmの間に3本のヨコ糸がみられることから、ヨコ糸の間隔を約3mmとしておく。ヨコ糸は7周以上は存在する。

4 3と同じ住居跡出土。底部は一部欠損している。底径13.7cmを計る。本資料には底面の凹みが全くない。タテ糸は不明であるが、カゴ底中心部から1cmほどの部分より同心円状の圧痕がみられる。また、中央部には幅2mm～3mm程の圧痕が縦横にみられる。これはカゴ底中央の一部と思われるが、圧痕が不鮮明であり、編み方は明らかにできないが、7が類似した圧痕であるため、7で詳細を述べることとする。ヨコ糸は1cmの間に4本認められる部分があり、その間隔は2.5mm以下となる。また、ヨコ糸で1cmの間に3日が認められるところから、タテ糸の太さは3mm程度と推定される。なおヨコ糸は11周以上は存在する。

5 3と同じ住居跡出土。底部はほぼ完形。底径16.5cmを計る。底面中央は1mm凹んでいる。カゴ底中央は全く不明であるが、ごく一部にタテ糸と思われる圧痕が6mm程の長さで存在している。その幅は1.5mm～2mmである。ヨコ糸は1.4cmの幅内に5条認められる部分があり、その幅は3mm以下となる。また、ヨコ糸1cmの間に4目が認められ、タテ糸の太さは2.5mm以下となる。なお、ヨコ糸は10周以上存在する。

6 上の平遺跡18号住居跡出土。底部は一部欠損している。底径15.0cmを計る。本資料もタテ糸は全く解らないが、ごく一部に不明瞭ながら残存している。約1mmの太さである。カゴ底

中央にも圧痕がある。1.5mm～2.5mmの太さの材である。ヨコ条は1.5mm～2mm程度の太さで、1cmの間に4条存在する。ヨコ条は殆ど隙間無く詰まつたものである。ヨコ条は13周以上存在する。

タテ条、ヨコ条ともに非常に細い材を使用しており、カゴとしての形態を保ちうるか、という疑問も感じるが、カゴとすれば小型の非常に丁寧なつくりのものである。なお、中央部の径5.5cmには同心円状の圧痕がみられないが、これについては7が同様の資料であるので、7で述べることにする。

7 朝迦堂遺跡群S-I区23号住居跡出土。底部はほぼ完存。底径14.4cmを計る。カゴ底中央は全く残存していないが、ごく一部にタテ条らしき圧痕があり、約1mmの太さである。ヨコ条は、やはりかなり密に詰まっており、1cmの間に4条存在し、太さは2mm程度と推定される。

カゴ底中央部らしき部分を中心とした直径約6cmには圧痕がほとんどなく、そこから外側に急に条間の詰まつた圧痕がみられるようになる。その境の部分には、一部ではあるが、放射状ではなく明らかに縦横の条が直交した圧痕(2-7b')が確認される。網代編みである。同心円状の圧痕はこの部分より外側となる。この同心円部分も一日一日の状況をみると、ヨコ条に対するタテ条の角度がほぼ直交するもので、少なくともモジリ編みとは考えられない。これも網代編みの可能性が強い。従って、本資料は中央部の直径約6cmの部分を網代編みにし、その外側では材を割るか新たに加えるかして、それをタテ条として同心円状の網代編みにしたものと思われる。6cmの部分を境として急に条間の詰まつた圧痕がみられるのは、上記の編み方によるものであろう。

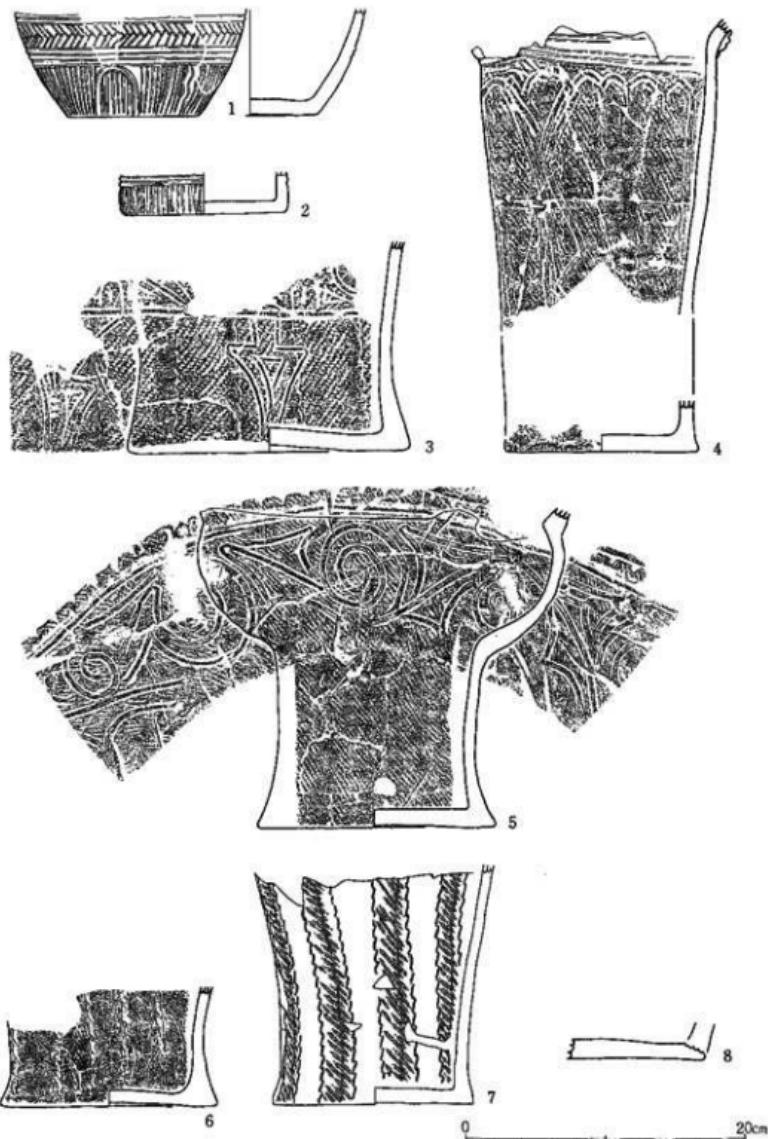
本資料もまた、タテ条の太さは1・6と同様のものであり、小型の丁寧なつくりのものであろう。なお、ヨコ条は16周以上存在する。

8 宮の上遺跡6号住居跡覆土出土。底面の一部である。現存長約10cm。カゴの中心部はこの残存部に当たっていたはずであるが、圧痕は全くみられない。タテ条も不明である。ヨコ条は2cmの間に9条認められ、ヨコ条の太さは2mm程度である。また、確認できる部分では、ヨコ条約1cmの間に6目が認められ、タテ条の太さは2mm以下と推定される。

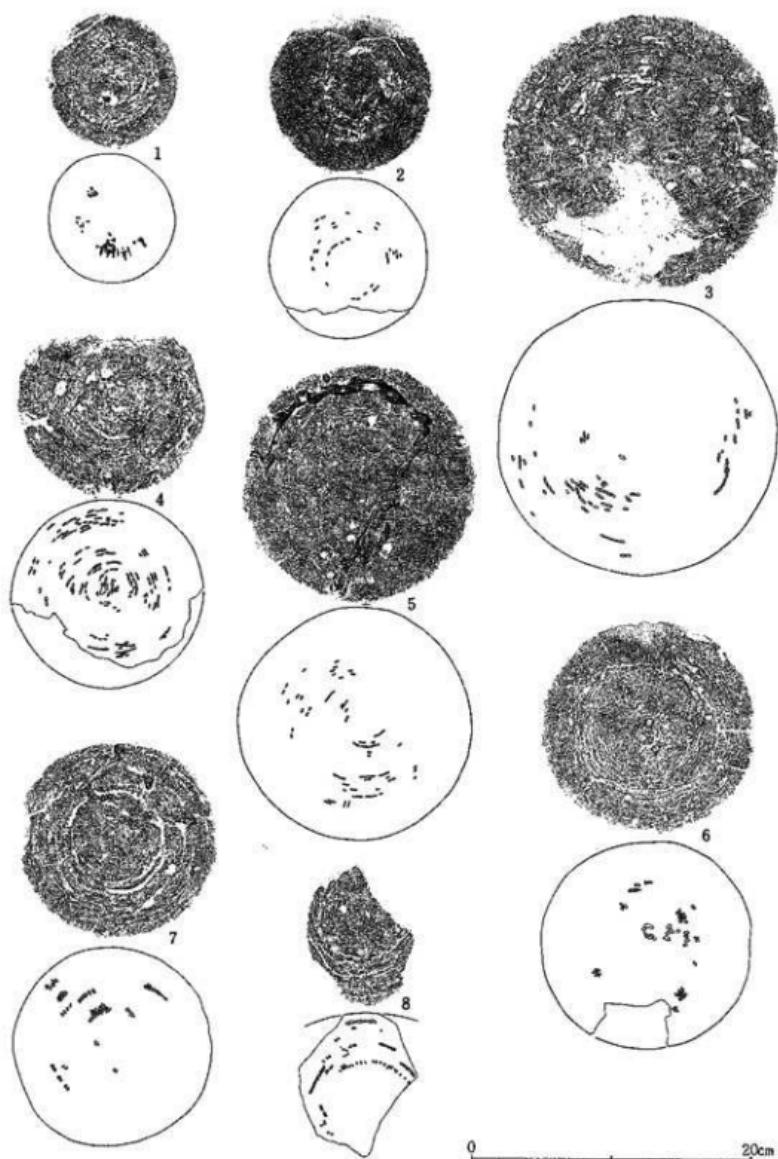
さて、6・7で述べたように、本資料も中心部に同心円状の圧痕を残さないものでおそらく6・7と同様のつくりのカゴと思われる。また、本資料では同心円状の圧痕の一目一目をみてみると、タテ条に対してヨコ条がほぼ直交していることが判る。モジリ編みでは条に対して傾きを持ち、このような圧痕とはならないようである。やはり、網代編みと考えられる。

ただ、本資料には、残存部端に1条だけであるがモジリ編みが認められる(2-8b')。カゴの民俗例では、底部からの立ち上がり部、口縁部などの屈曲部で編み方を変えるものがしばしばみられ、本資料は底部からの立ち上がり部と推定される。

以上のように、8点の資料について述べてみた。いずれの資料も残された圧痕が不鮮明なため詳細は不明だとせざるを得ないが、非常に目が細かく丁寧なつくりであるところからカゴ底圧痕であることは間違いないと思われる。編み方については網代編みがほとんどで、モジリ編みが8の資料に一部みられるとした。



第2図 土器実測図



第3図 同底部拓本・実測図

このような網代編みのカゴの出土例は多くはないが、佐賀県菜畠遺跡からは網代編みによる椭円形のカゴの圧痕をもつ土器が出土している。

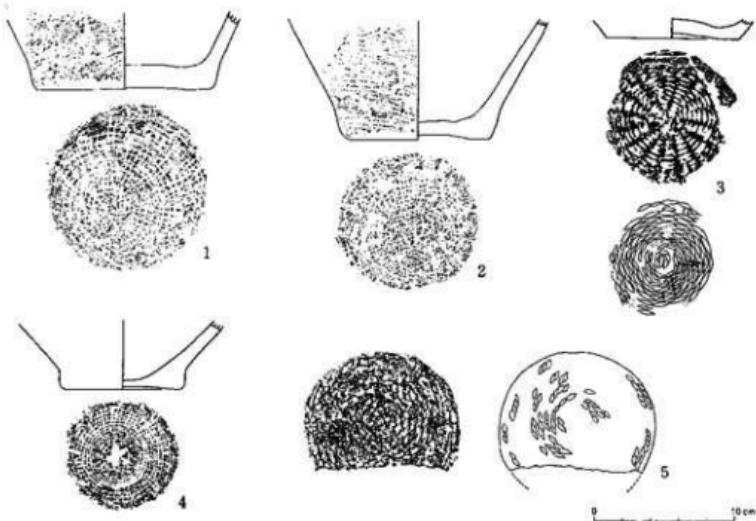
## 5. まとめ

8点の資料はすべてカゴ底圧痕であることを示した。これらについて以下に若干の私見を述べみたい。

第1点として、明瞭な圧痕をもつものが全くないことがあげられる。これは圧痕自体が風化、磨滅したこととも考えられようが、大きな理由として次の二点が考えられる。まず、土器を製作するにあたり、最初からカゴを敷物として使用したのではなく、成形後の乾燥時に乗せた場合である。当然のことであるが、土器製作においてもっとも乾燥しにくいのは底部である。口縁部がある程度乾燥した段階でも底部は柔らかいものであり、その時点でカゴを敷物とした場合、土器の自重による圧だけであるため、圧痕も浅く不明瞭なものになると考えられる。しかし、これについては製作時に敷いた物の圧痕が強く残っていなければならず、乾燥時の自重によるカゴ底圧痕だけが残ることは考えられない。この点について、荒木ヨシ氏は多くの網代圧痕をみたうえで、網代の痕跡が二重についた例がないことから、網代編みの製品と土器底部が、かなり乾燥するまで密着していたと考えられるとして、乾燥時に土器を動かして新たに圧痕がついた可能性を否定している。一つ考えられるとすれば、成形時の圧痕をある程度乾燥した時点で消し、さらに乾燥させる場合であるが、再び圧痕がつく状態で乾燥させることなど考えにくいくらい。

次ぎに、圧痕の原体自体の凹面の盛り上がりが小さい、つまり原体の厚さが薄い場合である。これはカゴでいうならタテ条に蔓のようなある程度の太さ（厚み）をもつものを使用した場合、モジリ編みでそれに絡めれば、編物自体が厚くなるという意味である。これがヨコ条にも同じ材料を用いれば、なお厚いものとなる。従ってこの場合、原体が糸のような細いもの、あるいは編み方がモジリ編みでなく網代編み、さらにはその両者ということが想定される。この8点の資料では、このような理由によるものであろう。

第2点として、これらと類例との比較をしてみたい。8点の資料にはカゴ底中心部及びタテ条が明瞭なものが、ほとんどない。確かに1、7にタテ条が一部存在しているにすぎないが、それによれば、タテ条自体の太さは1mm前後で、その間隔は2mm～3mmである。また、他の資料についてもヨコ条の中の一目一日の間隔からタテ条は同程度の間隔と思われる。ヨコ条の間隔については1が1mm～1.5mmないし2mmと非常に密になっており、それ以外については2mm～3mmである。もとよりカゴが敷物として利用されるのは、カゴとしての用をなさなくなつた場合を考えられるのであって、条の間隔はカゴ自体の歪み、破損などにより変化していることを考慮しなければならないが、8点の資料からは、タテ条の太さ1mm前後、間隔2mm前後、ヨコ条の太さ1mm～2mm、間隔2mm～3mmという数値が導きだされてくる。これらを石川県下のカゴ底圧痕と比較してみたい。なお、石川県下の資料を用いたのは、カゴ底圧痕が最も多く出



第4図 石川県下出土カゴ底圧痕

土しており、かつ資料化が進んでいるためである。

第4図は石川県下各遺跡出土のカゴ底圧痕である。野々市町御経塚遺跡(1・2)ではカゴ底圧痕が7例確認されており、タテ条は蔓材、ヨコ条は蔓材のものと細い糸状の繊維のものとがみられ、前者では「タテ条の太さ2mm前後、ヨコ条は1mm前後の細い材」が使用されており、さらにこれよりヨコ条の細いものも存在するとのことである。金沢市東市瀬遺跡例(3)は、タテ条の太さ1mm~3mm、ヨコ条3mm前後である。金沢市中尾遺跡例(4)は、拓本からみる限りタテ条の太さ2mm前後、ヨコ条は2mm以下と推定される。小松市小原遺跡例(5)はタテ条の太さは不明であるが、ヨコ条は3mm前後となっている。

こうしてみると、石川県下の資料はタテ条が2mm前後の太さの、ヨコ条には1mm~3mmの太さの蔓材が用いられている例が多いようである。これに対し、山梨県内の資料はタテ条、ヨコ条とともに石川県下の資料に比べて細いものが多い。とくにタテ条は、カゴとしての強度に係わるものであり、これが石川県下のものに比べ半分ほどの太さであることに特徴がある。このように細い材でカゴを編む技術もさることながら、1の資料で述べたように、カゴとしての形態を保つものであるか、という点が疑問であり、柔軟な「袋」を想定すべきであるかもしれない。

編み方については、石川県下の資料がモジリ編みであるのに対し、山梨県下の資料ではモジリ編みは僅かに8点の内の1点の一部にみられるだけであり、6・7のような放射条の網代編みが主であることが相違点としてあげられる。

さらに、カゴ底の中心部が石川県下の資料でははっきりしているものが多いのに対し、山梨県下の資料にははっきりしたものは一点もない。8点ともにカゴ底中心部が破損していたなど

とは考えられず、何らかの理由がなければならない。4を除いた他の資料は、すべて底面が中央にいくにしたがって凹んでいる。底面の中央が必ずしも凹みが最も大きいとは限らないが、その部分にカゴ底の中心があったと考えられるのである。これは、カゴ底がタテ条を放射条に組むことによって中央部が厚くなることによるものと思われる。しかし、6・7のような、カゴ底中央部を鋼代編みするものであればその部分がとくに厚みをもつことはありえないのであり、底面が凹む理由を他に求めるべきであるかもしれない。

第3点として、これらのカゴ底圧痕をもつ土器の時期である。渡辺氏によれば、從来知られていたカゴ底圧痕の最古のものは、中期後葉の串田新式期に位置付けられる富山県高岡市小竹藏遺跡出土の土器底面のものとのことで、今回の資料により編み方の違いはあるものの、一挙に前期末～中期初頭にまで遡ることとなった。資料確認段階では、諸磯期の土器底面を十分に観察することができなかつたが、底面の状況が類似するものも認められ、さらに該期に遡る可能性がある。逆に、8は中期中葉の猪沢式期併行と考えられ、該期に下ることも予想される。しかし、中期中葉の藤内、井戸尻式期については、当センターに所蔵されているものについてあたってみたが、底面に圧痕を有するものさえ見当たらない。これは乾燥時に底面を磨いているためで、今後も該期にカゴ底圧痕を確認することは不可能と思われる。が、当然成形段階では敷物が存在したはずであり、カゴ底、鋼代などの利用も否定はできない。

前述したように、カゴや敷物などの編物は少なくとも前期からは存在する。島浜貝塚のカゴも非常に精巧なつくりであり、多くの編物断片の出土品の中には、幅2mmほどのヨコ糸を、明らかにモジリ編みしたものも含まれている。今回の圧痕からも、その緻密さは窺うことができる。このことは、すでにこの段階で編物技術が完成していることを示すものであり、さらにそれは、前期初頭、早期にまで編物が遡って存在することを意味するものであろう。

第4点として、該期の細かな編物の存在の意義である。食物採集および加工にはカゴ類は欠くことのできない重要な道具である。植物質食糧にも多種があり、例えば、採集段階だけをみても大型のアケビと小型のキイチゴではカゴの目の大きさは全く変わってくる。筆者は以前有孔錫付土器について触れ、その用途は酒道具であるとした。山梨県小瀬沢町中原遺跡の有孔錫付土器は46.5mlの容量をもつもので、これにキイチゴを用いるとすれば相当量を採集しなければならない。その際、目の細かいカゴが必要となる。また、酒を飲む際にも漉すための道具（さらに目の細かい布、カゴ、ザルなど）が用いられていた可能性もある。採集対象によるカゴの使い分けがなされていたかどうかは言及し得ないが、カゴにも多くの種類が存在したことは間違いないものであろう。このうち、本資料のような細かい目のカゴもしくは袋は、トチ・ドングリなどアクリ抜きを必要とするものを食する過程においても重要な役割を果たす。水さらし工程に使用されるものは粉の流失を防ぎ、乾燥時にはフルイとして利用されたものもある。このような条件に当てはまるものが前期末～中期初頭にすでに存在することは、それがすべてでないことはもちろんあるが、アクリ抜き技術が該期にまで遡る可能性を補強するもの一つとすることができよう。繩文文化の一つの歴史として、前期後半の諸磯式期を境に「中期的」な生活が開始されるという考え方がある。広場を有する馬蹄形集落、土器の多様化などの現象

があげられるが、カゴ底圧痕による緻密なカゴの存在もその一つとすることができるよう。

## 6. おわりに

小稿は極めて不鮮明な圧痕を基にしたもので、圧痕の解釈やカゴ自体の認識不足から筆者の誤解した部分もあると思う。この点、よい状態の資料が出土した段階で訂正しなければならないかもしれない。しかし、從来山梨県内では土器の底部圧痕を記述した例はごく僅かであった。筆者自身も報告書で底部圧痕を省いた経験があるが、底部圧痕として残っているものであれば、注意してみるだけでその存在を明らかにできることがある訳である。これを実行するだけで、本県においても今後該期の類例をさらに確認できる可能性はもちろん、中期末・後・晚期の資料についても網代縫以外に石川県下と同様のモジリ編みによるカゴや、編布などの存在の有無を明らかにできるのである。

これらの点を反省しつつ、稿を起こした次第である。

文末ながら、名古屋大学渡辺誠先生には、御多忙中にもかかわらずカゴ圧痕の確認から民俗資料、類例にまで御指導いただいた。また、金の尾遺跡の圧痕については文化庁美術工芸課三輪嘉六先生に御教示いただいた。さらに、カゴ底圧痕全般および文献について、石川県立埋蔵文化財センター山本直人氏、山梨文化財研究所宮沢公雄氏にお世話になった。以上の方々に心より御礼申し上げる次第である。最後に、報告書刊行前の資料にもかかわらず、快く資料を提供していただいた埋蔵文化財センターの同僚諸氏並びに勝沼町教育委員会室伏徹氏に深く感謝いたします。

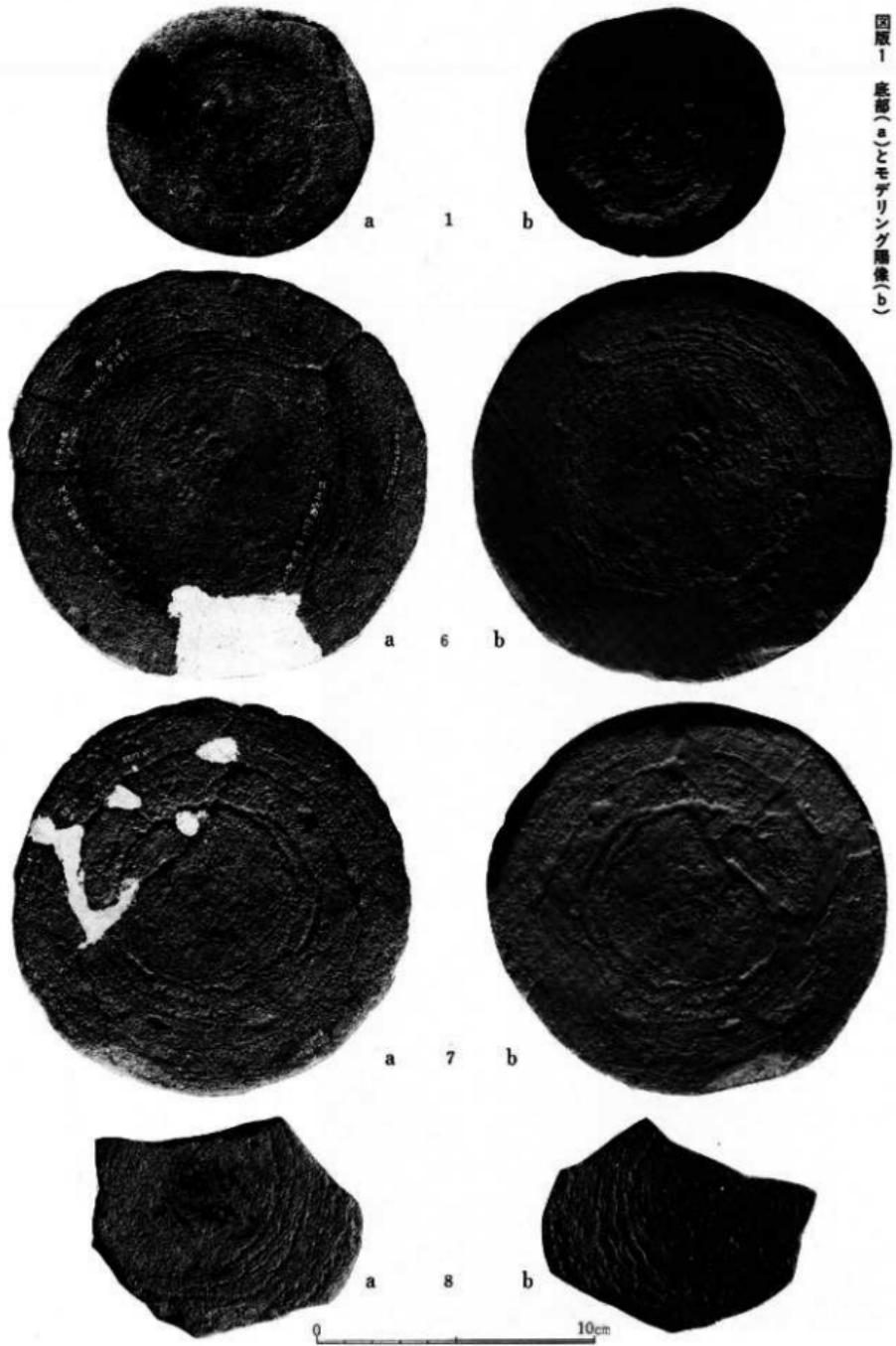
('87.2.18)

## 参考文献

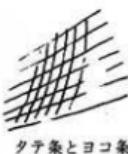
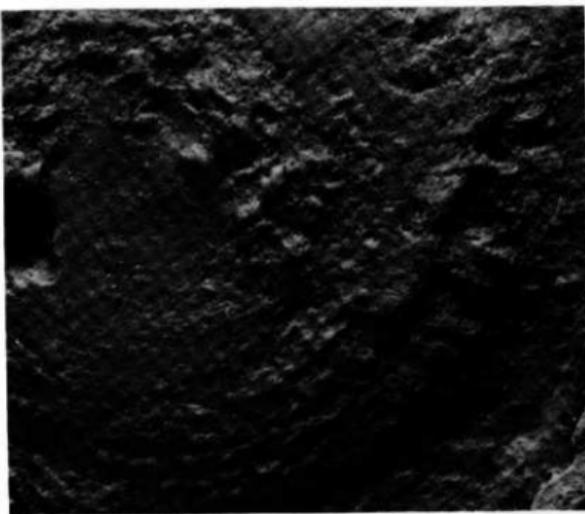
- 荒木ヨシ 1971 「縄文時代の網代縫」『物質文化』17号 p29~p40 物質文化研究会 東京  
植村なおみ 1980 「古代遺跡出土カゴ類の基礎的研究」『物質文化』35号 p20~p35 物質文化研究会 東京  
柳原功一 1986 『豆生田第3遺跡』 大泉村教育委員会 山梨県大泉村  
小林行雄 1964 『統古代の技術』 墓書房 東京  
佐賀県立博物館 1975 『坂の下遺跡の研究』 佐賀  
末木健・伊藤常彦 1977 「山梨県北巨摩郡小淵沢町上平出遺跡の縄文時代後期土器について」『信濃』29巻4号 p81~p93 信濃史学会 松本  
坪井正五郎 1899 「日本石器時代の網代形編み物」『東京人類学雑誌』14巻161号 p440~p444 東京人類学会 東京  
長沢宏昌 1984 「縄文時代の酒造具—有孔鍔付土器展—」 山梨県立考古博物館 山梨県中道町

- 1985 『北堀遺跡』 山梨県教育委員会 中府
- 宮沢公雄 1986 『清水端遺跡』 明野村教育委員会 山梨県明野村
- 百瀬忠幸 1984 「土器」「骨板遺跡」 p12～p23 柳形町教育委員会 山梨県柳形町
- 森川昌和 1979 「縄類と編物」『鳥浜貝塚』 p143～p145 福井県教育委員会 福井
- 山本寿々雄 1968 『山梨県の考古学』 吉川弘文館 東京
- 山本直人 1985 「小松市小原遺跡のカゴ底圧痕（予報）」『石川考古』163号 p7 石川考古学研究会 金沢
- 1986 「金沢市内縄文時代遺跡出土のカゴ底圧痕」『金沢市新保チカモリ遺跡』 p310～p311 金沢市教育委員会 金沢
- 渡辺 勝 1975 『縄文時代の植物食』 雄山閣出版 東京
- 1976 「スダレ状圧痕の研究」『物質文化』26号 p1～p23 物質文化研究会 東京
- 1982 「紡織痕土器について」『菜畑』分析・考察篇 p546～p556 庄津市教育委員会 唐津
- 1983 「編布およびカゴ底圧痕について」『野々市町御経塚遺跡』 p339～p346 野々市町教育委員会 石川県野々市町
- 1985 「編布の研究」『日本史の黎明』 p169～p207 六興出版 東京

図版 1 底部(a)とモデリング關係(b)

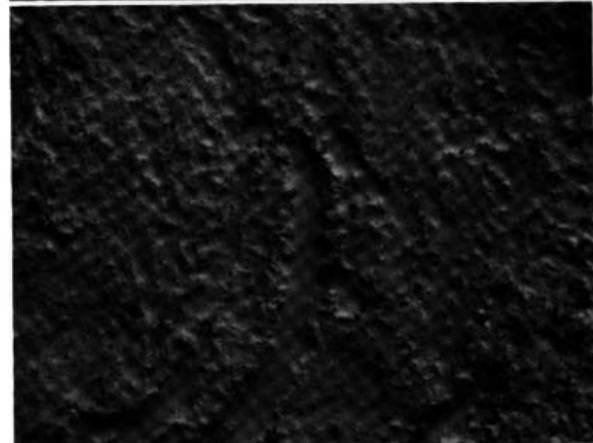


1b'



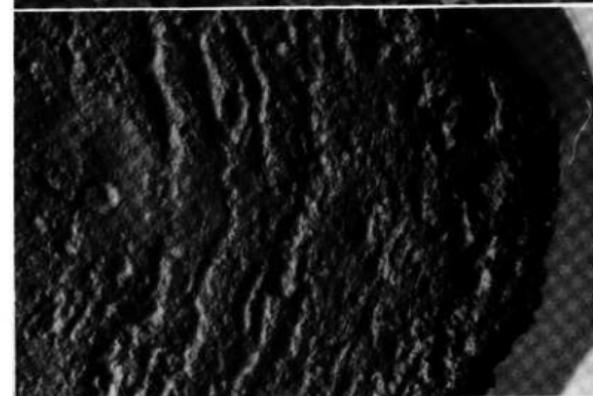
タテ条とヨコ条

7b'



網代、同心円状網代

8b'



ヨコ条

モジリ編

# 山梨の三角墻形土製品

田代 孝

## 1. はじめに

三角墻形土製品は、二角形の柱状を呈する縄文時代の土製品の1つである。三角形柱状土製品、三角立体土製品、三角形土版、石冠状土製品、土冠などの呼びかたもされていたが、その形状や類似する石冠から呼称されていると思われる。この特徴的な土製品については、1920年代に紹介され始め、その用途は非実用的なものと認識され、護符、装身具などと推定されている。

その後の研究にはやや空白がみられたが、1980年には小林康男氏が43例を集成し、「三角墻形土製品考」(『長野県考古学会誌37』1980)を発表している。さらに1983年には小島俊彰氏が70例を集成して「三角墻形土製品」(『縄文文化の研究9』1983)を発表している。

小林氏の集成段階では、富山・石川・新潟を中心に長野・埼玉・千葉・東京・福島・岩手・青森の10都県43例を上げているが、小島氏の集成によれば、山形・秋田・茨城を加え13都県70例を上げている。なお小島氏は宮城県の0について検索が不十分なかもしないとしているが、栃木・群馬・神奈川・山梨県には類例を上げることはできなかったと断わっている。

山梨県の三角墻形土製品は、小島氏の集成段階の前後に3例を確認することができたので、ここに山梨の三角墻形土製品の報告を行い、あわせて若干の考察を行いたい。

## 2. 山梨出土の三角墻形土製品

### 上の平遺跡(東八代郡中道町下向山)

甲府盆地の低地に向かって舌状に突き出す丘陵上に位置する。1979年からの発掘調査によって上の平から東山地区にかけて方形周溝墓群が130基ほど確認されている。三角墻形土製品は、上の平地区の方形周溝墓群の覆土中から多量の曾利期の十墨片と共に川土したものであるという。

このような状況から遺構との関係は不明であるが、出土土器から推定するならば、曾利III式の時期が三角墻形土製品の所属する時期と考えておきたい。

三角墻形土製品は、長さ8.5cm、高さ5.8cmである。形態は正面と側面からみると、まず側面形は三等辺三角形であり、正面形は長方形である。また長軸方向に径0.7cmの孔が穿たれている。側面から孔の位置をみると中心よりやや下部に穿たれている。さらに貫通孔としては片側において外れている。

文様については、底面のみ無文で他の面は全て施文されている。文様は沈線による区画文と

渦巻文によって構成されている。

#### 川又南遺跡（北巨摩郡須玉町川又）

須玉川の右岸の河岸段丘上に位置する。1985年に圃場整備事業に伴う発掘調査によって、縄文時代の屋外埋臺、平安時代の住居址などが確認されている。三角墳形土製品は単独出土であり、遺構との関連はないとされている。ただし出土地点付近の土器片は、縄文後期前半であったという。

三角墳形土製品は、長さ10cm、高さ7.0cmである。形態についてみると、側面形からは各辺とも反っていて、正面形ではゆるやかな弧を描いている。孔は径0.6cmほどで、側面の中心を貫いているが、片方側でわずかにはずれている。

文様は、沈線による渦巻文が全面に施されている。なお側面においては渦巻文で充填できない部分を沈線で処理している。さらに各稜の部分についても沈線を施している。このことから底面を意識した場合、いずれかの面を考えなければならないが、稜の最も厚くなっている部分を上にして、その直下の面を底面としてとらえておきたい。

#### 郷戸地遺跡（北巨摩郡須玉町比志）

塩川左岸の河岸段丘に接する小台地上に位置する。1986年、塩川ダム建設に伴う県道切替工事に先だって発掘調査がされ、縄文中期後半の敷石住居址が1軒検出された。

三角墳形土製品は、敷石住居址内の奥壁側の隅において検出された。その位置は東隅にあたり、敷石直上には胴部下半を欠失した深鉢形土器が逆位に置かれていた。三角墳形土製品はその傍らにおいて確認されたものである。また、丸石もすぐ側から検出されているが、さらに奥壁の北寄りには、石棒と柱状の石が横たわっていた。

敷石住居址内の覆土・床面直上から出土した土器から住居址の時期を考えると、縄文中期の最終末といえよう。出土した三角墳形土製品は、中期の土器編年でいう曾利V式の時期に所属するものといえよう。

三角墳形土製品は、長さ7.8cm、高さ5.0cmである。側面形は正三角形であり、正面形は長方形である。孔は径0.8cmであり、側面形の中心よりやや外れている。孔の寄っている部分を底面と考えておきたい。文様については全面が無文である。

### 3. 三角墳形土製品の考察

山梨の3例について紹介したが、小林・小島両氏の研究成果に依拠しながら、山梨県の三角墳形土製品について考えてみたい。

#### 形態について

まず大きさであるが、川又南遺跡が長さ10cm、高さ7.0cmで最大であり、郷戸地遺跡が長さ7.8cm、高さ5.0cmで最小となっている。3例の平均は長さで8.7cmである。小島氏は各地の長さの平均を出し、岩手・福島で10cm、関東で8.9cm、長野で9.9cm、青森・秋田は7.9cm、富山・石川は7.7cm、新潟は7.2cmとなり、日本海側のものが7.2cm~7.9cmで、太平洋側の8.9~10cm

に比べてやや小さい傾向にあることを指摘している。このことから山梨の三角墳形土製品は、関東地方の8.9cmに近く、太平洋側の傾向をうかがうことができる。

形については正面形と側面形からみると、正面形では長方形となるものが上の平遺跡と郷藏地遺跡の2例である。ゆるやかに弧を描くものが川又南遺跡の例である。側面形は長軸の断面形の観察から正三角形となるものが郷藏地遺跡例であり、二等辺三角形が上の平遺跡例で、なお正三角形にも二等辺三角形にも含まれない特異な形として、各辺が反りをもつものに川又南遺跡例がある。

小林氏は43例中「側面正三角形を呈するもの21例、二等辺二角形が7例であり、正三角形のものが二等辺三角形の3倍ほど」であるとし、正面形は「長方形が9例、弧を描くものが20例」とし、側面正三角形で正面弧を描くものが最も一般的であったと指摘しているが、小島氏は70例の分析から「4割が正三角形、6割が二等辺三角形である。」としている。両氏の集成数の違いが、正三角形と二等辺三角形の比率を逆転することになっている。ただし小島氏は「関東地方では二等辺三角形になるのが1例に対し、正三角形が5例と逆転している」ことにふれている。

山梨の3例からは、今後の出上例の増加をまって地域的な傾向など考えざるを得ない状況である。

つぎに、底面については明かにそれであると位置づけることができるは、側面形が二等辺三角形となる上の平遺跡例である。二側面と二正面に文様がみられるが、一面のみ無文であり、その部分は二等辺三角形の底辺にあたるところである。

郷藏地遺跡例は、側面形が正三角形でしかも全面が無文であることから、いずれを底面とするかは難かしい。しかしづかに孔の位置が寄っている部分が認められるので、そこを底面と推定しておきたい。

川又南遺跡例は、全面に文様があることと、側面形の中心に孔が存在することから底面を決めにくいか、あえて正面形の背稜が最も厚い部分を上とした場合、それに対応する面を底面と考えることが可能かもしれない。

孔については3例とも穿孔されているが、穿孔方法は小島氏の観察によれば、両側から孔を穿ち途中で止めた資料もあるとしながらも、「両側面の孔の位置が違うものが多いので、一方から、しかも粘土がやや固まってから穿孔を始めたものが多い」と指摘している。このことは山梨の3例からも、ほぼ肯定できそうである。また、孔内部の観察から郷藏地遺跡・川又南遺跡の2例については、螺旋状の痕跡が認められる。

孔の存在や位置については、従来から三角墳形土製品の製作上の理由より、使用上の目的のために穿孔されたことが重要であると考えられている。孔の位置によって、紐を通して縛りつけると安定するものとそうでないものがある。さらに、つり下げるのに都合のよい場合もある。川又南遺跡例はつり下げるのに好都合であろう。上の平遺跡例は側面が明らかであり、二等辺三角形であることから何かに縛りつけた使用も考えられよう、郷藏地遺跡例は正三角形で無文であることから、いずれの場合でもよいと考えられるのである。

ただし、使用期間を考慮しなければならないが、3例とも孔の部分に組ぎれの痕跡が認められない。また、全国例の中には無孔もあることから、紐を必要とせず何かの上に置くだけの場合も考えられ、孔のもつ意味については、さらに検討が必要であろう。

形としては、3例とも破損はなく完形品である。このことは小林氏の指摘のように「土偶のように破壊を伴う使用方法をもった上製品ではなかった」ということの傾向を示すものであろう。なお、三角墻形土製品の胎土、焼成、色調などについても特別な違いはみられない。さらに、山梨の3例では土偶などにみられる赤色塗彩は認められなかたが、小林・小島両氏の全国的な集成の中にも、その有無についてはふられていないことから、三角墻形土製品には赤色塗彩の例は無いと考えるべきであろうか。

#### 文様について

山梨の3例中、有文が2例で無文が1例である。小島氏の集成によれば、70例中全面の様子がわかる56例から、有文46例、無文10例を報告している。2割ほどになる無文の三角墻形土製品の分布は、関東と富山・石川に集中しているとされている。

有文のものは、正面と側面の4面に施文したものが多く、次に底面を含めた5面の全てに施文したもの、正面と底面の3面、2正面のみ、側面のみの順になるとされている。

山梨の例は、無文が郷藏地遺跡例で、有文は4面が上の平遺跡例、5面が川又南遺跡例となる。

文様のありかたについては、從来からいわれているように沈線文と刺突文が大半であり、一般的な土器にみられるような縦文は少なく、粘土組を貼付したりするものはほとんどないといえるのである。上の平遺跡・川又南遺跡の2例とも沈線文のみで施文されており、全国的な例と一致している。

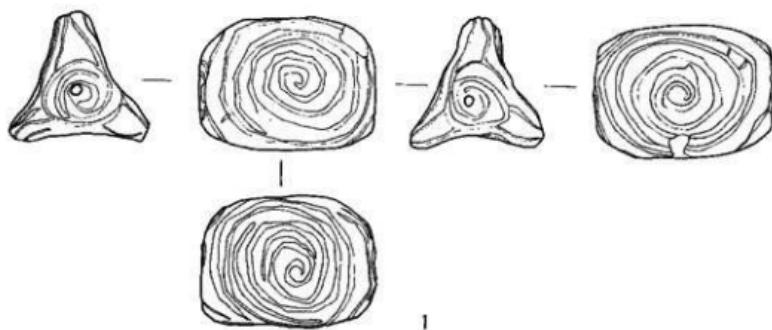
このように三角墻形土製品の文様に、多くの共通した要素・構成をうかがえることから小林氏は「土器における文様のように地域的な特徴、多様性がなく、均一性が強い」ということを指摘している。

なお文様構成の上で、小林氏は2正面の対称性で注意すべき例を石川県笠舞例あげている。「2正面にジグザグ状の沈線が引かれているが、これを分解して図示すれば、方向が違っている。だが、これを底面を下にしてのぞきこめば、文様は同方向を向くことになる。」と指摘していることである。山梨の上の平遺跡例においても同じ例としてあげることができよう。「三角墻形土製品の文様は、上からのぞきこまれることを考慮して描かれている」可能性を小島氏は強調している。

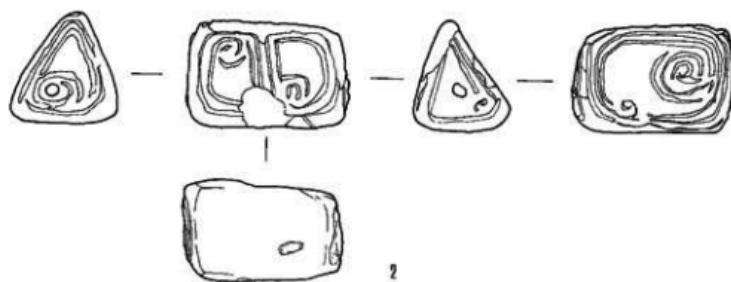
#### 時期について

山梨の三角墻形土製品のうち、上の平遺跡例と川又南遺跡例は遺構との関連が明確でないが、遺跡出土の土器から前者が繩文中期後半で、後者は後期前半と推測されている。これに対して郷藏地遺跡例は、住居址出土であることからその時期決定は可能である。

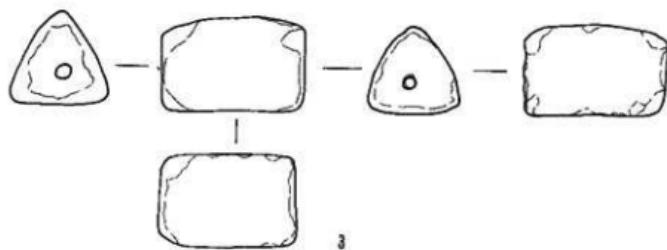
住居址は敷石住居址である。その時期は繩文中期後半に初源があり、後期後半に終わるとされているが、山本暉久氏によれば敷石住居の変遷を4期（「敷石住居」『繩文文化の研究8』



1



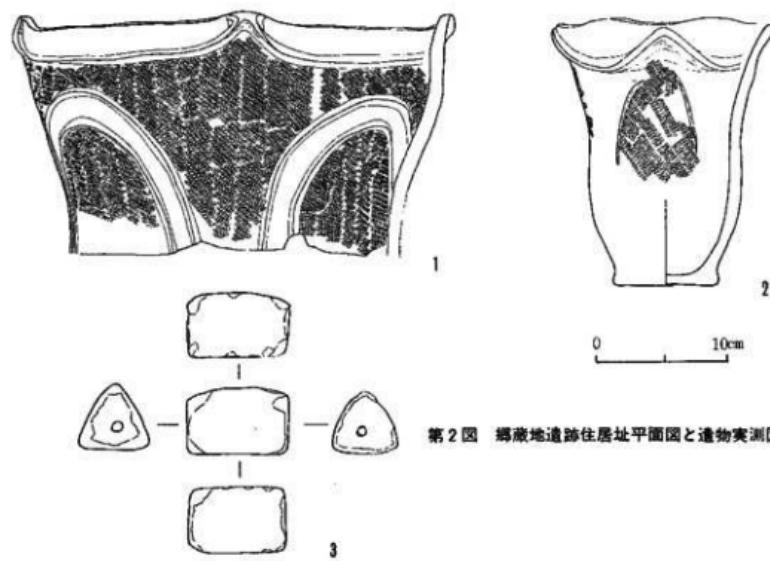
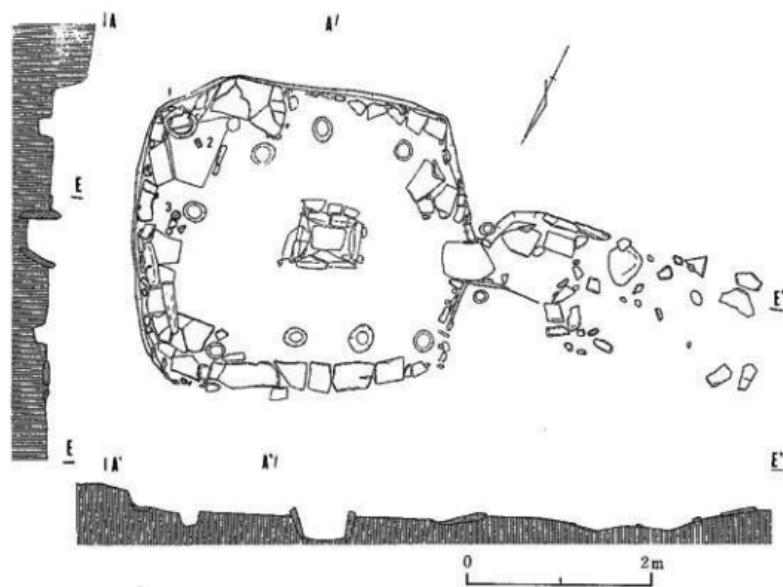
2



3

0 10cm

第1図 三角塘形土製品実測図 (1. 川又南道路 2. 上の平遺跡 3. 郡成地道路)



第2図 遺藏地遺跡住居址平面図と遺物実測図

1983)に分けている。郷藏地遺跡の敷石住居址は、そのうちの「第II期成立期一中期末・後期初頭期一」に相当するであろう。

この住居址内の敷石上に三角墳形土製品と並ぶようにして検出された深鉢形土器は、その形態・文様から中期最終末の時期を与えることができよう。また、このことから敷石住居址の時期も決定されてこよう。敷石住居址や伴出土器などから、三角墳形土製品については、中期最終末に所属するものといえる。

山梨の3例は、縄文中期後半から後期初頭の間におさまるものであり、全国的な三角墳形土製品の初源から消滅の変遷の中に入るものである。

#### 用途について

三角墳形土製品は形態・文様などから、その出現期より消滅にいたるまで、大きくは変化していないことが指摘されている。山梨の3例からもそのことはいえるようである。

かつて八幡一郎氏・藤森栄一氏が、三角墳形土製品の孔に注目し、紐を通して用いたことを強調されたが、小林氏によれば「物の上に置いたり、何かに縛りつけたり、物に釣り下げたりして使用されたもの」とし、使用方法が多岐にわたっていたと考えている。

また、小島氏は「三角墳形土製品は置くべき面を意図して作られたものが多い」とし、置くことができる三角形のつつ状の形態であることが、その基本とし、「文様の有無や違い、あるいは孔の有無やその位置などが、この土製品をより引き立て機能をより十分發揮させたもの」であり、本質的な相違として考えるべきではないと指摘している。

三角墳形土製品の用途について考えるならば、その出土状態に注目する必要がある。從米、遺構との関連が明かになっているものは数少ないが、住居址・配石遺構・墓塚例などが知られている。

なかでも住居址からの出土例が多く報告されている。覆土や床面上から出土しており、他の土器などの遺物と同じであり、とりわけ特別視するものでないとされている。ただし富山県北代遺跡や石川県笠舞遺跡の例は、住居址の壁際からの出土であり注意されている。さらに東京都西秋留遺跡では、敷石住居址から無文のものが出土しているが、出土状態は不明である。

山梨の郷藏地遺跡の例は、敷石住居址の奥壁で、東隅にあたる位置の大きな敷石直上に無文の三角墳形土製品が置かれている状態で検出されている。すでに伴出遺物としては、石棒や丸石などの特殊な遺物を紹介したところである。

小林氏は長野県中原遺跡の2号住居址から土偶・土盤が伴出していることや、東京都宇津木遺跡の配石遺構1から打製石斧2・石棒片1が伴出していることなどに注目して、三角墳形土製品は、「土偶・石棒等の呪術的・祭祀的色彩の強い遺物と伴出することが顕著であることが指摘できよう。」と述べている。

郷藏地遺跡例は、敷石住居の性格は別にしても、住居内の壁際において石棒や丸石などのきわめて特異性のある遺物と共に伴していることは、小林氏の指摘と一致するところである。なお石棒祭祀は、中期後半・後期初頭において屋内祭祀として盛行しているが、しだいに屋外祭祀へと移行するとされている。三角墳形土製品についても、福島県山王館遺跡では墓址内からの

出土もあるが、宇津木遺跡からうかがうことができるよう、屋内から屋外へ移行している傾向が知られよう。

このような様相は、三角墳形土製品が石棒などと同様に、縄文中期後半になって祭祀や呪術が多様化する中から生みだされたものといえるのであり、しかも石棒などに近似した要素が三角墳形土製品の中に考えることができるのではなかろうか。

#### 4. おわりに

山梨の三角墳形土製品を紹介し、若干の考察を行い、私見を述べてみたいと思ったが、小林・小島両氏のすぐれた研究成果を追うことだけに終わった。

縄文中期後半から後期初頭にかけて、全国でも70数例の三角墳形土製品である。従来の分布図にあって空白の県にも、いずれ出土例が報告されよう。しかし、今日まで祭祀具・呪術具としての三角墳形土製品の全体数は少ないといわざるを得ない。今後とも用途などについて多くの類例を加えて、検討したいと思う次第である。

なお山梨の三角墳形土製品について、資料提供、ご教示をいただいた小林広和氏・山路恭之助氏に感謝申し上げます。

#### 参考文献

- 1) 八幡一郎「立体土製品」『考古学研究』第2巻第3号 1928
- 2) 近藤勘次郎・藤森栄一「越後中期縄文文化馬高期に於ける土製装飾具の発生に就て」『考古学』第8巻10号 1937
- 3) 小林康男「三角墳形土製品考」『長野県考古学会誌』37号 1980
- 4) 小島俊彰「三角墳形土製品」『縄文文化の研究』9 1983
- 5) 須玉町教育委員会「川又南遺跡」 1986

## 甲斐国巨麻郡の成立と展開

未 木 健

1. はじめに

近年の発掘調査の増加に伴って、新たな資料が次々と発見される北巨摩地方は、考古学研究の注目すべき対象となっているばかりでなく、古代史の分野でも関心が高まっている。それは、大豆生田遺跡を始めとする縄文陶器・灰釉陶器の多量な出土、城下遺跡・柳坪遺跡・湯沢遺跡などの出土鉄器・金具、各遺跡出土の多数の墨書き器、大小久保遺跡の土器窯、8世紀末から9世紀代にかけての巨麻都内にだけ使われたと思われる『須玉タイプ』の土器の存在など、畿内地方との交流・交易、律令官僚や識字層の居住、特定の地域圏を持つ集団の存在などを想定させる考古学的な資料が、発掘調査によって面的にも時間的にも大きな個性として集約され、他の地域と区分される可能性が生まれてきたことによる。

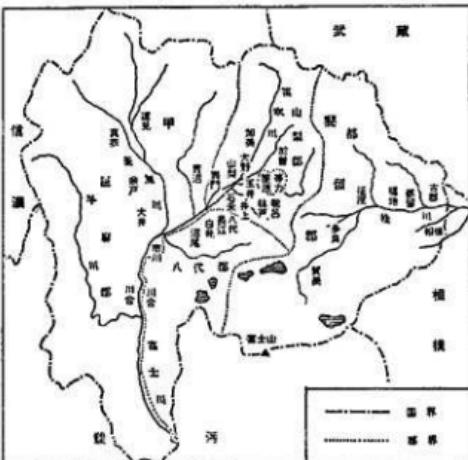
このことによじて、近年は拙稿「山梨県における平安時代の遺跡について」<sup>(1)</sup>、坂本美夫氏の「甲斐の郡(評)郷制」<sup>(2)</sup>、猪股喜彦氏の「山梨県における奈良・平安時代の集落遺跡」<sup>(3)</sup>、萩原三雄氏の「八ヶ岳南麓における平安集落の展開」<sup>(4)</sup>、八巻與志夫氏の「古代甲斐国郷配置の基礎的操作」<sup>(5)</sup>、拙稿「甲斐白鳳時代寺院の一様相」<sup>(6)</sup>など、古墳文化以降の考古学資料を使って都(評)・郷(里)について言及するものが多くなってきた。

そこで、今までの考古学的成果にもとづき、巨麻郡の成立と展開について若干の私見を述べたい。特に郡・郷域の想定と郡家

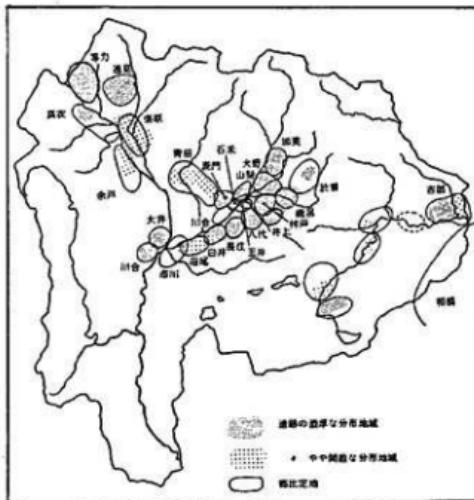
(評家)の位置、巨麻郡の豪族などについて、研究の端緒についたばかりで、多くの問題があろうかと思うが、あえて仮説を示しておきたい。

## 2. 研究小史

巨麻郡は、10世紀前半に編纂された『和名抄』に見える郡名で、初見は天平宝字5年の甲斐國句解(『正倉院文書』)にあり、『地藏靈験記』には「胡麻」とも書かれる。古代巨麻郡は現在の北巨摩郡、中巨摩郡、南巨摩郡と埼町市、甲府市、西八代都市川大門町の一部を含む地域で、山梨県のはば四半分にあ



第1圖 碳貝脫離網記憶圖



第2図 坂本説郡郷配置図



第3図 八巻説巨摩郡郷配置図

たる。郡内には等力・迹見・栗原・青沼・真衣・大井・市川・川合・余戸の9郷がある（刊本『和名抄』に記された郷名で、高山寺本には余戸がない）。

郷の位置比定については、『甲斐國志』<sup>(7)</sup>、『日本地理志料』<sup>(8)</sup>『大日本地名辞書』<sup>(9)</sup>をはじめ、各地の市町村誌（史）に取り上げられているが、これらを集約した磯貝正義氏の論考が、今日ではほぼ定説となっている。しかし、最近、坂本美夫氏は古墳分布や平安時代集落の分布から、現在の北巨摩郡内に等力・栗原の2郷が存在した可能性を想定し、等力郷は小淵沢町・長坂町あたり、栗原郷は高根町から垂崎市あたりに比定し、八巻與志夫氏は等力・栗原の2郷が北巨摩郡内にあり、栗原郷は高根町・長坂町あたり、等力郷は敷島町辺りに置くなど、新たな説が唱えられ始めているので、まずこれを整理しておきたい。

### 3. 郷の位置

3者の説が異なる郷について、私見を述べておこう。

まず、等力郷・栗原郷についてである。

磯貝氏の説に対して、坂本・八巻両氏は、古墳分布や平安時代集落遺跡の分布をもとに、巨麻郡内で新たな郷の存在が推定可能な地域を示し、それを山梨郷への飛び地といわれる2郷に当てている。新たな郷を等力郷・栗原郷の2郷に比定したそれぞれの理由は、坂本氏は遺跡群の存在と『和名抄』に記載された郷名が時計回りに

それを山梨郷への飛び地といわれる2郷に当てている。新たな郷を等力郷・栗原郷の2郷に比定したそれぞれの理由は、坂本氏は遺跡群の存在と『和名抄』に記載された郷名が時計回りに

郷名	畿貝説	坂本説	八巻説
等力	東山梨郡勝沼町等々力	北巨摩郡小淵沢・長坂	中巨・數島・双葉
	山梨郡内への飛地	平安時代集落分布	古墳分布
	地名	八ヶ岳山麓北東部	甲府盆地北東部
遠見	明野・須玉・高根・長坂	高根北・長坂東・大泉	明野・並崎藤井・中田
	塩川及び支流一帯	平安時代集落分布	塩川両岸
	地名・逸見筋・逸見氏	八ヶ岳南麓北側	地名・古墳・遺跡
栗原	山梨市栗原	北巨・高根・須玉・並崎	高根・長坂・大泉・小淵
	山梨郡内への飛び地	平安時代集落分布	地名・古墳分布
	地名	八ヶ岳南麓南部	八ヶ岳南麓北部
青沼	甲府市	甲府市・數島町	甲府市
	地名一青沼1丁目等	地名・町名・遺跡分布	町名・甲府分布
		荒川右岸含む	荒川左岸まで
真衣	白州・武川・並崎円野	白州・武川・並崎円野	
	地名・御牧真衣野牧	地名・平安集落分布	
	釜無川上流	釜無川上流	
大井	柳形・甲西・増穂・鍔沢	柳形・甲西	
	釜無川右岸	地名・古墳・平安集落	
	地名・大井庄・大井氏	釜無右岸・秋山川北側	
市川	市川大門～玉穂・田富	田富・三珠・市川大門町	甲府盆地中央部
	富士川左岸		釜無・荒川・笛吹川間
	地名・条里		地名・条里
川合	南巨摩郡中富・身延	南巨摩郡増穂・鍔沢	
	富士川峡谷右岸	釜無右岸・秋山川南側	
	河西内地方	平安時代集落分布	
余戸	並崎市南部・西部	並崎市清折～竜岡	
	甘利山山麓地帯	釜無川右岸	
	地名・甘利庄	平安時代集落分布	

記されているという想定であり、八巻氏は「高根町栗原」、「長坂町大八田字栗林」の地名が「栗原」の遺称とするものである。遺跡分布の観察という、新たな視点が高く評価されているが、しかし、両氏の説が成立するには、まだ各市町村の遺跡分布調査や発掘調査などが資料不足で、巨摩郡内で郷名を記した墨書き土器や木簡などの発見に期待するところであろう。又、山梨郡内の等力・栗原郷比定地での奈良～平安時代集落分布や、墨書き土器・木簡その他の出土遺物などの状況も、注意しておかなければならぬ。

特に、栗原郷は『正倉院文書』の天平宝字5年12月23日付甲斐國司解、及び同6年12月24日



第4図 甲府北西部古墳・窯跡・奈良時代遺跡分布図

●一古墳 ▲一天狗沢窯跡 ■一奈良時代道路

1. 高根西南古墳群
2. 高根小池古墳群
3. 長坂天王塚
4. 長坂三ツ墓塚古墳群
5. 6. 須玉若神子古墳群
7. 莪崎下円井
8. 明野三之藏古墳群
9. 莖崎藤井古墳
10. 莖崎大草狐塚
11. 菲崎竪岡妙見塚
12. 赤坂台古墳群
13. 粂島大塚古墳
14. 甲府加牟都塚古墳
15. 甲府湯村古墳群
16. 愛宕山古墳群
17. 横根・桜井古墳群
18. 粀島天狗沢窯跡

付石山院奉写大般若經所解（『大日本古文書』五所収）に「甲斐國巨麻郡栗原郷」の名が見え、そこには丸部千万呂、漢人部千代、漢人部町代などの人名も現れており、奈良時代の中頃（761年、762年）にはこの郷が成立していた事が知られる。ところで、北巨摩郡下の発掘調査された遺跡で、奈良時代に属するものは余り多くない。荻原三雄氏によれば8世紀の遺跡は2箇所<sup>(13)</sup>で、荏崎市中田小学校遺跡が8世紀中葉以降、須玉町大豆生田遺跡が8世紀末以降である。な

お、<sup>(14)</sup> 薩崎市駒井遺跡では8世紀末、1986年発掘調査の明野村上手清水端遺跡からも8世紀末以降の住居が検出されている。さかのぼって、古墳時代後期の遺跡は、長坂町柳坪遺跡、高根町小池遺跡、<sup>(15)</sup> 薩崎市藤井小学校周辺遺跡などの集落遺跡と、次の古墳群がある。

薩崎：藤井町藤井小学校南西の塚（火の雨塚？）・奄丘町坂の上の妙見塚・神山町武田の王仁塚（？）・下円井（金環3点出土）・大草字上条東割の孤塚古墳。

双葉：澁坂の往生塚2基・赤坂台上的狐塚・ニツ塚・双葉古墳2号

いづれも6～7世紀の後期古墳

明野：小笠原三之藏の穴塚

須玉：若神子湯沢古墳・同若神子小学校古墳（直刀・馬具・鉄鎌・銀製耳飾り1出土）

長坂：日野春の三ツ墓塚・夏秋の天王塚古墳（武器や馬具・金環・須恵器などが出土）

高根：西割赤羽根の塚屋古墳（勾玉・直刀）・同御花林古墳・下黒沢の聖人塚・小池丸山の丸山塚・小池船山の船山古墳・西割のくるめ塚・同辻の神の雄神古墳と神の雌神古墳・西割オソコウ寺のオソコウ寺古墳・下黒沢志合の方応院塚古墳

（この中には十三塚も含まれているかもしれない注意する必要がある。）

栗原郷は奈良時代中期には既に存在していたのであるから、少なくとも古墳時代後期には集落が形成され、すくなくとも平安時代初期までは活発に活動していたと想像することができよう。そこで、仮に北巨摩郡内に栗原郷が想定できるとすれば、非常に資料不十分ではあるが、上記の各時代の遺跡を含む地域が、栗原郷となるべき考古学上の条件を満たしている事になろう。

地 域	双葉敷島	薩 崎 東	薩 崎 西	明 野	須 玉	高 根	長 坂
古 墓	◎	○	○	○	○	○	○
古 墓 後 期 集 落	○	○	×	×	×	○	○
奈良時代集落	×	◎	×	○	○	×	×

註 薩崎市は筆無川で区切って、東・西とした。◎は遺跡の多い地域 ○は遺跡の少ない地域 ×は未発見地域

上の表からは、薩崎東部の藤井・中田の地域が最も条件が整っている事になる。しかし、このような条件の地域は、他の郷の比定地にもなりうるのであって、即断は出来ない。又、ここに取り上げられていない北巨摩郡内の地域に栗原郷を比定することも困難であろう。

次に、速見郷であるが、3者は微妙に地域が異なる。後世逸見庄とよばれて北巨摩地方の中心地となつたことから、その成立は古いものと思われる。古墳群の分布から見れば坂本氏の説は説得性にかけ、磯貝氏の説にはハケ岳山麓上の古墳群（+須玉）と塩川流域・明野の古墳群の2群が含まれている。この2群を形成した有力集団が、やがて1郷にまとまつていったのか、あるいはそれぞれが1郷を形成したのか意見の別れるところである。後説が八巻氏の説である。

平安時代初めには既に設置されていたであろう御牧は、甲斐国では巨麻郡内のみ柏前・真衣野・穂坂の3牧が置かれたと推定されているが、通説となっている各牧の比定地の近くに、

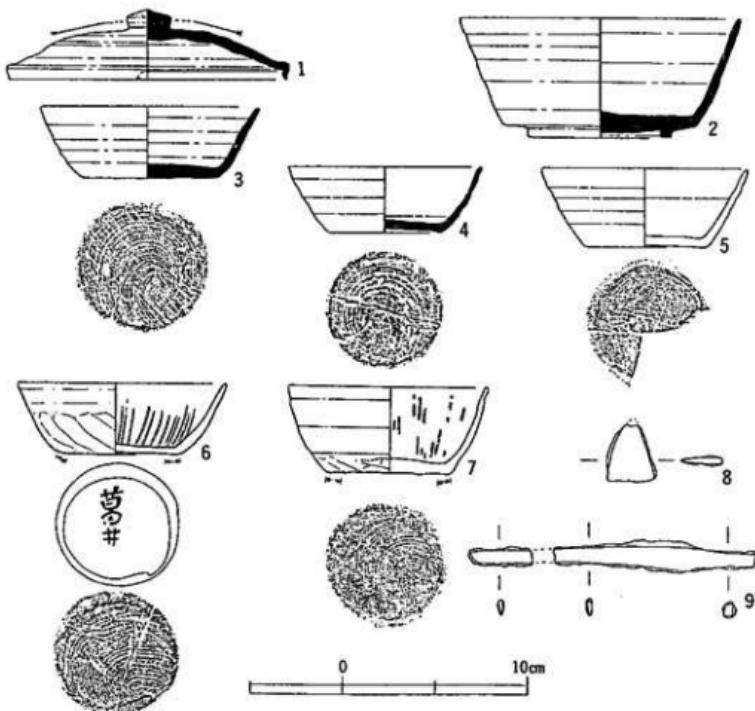
牧を管理した人々と結びついた郷の存在を想定すると、磯貝説では、柏前牧・蘿坂牧に接して速見郷があり、真衣野牧には真衣郷がある。坂本説では柏前牧は栗原郷、蘿坂牧は速見郷が対応する。全國的な牧と郷のかかわりは調べてないので、どの程度の親密性があるのか不明であるが、文献では柏前牧と真衣牧は同一日に駒率の行事が行なわれているので、柏前牧は蘿坂牧と同一郷域内に存在したと考えるより、別郷に属していたと考えるのが自然ではないだろうか。別節に詳述するが、柏前牧は通説の八ヶ岳山麓清里・念場原周辺ではなく、長坂北部から小淵沢町・長野県諏訪郡富士見町周辺に比定できれば、真衣野牧や真衣郷との地理的関係も近いものになるであろう。従って、仮に、肥沃な耕地の多い韭崎市藤井・中田地区を中心とする地域に速見郷を充てると、八ヶ岳山麓の台上地域は別郷か真衣郷域を考えることができよう。しかし、次のような二つの可能性を考えると、速見郷中心地は八ヶ岳山麓台上地上に比定しておきたい。

真衣郷は牧の設置に伴って発達した郷と言われるよう、恐らく古墳築造期以降（7世紀後半以降）に牧が設置され、郷が成立したのではないかと思われる。成立の母胎となった勢力は、地理的に近く歴史も古い八ヶ岳山麓台地上の長坂町日野春・同夏秋・高根町西割及び、須玉町若神子地内の古墳群を形成した勢力のうち、馬の飼育に長けた集団の一部がここから別れて、新たな郷を組織したと思われる。それが、駒奉行事は真衣野牧と柏前牧が同一日となった理由の一部ではなかろうか。一方、磯貝氏が説くように、柏前牧がいち早く逸見牧（莊）に併合せられた結果、牧としての文献上の記述が3牧中最も早く消滅したと言うのであれば、逸見牧の含まれる速見郷の中心地を、須玉・高根・長坂の南部地域に想定することが可能になり、蘿坂牧が逸見牧（莊）に併合されなかったのは、その他の牧に比べ相対的に自立性が強く、速見郷の支配を受けなかったと言うより、元もと別郷に属していたから影響を受けなかったと考えたい。

では、速見郷に比定されない韭崎市中田・藤井を含む地域の正体は何であろうか。栗原郷が巨麻部内にあったとすれば、ここが可能性が高いことは前述したが、八巻氏は、韭崎市藤井町駒井が、668年高句麗滅亡後に日本に渡來した高句麗人の一部が居住した事から起きた地名である、という韭崎市誌の主張をもとに、藤井一帯や八ヶ岳南麓・茅ヶ岳山麓の開発は、高句麗人の手によって大々的に進められたと想定している。

又、1984年に発掘調査がされた韭崎市中田小学校遺跡からは、底部外面に「葛井」と墨書きされた平安時代初め（報告者はV期-9世紀第3四半期に位置付けている）の土器器底が出土（第5回）している。これは氏族名ではなく、後に藤井となった地名「フダイ」を表しているとすれば、『和名抄』に記載のない「葛井郷」が存在したか、あるいは、律令制度に「保」と呼ばれた、郷内の小さな集落、又は、国司の開発した国衙領が存在したかもしれない。藤井は中世・戦国期には藤井保と呼ばれていた。

「保」は郷よりも小さい単位として、「①律令制行政組織の郷里制の末端単位である五保の制、②都城制における保で、郷里制の保と同じ。③これらの戸を構成単位とした保は、その五律令制の弛緩にともなって、しだいに地域化し、郷や莊と同時限の行政区域を示すものとなつた。（中略）③の場合、その多くは国衙の管理下にあって郷司や刀禰など在地有力者が中心に



第5図 茅崎市中田小学校遺跡22号住居出土遺物

なって開墾した土地で、その開墾者が保司となり、その人名が冠せられて、恒富保とか成末名などと称せられた。したがって、その土地は国衙領ではあるが、保司の私領的性格の濃い土地であった。（中略）こうした保は中世においては荘園と同質のものとなつたが、しかしそれが国衙領であるとの認識はのちにまで残っている」という。なお、①の場合について、『日本古代史辞典』では、「國司が立保して保司を任じ開発せしめた國衙領で、11世紀ごろより急速に発展し、平安末期から中世にかけて地方行政区画となつた」と記されている。このことから、藤井保についてもその成立経過をこうした面から想定できないだろうか。

中田小学校遺跡22号住居址の墨書き『葛井』が書かれている上部器皿は、現在の土師器の編年研究から9世紀中葉～後半でも早い時期に位置付けられている。従って、この『葛井』が地名であれ、人名であっても、この地が『葛井』とかかわりが在ったことに変わりがなく、後の『藤井』という地名も、その起源は平安時代初期にまで、さかのぼり得ることが確実となったわけである。しかも、中世の資料には、『藤井保』という呼びかたがされており、『日本古代

史事典』や『日本歴史大事典』によれば、中世の『保』はその起源を平安時代後期にまで上らせて考えられるという。このことは、平安時代初期の『葛井』が、平安時代後期には『葛井保』と呼ばれ、中世には『藤井保』となつたとしても不思議ではなかろう。

では、この墨書の『葛井』はどのような背景によって書かれたのであろうか。この土師器坏に墨書が書かれるより以前、凡そ70年ほど古い時代の甲斐国守に、葛井連道依という人物がいる。『続日本紀』巻35の宝亀5年3月の記事に、僅か職名のみが記されているだけであるが、葛井氏は百濟からの古い渡来人の一族で、奈良時代の漢詩人・歌人として有名な葛井連広成は、養老4年(720)5月、白猪史を改姓して葛井連の姓を賜り、天平勝宝元年(749)8月に中務少輔に任せられている。生没年は不詳である。道依は前記続日本紀に「正五位下葛井連道依為少将、勅旨少輔甲斐国守如故」とあるから、このとき甲斐国守であった。道依は宝亀10年(779)に改姓を願い出て、宿禰姓を賜っている。葛井氏には造東大寺司として活躍した葛井連荒海(古文書に750年~775年の間見える)や葛井連根道(古文書に761年~780年の間見える)がおり、道依と同時代に活躍しているが、一族の長として改姓を願い出ているのは道依であるから、葛井連の直系であろう。

なお、このほかに葛井連の一族で甲斐に関係したと思われる人物がいる。その人物は葛井連恵文であるが、恵文はフルネームで文献に現れるわけではなく、『正倉院宝物銘文集成<sup>(36)</sup>』に記載されている「太狐兎面袋白絹裏」にある墨書「□國巨麻郡青沼郷物部高嶋調□志匹」に添え書きされた「正八位□連恵文」なる人物と同一人物ではないかと思う。この墨書の人物については、纏貝氏は記述されている位置から専当国司であろうと推定しているが、断定はできないと言う。なお調<sup>(37)</sup>は「天平勝宝三年(781年)を下限とする数年間のある年に貢納された」と考えられている。

葛井連恵文は天平6年(734)7月、右京九条三坊の戸頭として文献に現れ、次は某年、左京六条三坊戸主、從八位下として見え、天平宝字2年(758)7月從七位上より外從五位下に叙せられている。従って、「天平勝宝三年(751年)を下限とする数年間」に、甲斐国司の掾(官位は正八位上)として赴任していた事も想定できる。なおこの時代に、他に《連》姓で名前が《恵文》、しかも官位が正八位に相当する人物がいるであろうか。『続日本紀索引<sup>(38)</sup>』で当時の人名を調べてみたが、該当するような人物は彼一人であった。が、文献に現れないからと言って、恵文の姓を「葛井」と断定する事もできない。『葛井連恵文』の可能性が非常に高いと想定できるということである。

朝廷で重く用いられた葛井氏が、国司在任中に国衙領や未開墾地を耕営し、そこを私領化したとしても、このような事は当時の一般的な事象であったから、問題にはならなかったであろう。葛井氏の開墾対象地となった空閑地が、並崎市中田町・藤井町周辺であったのは、高句麗系渡来人が靈亀2年(716)に武藏国に移住した後、このあたりが放置されたことによって、8世紀後半の時期には相当荒廃が進んでいたのではなかろうか。

葛井はいつから逸見庄(荘)の一的一部分として呼ばれるようになったのであろうか。文献では永禄元年(1562)5月吉日の熊野參詣道先達代官職補任状写に「逸見庄内藤井五郷」とみえるのが

最初である。『和名抄』の時代からは600余年も経過しており、この間甲斐源氏の勃興・発展によって地名の拡張や変化も行ったであろうから、古代の遠見郷の郷域を直接的に証明する資料とはなりえない。しかし、この点について、考古学的に検証できる資料または方法も、今のところない。

今までの事をまとめると、①遠見郷は八ヶ岳南麓の長坂・高根・須玉町の南部に想定される事。②立崎市藤井・中田地域は当初、遠見郷とは別の『葛井保』として成立し、中世に逸見庄として合併された、ということになるであろう。

次に、青沼郷であるが、甲府市の荒川左岸域を想定する磯貝・八巻向氏にたいして、坂本氏は荒川右岸の敷島町を含んで考えている。八巻氏は荒川右岸から北巨摩郡双葉町一帯に等力郷を置いているが、その根据は赤坂台古墳群等の存在によるものである。甲府市北部の山脈には帝状に古墳群が連なり、羽黒山・湯村山・愛宕山・夢見山・八人山・人藏經寺山などの山中や山頂には、横穴式石室を持つ古墳や積石塚古墳などが今でも相当残っている。これら古墳群の発掘調査は、赤坂台古墳群と甲府市横根町の積石塚古墳が数基対象となつばかりであるから、古墳群の石室構造や出土遺物の差は詳細に述べることは出来ない。したがって、そのことから郡や郷の成立差を求めるることは困難である。

しかし、赤坂台地・片山・湯村山に西・北・東を囲まれた地域は、敷島町犬狗沢窯跡の発見によって、新たに評価が高まっている場所である。この窯は、白鳳時代の瓦と須恵器を焼いており、多量の平丸や丸丸が表面採集できるし、1986年12月に町教育委員会が行った試掘調査でも登窯3基が発見されている。鎧瓦は八葉半弁蓮草文を持つことから、7世紀第3四半期に製作されたものと推定されている。白鳳時代の寺院は、その地域の豪族の氏寺か郡（又は評）寺の可能性が高いと一般的には言われる。そのとおりであれば、古墳時代後期の湯村山から赤坂台の間には、寺院建立を行えるような勢力のある豪族の支配地が存在したことになるし、評（郡）成立期には評造の居住地、あるいは評家もあった可能性がきわめてたかい。このような巨麻郡の中心地が1郷として成立していない事は不思議なことである。

のことから、青沼郷についてはつぎの2つの考え方が出来よう。

- ① 初期の青沼郷（または、前身の里）は、甲府市西部・敷島町・双葉町を中心位置していたが、後に郷域を甲府市中央部から南部にまで拡大した。
- ② 青沼郷は最初から甲府市中央部・南部を郷域として変化せず、甲府市西部・敷島町・双葉町には別郷があった。

今の段階では、どちらかと言えば①の考え方方が妥当ではなかろうか。②の説は八巻氏の等力郷説成立の根据である。

市川郷は磯貝氏の論文「郷の成立」<sup>(3)</sup>補注に、「この郷の位置は、冷泉天皇の安和二年（969）の山城国法勝院領目録（『平安遺文』2所収）に見える市河庄の境域に関する正確な研究に俟たねばならないと思う。これは甲斐國の莊園名の初見で、十世紀初頭にはすでに法勝院領になっていたという。合計十三町九段三百十歩の田地は一部山梨・八代両郡にわたっていたが、大部分は巨麻郡にあった。そのうち、「巨麻郡九条四市河里」というのがあり、ここが庄名の起

りであると同時に郷名の起りではないかと思う。今仮りに、「巨麻郡北一条」を甲府市甲府城跡（一条小山）辺とし、「九条三宮原里」を甲府市宮原町（旧鎌田村）とすれば、「市河里」はその隣接地となり、『和名抄』の市川郷を青沼郷の南方、現中巨摩郡玉穂村・田富町方面に比定する『大日本地名辞書』の説には近いことになる。そうすれば、今の市川大門町は市河庄の南辺にあったことになる。一案として提示しておきたい。」とあり、その説に従って、坂本・八巻両者の説もほぼ一致しているが、坂本氏は三珠町を郷域に含め、八巻氏は笛吹川以南を含めていない。坂本氏も指摘しているように、最近までこの地域では平安時代の集落遺跡が発見されていないが、1985年に甲府市教育委員会が実施した市内の遺跡分布調査によれば、この地域に最も近い旧鎌田村（現在の大里・宮原・高室・堀之内町）地域には、占墳時代から中世の桜林A遺跡を始め、平安時代以降の砂間遺跡・東耕地遺跡・桜林B遺跡・柿ノ久橋遺跡等がある。同様の条件である玉穂町・田富町一帯にも、占墳時代から平安時代の遺跡が分布していると想定しても良いのではなかろうか。なお、平安時代末に常陸国から市川莊に配流された、源義清を祭る義清神社が中巨摩郡昭和町にあり、甲府市宮原町には延喜式内社と社伝に言う宇波刀神社<sup>30</sup>が存在するなども、市川郷をこの辺りに比定しうる資料の一つであろう。

次に、川合郷と大井郷の位置は、古墳群の分布状況、平安時代集落分布などから、秋山川を境に中巨摩郡甲西町・櫛形町・若草町辺りを大井郷、南巨摩郡増穂町・鰐沢町辺りを川合郷とする坂本氏の説が最も有力であろう。余戸郷は異論のない郷である。

以上、3者の郷位置について私見を交えて述べてきた。特に問題として取り上げられるものは2点ある。磯貝氏の栗原・等力2郷飛び地説の通り、ハケ岳山麓から塩川流域・茅ヶ岳西麓を速見1郷として見るか、あるいは古墳群や遺跡分布などから速見郷の他に、幾つかの別郷を充てる事ができるかという点がまずある。次に、甲府市西部から敷島町にかけての古墳群・天狗沢塚跡から、巨麻郡成立の最も中心的1郷が、ここに存在していたことが想定できる点である。この2点が、坂本・八巻両氏の問題としているところである。

筆者の郷案は7節で示す。

#### 4. 巨麻評家（郡家）の位置

かつて巨麻郡の郡家について論考された事は少ないとおもう。それは、他の郡のように郡名と同一の郷名が『和名抄』に記されていないからであろう。各郡と同一郷名は、山梨郡一山梨郷、八代郡一八代郷、都留郡一都留郷で、その位置は第1図の磯貝氏の説によれば、山梨郷は東山梨郡春日居町・山梨市南部に比定され、八代郷は御坂町の一部と八代町の北側、都留郷は上野原町鶴川辺りが比定される。しかし、具体的な地名や評（郡）家遺跡・評（郡）家遺構などは発見されていないので、これらの郷に各評（郡）家が置かれた可能性が高い事を想定しているだけである。

この時代の評（郡）家遺跡について、その成立と意義について研究を重ねている中山敏史氏は、「郡衙遺跡は、各郡（評）の行政的領域にあたる地域における5～7世紀頃の古墳や集落跡、7・

8世紀創建の寺院跡の分布地区との位置関係によって、在地有力氏族の本拠地に営まれた本拠地型郡衙遺跡と、その本拠地を離れたところに造営された非本拠地型郡衙遺跡とに大別できる」という。本拠地型郡衙遺跡はA・B類に分けられ、A類は「郡域内において伝統的に優勢な力を持ち、代表者としての地位を占めてきた有力氏族の本拠地に造営されたものである。本類は、郡域内の他所に比べて相対的に規模の大きな古墳が集中する区域に立地する点を主な指標としている。それは、他地区に比べて相対的に大型である古墳が有力氏族の墳墓であり、一般的にはその氏族の本拠地に営まれたと考えられる」という。B類は「有力氏族の本拠地に造営された点ではA類と共通する。しかし、本類の場合には、その氏族が、郡域内の代表的氏族としての地位や勢力を必ずしも伝統的に保持していたのではなく、他地区に本拠をもつ有力氏族との競合関係にあったと考えられる。このB類は、郡域内に認められる主要古墳や集落跡の集中地区数か所の内のひとつに立地していることを指標」としている。なお、非本拠地型郡衙遺跡は「郡域内における6世紀以前からの主要古墳や集落跡の集中地区から離れて立地する」点に主な指標があるという。

このような山中氏の示した類型に比べて、甲斐国各郡の郡家(衙)はどうであろうか。甲斐国各郡についてその位置を述べたものは余り多くはない。山梨郡家(衙)について『大日本地名辞書』は現在の春日居町国府が「山梨郡の郡家の地」としており、仁科義比古・大場磐雄氏は「国府の名は郡家の設置に因み、郡府或は小府よりの転訛とも考えられよう。(中略)此處が国府の支廳を兼ねて居ったため、国府と同様に認められた結果であるとも見ることが出来よう」という。これにたいして、春日居町国府を律令時代の甲斐国府とする説も多いが、ここでは論旨から外れるのでふれない。八代郡の郡衙については、『甲斐国志』は「八代は元郡司少領等の地所にして、郡名の因りて起る所なり」と言っているが、八代町誌ではこれを引用したうえで、「郷内の高家は(小岡と古文書に見える)は郡家の転じたもので郡庁舎のあった処と思われる。(中略)この二郷(八代・長江郷)をとりまく米倉は古昔官米を置いた米倉より起った地名」と想定している。都留郡家については諸説がある。都留郡には古郡郷と都留郷があり、古郡郷は上野原町に比定する説と、都留市禾生字古川渡という説があるが前者が有力である。又、都留郡は上野原町鶴川に比定されており、初期郡家が古郡郷に在り、後に都留郷に移されたと言われている。

さて、本題の巨麻郡の郡家であるが、前述したように郡名と同一郷名が存在しないことから、その位置については殆ど触れられた事は無かった。しかし、敷島町の天狗沢窯跡から発見された白鳳時代の鏡瓦の出現によって、人まかな地域を想定できるようになった。その地域は寺院建立の施主となったであろう評造クラスの地方豪族の拠点に近接していたと想定できることである。つまり、甲府市湯村山から北巨麻郡双葉町の赤坂台にはさまれた荒川の両岸地域である。山中敏史氏の言う類型では、本拠地型A類に属するであろう。

坂本氏の言う「甲府北西部の勢力の評」とはこの地域のことであり、磯貝氏も「のちの巨麻郡の前身であり、その勢力の中心が他ならぬ青沼郷(=里)であった」と言っている。

それでは、この地域が巨麻評(郡)の中心地域であったことを証明した、天狗沢窯跡出土鏡瓦

について、その概略を述べておこう。

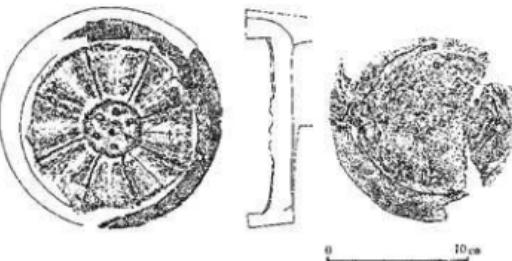
## 5. 天狗沢窯跡と寺院建立の勢力について

本窯跡は中臣摩郡敷島町天狗沢字北川にある。甲府市の北西方、茅ヶ岳から南にのびた赤坂台地が、貢川によって南北に開拓されている。地元ではこの沢を通称「弘法沢」と呼んでいるが、その沢の左岸、南西向きの緩斜面（標高328m付近）が遺跡である。南側には天狗沢集落があり、遺跡東側には金山神社が鎮座する。布日瓦や須恵器が散布しているのは凡そ1000m<sup>2</sup>であるが、特に密度の高い範囲は桑畠西側の2~300m<sup>2</sup>である。

この窯跡については既に筆者が1979年に「山梨県における瓦窯址—敷島町天狗沢窯址を中心にして」で平瓦・丸瓦・須恵器等を報告し、須恵器の溶解したものなどが伴出することから窯跡の活動年代をここでは7世紀~8世紀前後と考えた。その後、佐野勝広氏によって鐵瓦中房部分と平瓦が資料紹介されている。

1986年春に筆者が採集した鐵瓦（第6図）は完形品ではなく、丸瓦がはずれ瓦当面も一部破損している。推定の径は15~16cmで周縁幅1~2cm、内区直徑12.5cm、中房直徑4~4.3cm、瓦当の厚さ下端3.3cm、丸瓦との接合部で4.3cmである。周縁は華弁よりも1.0~1.5cm高い。丸瓦とは上部で接合され、瓦当表面にまで達している。従って、瓦当周縁上部は2cmと幅が厚く、下端部では1cmの幅である。瓦当裏面下半には、一本造り技法で多く見られるように、丸瓦の不要部分を削り取った跡が周縁状に残っている。裏内面はヘラで整形されているために布目痕が残っておらず一本造かどうかは不明である。中房は華弁よりも若干高く平らに作られており、中央に1、周間に6個の凸状蓮子が配置されている。蓮弁は八葉素弁で中肉のまるみをもっている。各弁間は極めて細い降線によって仕切られており、各弁の中央には放射状に幅2~3mm高さ2mmの稜線が施されている。弁端は幅2~3mmの隆線で縁どりされているが、先端は明確に描かれておらず、周縁部を内側に起こしたときに潰れて膨らんだように見える。しかし、他の破片資料では沈線の施されているものもあるので、製作途上で沈線が不明確になってしまったものと考えられる。弁尖の稜線が弁端を突き抜けて周縁まで達している部分もあるが、これも周縁部の整形によるものであろう。周縁部前面は横へラ調整、側面は後ろから前面に向かってややラッパ型に開くように削りながら調整している。瓦当面の厚さは中房で1.5cm、弁間の最も薄いところで約8mmである。色は灰白色で、砂粒子はあまり多くない。

この瓦は八葉素弁蓮草文で、



第6図 天狗沢窯址採集鐵瓦

弁尖に稜線の入るものは高句麗様式第2形式といわれ、飛鳥時代・推古天皇11年(603)に蘇我種目が建立した奈良県にある豊浦寺(とゆらでら)に使用されたものを最古として、奈良奥山久米寺、同中宮寺、滋賀県南滋賀庵寺、徳島県立光寺(りゅうこうじ)、愛知県基日寺(じもくじ)、福井県深草庵寺、石川県弓波庵寺(ゆみなみはいじ)、富山県御亭角庵寺(おちんかどはいじ)、新潟県横瀬山庵寺、埼玉県西別府庵寺などから出土しているが、いずれも飛鳥～白鳳時代のものである。これらのうち蓮弁が肉厚で弁間が離れており、間に珠粒や二重の現華弁が退化したくさび型を表すものが本来の形式であるが、本窯跡の瓦は弁間を微隆線で区切るだけで表現が弱いことから、ここではひとまず白鳳時代(7世紀後半)の製作と考えたい。併出須恵器は前回の報告資料以外に新しい遺物を採取したが、それは溶解した坏2個体が入れ子状になっていたもの、及び小型壺口縁破片の2点である。その他の表面採集資料は未整理のため年代決定に参考となる物かどうか定かではない。採集した須恵器の資料は坏、瑠等であり、蓋で返りを持つものや、坏身で受部を有する物などは一片も無いことなどから須恵器の生産期間はA.D.650～800年前後に位置し、削業はA.D.650年を挟む時期、即ち猿投窯編年東山50号窯式～岩崎17号窯式の時期と推定できる。

本窯が瓦と須恵器と一緒に焼成した瓦陶兼業窯だとした場合、須恵器生産の窯を瓦窯にも転用したもので、現地形の傾斜からして登り窯と思われる。しかし、最終的に瓦窯として専業化されたのか、須恵器窯に戻ったのか、兼業窯であったのかは発掘調査によらなければ判断できない。余談ではあるが、寺本庵寺に瓦を供給したといわれる川田瓦窯は敷高地の南面傾斜部に位置しており、このことから半地下式の平窯の可能性が高い。平窯は全国的には8世紀前半から半ばにかけて普及したと言われているので、寺本庵寺の年代を再検討すべきか、川田窯が補修元の窯なのか調査がまたれる。

これらの瓦の使用目的は何であろうか。宮殿建築に初めて瓦が葺かれたのは7世紀末の藤原宮の造営の時であるから、甲斐国で7世紀後半に寺院以外で瓦が葺かれる事は、まず考えられないであろう。従って、天狗沢窯の瓦はこの近くの寺院に使用された確率が高いということになる。白鳳時代の寺院は甲府盆地東の春日居町に寺本庵寺がある。寺本庵寺からは過去数回の発掘調査に於いて5種類の鎧瓦が発見されているが、当瓦窯の鎧瓦とはいずれも異なっている。又、寺本庵寺の瓦窯と言われている川田窯からは寺本庵寺出土の円窓瓦は4種類出土しているので、寺本まで天狗沢窯の製品が運搬されたとは考えられない。そこで甲府盆地西側で、瓦の分布している場所がないかどうか若干の分布調査を実施した。ところが、近辺で布目瓦が多量に散布している場所は今のところにも発見されていない。古伝説には、養老年間(717～724年)に行基が地蔵菩薩を刻み竜王村の北方高地、旧称鰐原岡に安置し寺を法城と号し、国土安泰の祈禱所となした寺があったというが、養老年間では前述の年代観よりやや新しく、かつて鰐原岡と呼ばれた現在の赤坂台上付近にも瓦散布地は見当たらない。むしろ甲府西部から敷島町、竜王町の平野部の何処かに白鳳時代の寺院が建立されたかもしれないが、洪水等で埋没したか、あるいは流失してしまったと見るべきであろう。しかし、今回の鎧瓦発見によって、寺本庵寺勢力に先行・対峙する豪族の活躍が想定される処となった。天狗沢窯から生産された瓦が其

体的に何處で使用されたのか現在のところ明確ではないが、前述したように甲府西部・敷島町・竜王町の一画にあった寺院の屋根を葺いたとすれば、東は湯村山、北は片山、西は赤坂台、南は国鉄中央線沿いで区切られる地域に、有力豪族の存在を想定しうるのではなかろうか。6世紀末から7世紀前半代は、古墳を盛んに築造していた時代であり、この地域でも數多くの大型古墳が今日まで残っている。これらの被葬者の一族が、後の寺院建立の主体者となつたであろうし、評(郡)成立期における中心的勢力となつたものと思われる。

甲府盆地内での6世紀後半から7世紀前半にかけての政治的動向については、後期古墳の分布や変遷を調べることによって概観することができる。橋木博文氏、坂本美夫氏らは、後期に新興勢力として台頭した八代勢力・御坂勢力・甲府北西(甲府市湯村周辺)勢力がそれぞれ地蔵塚・姥塚・加牟那塚のような巨大な横穴式石室をもつ古墳を築造し、7世紀には新たに春日居山梨勢力や甲府北東勢力・赤坂台勢力などが加わり6~9m規模の横穴式石室が各地に展開してくるようすを、中央政権とのかかわりで述べている。

これからすれば、甲府盆地北西部には6世紀後半以降7世紀中頃まで、甲斐国を二分するような有力豪族が存在していたであろう事は自明である。甲府北西部には湯村山周辺の万寿森古墳・加牟那塚古墳・湯村山古墳群・千塚古墳群・敷島町大塚古墳・赤坂台古墳群などが密集して分布(第4図参照)しており、建評にあたって、坂本氏の言うようにまず盆地北側の旧開拓勢力を東西に分断したとすれば、愛宕山の西を流れる藤川と、これが合流した渕川下流のラインあたりが分割線ということになる。

このように、古墳群の変遷・分布状況からしても、甲府北西部は白鳳時代の寺院建立を可能とする有力な政治的経済的勢力が存在したものと確信できる。即ち、この地域では群を抜いて大きなこの勢力が、巨麻評建評にあたって中心的な位置を占めたであろうから、当然、巨麻評家(郡家)は勢力の中心地である湯村山と赤坂台の間辺り、後の青沼郷の一画に存在したと思われる。

しかし、元々この地域に勢力を有していた豪族が中心となって巨麻評を建てたとすれば、評名の『巨麻』は『高句麗』の滅亡(668)以降、大勢の高句麗人の移住によって命名されたという考え方とは、幾つかの疑問が生じてくる。

つまり、次のような甲府北西部の在地勢力と等力・栗原郷の勢力の関係や巨麻郡内部での力関係である。

①高句麗人が大舉して移住した後に、この地の有力豪族を核として評が建てられたとすれば、栗原・等力の2郷が磯貝氏の想定するような山梨郡内の飛び地であっても、「巨麻郡の政治的中核」の郷ではなく、別の要素を想定しなければならない。

②後期古墳の規模では、勝沼町等々力や山梨市栗原周辺にある古墳とは、比較にならないほど質量とも群を抜いている甲府市北西部の古墳群の存在から、この地の有力豪族は旧甲斐国造勢力中でも、1、2番の勢力があったことを想定できる。その勢力が山梨郡中に飛び地をつくる理由が判然としない。

③天狗沢窪は少なくとも7世紀第3四半期には操業を始めたと思われ、寺院建立の為の地割り、

縁引きや造成もほぼ同時に始まったであろう。そこでは評造が中心になって指揮し、高句麗系渡来人や地域農民を動員して、一丸となって造営に精力を傾けていたに違いない。山梨郡内に基盤を置く評造が、甲府西部勢力を押し退けて寺院を建立していたと考えるより、甲府北西勢力が寺院建立の施主となり、評造でもあったと考えるのが自然であろう。

④山梨郡中の飛び地であったと言われる栗原・等力郷が、「政治的中心地」であった場合、その勢力は甲府北西部勢力と高句麗系渡来人の両者を包括できるような存在でなければならぬが、それは一体どのような勢力であろうか。

⑤7世紀第3四半期という時代に、それまでの在地有力豪族と交代（あるいは併合）して、高句麗系渡来人を中心とする評（郡）が建てられたとすれば、巨麻郡と命名されたにも拘わらず、なぜ郡名を持つ巨麻郷は置かれなかったのであろうか。

これらの疑問を解くには、天狗沢窯を創業させた勢力を把握するのも一方法ではなかろうか。

## 6. 巨麻郡の豪族

巨麻郡に関する氏族には上村主、丸部、物部、壬生がある。このうち上村主が管理者となっていた漢人部、及び丸部は巨麻郡栗原郷に居住している。<sup>(註)</sup>栗原郷が磯貝氏の説くように山梨郡中への飛び地であったとすれば、ここでは除外しても良いであろう。しかし、前述のように、近年考古学の分野から古墳や平安時代遺跡分布資料によって栗原郷・等力郷は巨麻郡の飛び地ではなく、現在の北巨摩郡内に想定できる可能性もあることが坂本美夫氏や八巻忠志氏によって主張されている。従って、漢人部の管理者である上村主が現在の北巨摩郡下に居住していたとすれば、これこそ最も注目しなければならない豪族ということになる。

上村主の統轄者は中央豪族の東漢氏であるが、この氏は大和朝廷がさかんに朝鮮に進出をはじめた4世紀後半から5世紀前半に渡來し、おもに漢・魏系統の楽浪文化を伝え、有力な中央豪族に成長したといふ。甲斐国にいつごろから漢人部がおかれ、及び上村主が居住していたのかは不明であるが、関免氏は「大化前代に古い帰化人の氏である東漢氏の部民が、巨麻郡栗原郷あるいはその付近に置かれていたことが推測できる」としているから、7世紀には甲斐国に居住していたであろう。

東漢氏は古墳後期時代には穹窿式横穴式石室という独特の古墳を築造し、飛鳥・白鳳時代寺院の屋根には輪縫文縁蓮華文鎧瓦という特徴ある瓦を使用することが多いと言われている。甲斐にはこのような特徴的古墳も鎧瓦も見られないことから、上村主が東漢氏の直系氏族ではなかったか、漢人部及び上村主の設置・居住が7世紀も後半であったかと思われる。

次に物部氏についてであるが、関係する物部神社が現在の石和町松木にあり、この地は『和名抄』の山梨郡表門郷に属している。従って、磯貝氏も述べているように、天平勝宝4年（752）4月9日の東大寺大仏開眼供養に演じられた舞楽の伎樂面を収納する袋の裏翼に使用された白絹に、「巨麻郡青沼郷物部高嶋」と記された人物の存在から、山梨郡表門郷を中心に

住んでいた物部勢力の一部が、巨麻郡にまで広がって居住していたと推定できるので、物部氏は巨麻郡の主要な氏族ではなかろう。

壬生氏については『三代実録』元慶6年（882）11月己巳条に「甲斐国巨麻郡人左近衛将曹從六位上壬生直益成」の名が見える。壬生部は6世紀末葉に設けられた名代または子代で、壬生直は壬生部の民を管掌するために全国に置かれた地方的伴造であったと言われている。巨麻郡の何處の郷に居住していたのかは不明である。壬生部は乳部とも書き東國の相模・甲斐・安房・常陸・上野・武藏などに広く設置され、強大な勢力をもっていた。なお、この部と仏教關係のつながりも指摘されているのは興味深いことである。<sup>99</sup>

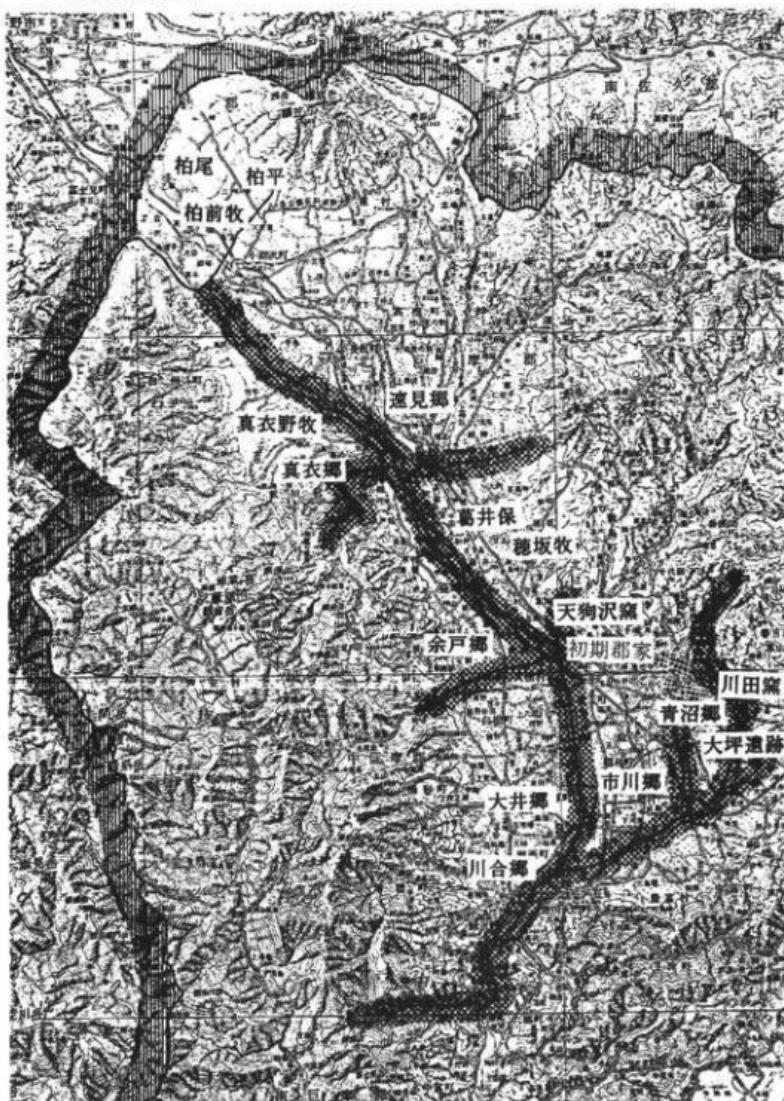
巨麻郡に置かれた漢人部の管理者の上村主を除く二つの氏族のうち、時代性や宗教的な關係から高句麗系渡来人の関係を求めるのは、どちらかといえば壬生直ではなかろうか。だが、壬生部が評（郡）成立当初から巨麻郡青沼郷辺りに設置されていた積極的証拠はなにもない。5世紀から6世紀にかけて置かれた、他の名代・子代の管理者たる日下部直・三枝直・小長谷直よりも1世紀も遅れて『直』が与えられたのは、甲斐国中心地から若干離れていたことが影響したか、山梨・八代勢力から独立したのが遅かったのではなかろうか。しかし、出現の時代は、6世紀後半の大型横穴式石室をもつ万寿森古墳・加牟那塚古墳の築造と符合し、以後、周辺に7世紀代の群集墳が盛んに築造されているから注目すべき勢力である。

なお、このほかに蘆崎市中川小学校遺跡出土の土器器底の墨書文字『葛井』がある。報告書ではこの『葛井』が、地名を表すものか氏族名を表すものか、にわかに決しがたいとしているが、筆者は遠見郷の位置について前述したときも述べたように、葛井は『続日本紀』宝亀9年（778）3月10日の条に見える甲斐国守正五位下葛井連道佐、あるいは正倉院宝物太祖児面袋白絹裏の墨書「正八位□連惠文」（葛井連惠文？）と関係が有るのではないかと推測している。しかし、この氏族が直接居住していたか、あるいは配下の保司がこの地域を支配したか分からぬが、文献上でも現れるのは8世紀中葉以後であり、土器からは9世紀以降に存在が知られるので、古代からの在地豪族には入らないであろうし、活躍した時代も違う。

以上の事から、仮に、甲府北西部の在地有力豪族が壬生氏であったとすれば、大化5年（649）以降に律令体制が国造制から評制に移行した時点でも、評造として任命されるほど強大でなかったか、あるいは支配地域が評城とするほど広くはなかったかと思われる。それが、668年以降の高句麗系渡来人の移住によって、居住範囲の拡大と人口の大きな増加がおこり、農業・牧畜・産業の活性化と政治的発言力の高揚がもたらされた結果、建評へと国家を動かしたのではないかだろうか。犬狗沢窯を築いて寺院建立を始めたのも、当時盛んに寺院造営援助策を進めていた国家に対して、建評へのデモンストレーションの一つであろう。建評にあたって、関氏や磯貝氏が言うように、高句麗の渡来人が多かったから『巨麻』という評（郡）名が付けられたのだろうが、壬生氏は評造として巨麻評（郡）の実権を握っていたのではなかろうか。

しかし、栗原郷に勢力のあった漢人部・漢部・上村主とどのような関係なのかなは、現時点では把握できない。

## 7. 巨麻郡の郡域

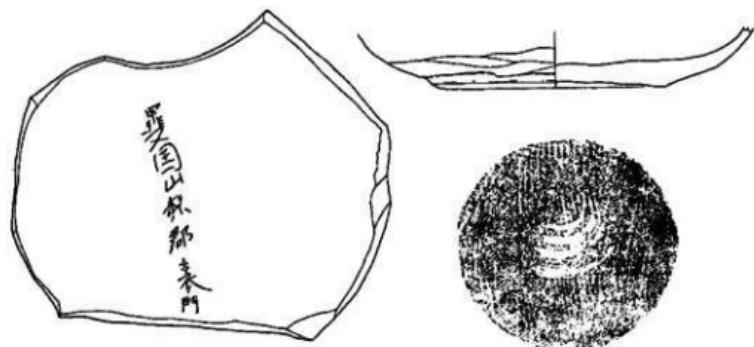


第7図 巨麻郡域と郡家・郷・御牧等の配置

巨麻郡の郡域については、磯貝氏の論文「郡の成立」に記述されている範囲が現在の通説となっている。それは「位置比定は『中斐国志』『日本地理志料』『大日本地名辞書』その他の地誌類を参照し、私見によってまとめたものである。以上の7郷（速見・青沼・真衣・大井・市川・川合・余戸）の配置を考えるに、現北巨摩郡及び韮崎市に速見・真衣・余戸の三郷、中巨摩郡から南巨摩郡にかけて大井郷、南巨摩郡に川合郷があった。そして市川郷は後世八代郷に入り、青沼郷は山梨郡に入ったから、当時の巨麻郡の郡域は現在の北・中・南巨摩郡のはか、さらに西山梨郡（現甲府市）・西八代郡の一部も包括する広大な地域を占めたことになる。しかも当時の巨麻郡には右の他、さらに問題の等力・栗原二郷があった」という内容である。特にこの中で、郷城として観点も含んで述べられているのは、市川郷・青沼郷・等力郷・栗原郷であろう。後ろの2者については山梨郡中への飛び地として見るかどうかは、既に考古学的資料の増加によって、検討すべき対象として注目されているところである。

前2者のうち市川郷は、昭和町の義清神社の発掘調査（1985年度）、甲府市・昭和町の分布調査（1985年度）の成果によって、現在の市川大門町を中心に考えるよりも、甲府盆地中央部に比定するという磯貝氏の考え方に対して、考古学上や文献史学・歴史地理学上でも評価が高まりつつある。しかし、氏が述べているように、冷泉天皇の安和2年の「山城國法勝院領目録」に見える市河莊の境域に関する研究成果を持って結論をすべきであろうし、筆者もこの地域の郡境界に対する新資料を持っていないので、現状の説に従っておきたい。

青沼郷の東限界は、郡域のうち山梨郡との境界を、人為的な条件に基づいて設定されたとし、現在の甲府市西部の旧市街地は巨麻郡青沼郷に、東部の新市街地は山梨郡表門郷に属していくこと、またそのすぐ東の川田町には、古代山梨郡の中心地、山梨郷に位置する白鳳時代の寺院である寺木庵寺の瓦を焼いた川田瓦窯跡があるから、この辺りは山梨郡域に含まれ、それ



第8図 大坪遺跡出土刻書土器（報告書より）

より西側のあたりが郡境となろうという磯貝氏の推定である。

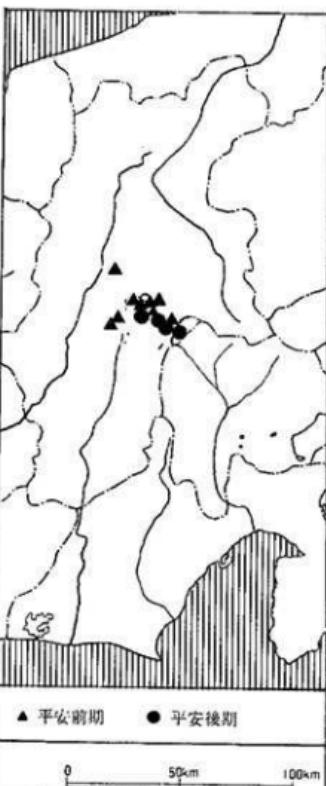
川合沢は考古学的な遺跡分布からは、甲府盆地の南部に収まってしまうのではないかろうか。鶴沢以南の富士川峡谷両岸は、平安時代集落の極めてまばらな地域で、大規模な集落跡は発見されていない。従って、今のところは巨麻郡の南境界も現在の鶴沢町南辺りとすることができるよう。

さて、北側の郡域、即ち甲信国境であるが、八ヶ岳西麓については現在の県境の通りではなかった、と推定される資料が幾つか見付かってきている。まず、中央道の開通に伴う発掘調査などによって、本県内は勿論長野県諏訪郡富士見町、同原村で平安時代集落が幾つか発掘され、そこから発見された土師器の特徴から、甲斐で生産された上器が相当量使用されていることが分かった。平安時代始めの遺跡は八ヶ岳山麓でも若干見られるが、そこを越えて諏訪湖周辺の十二の后遺跡・茅野市構井阿弥陀堂遺跡を始め塩尻市吉田向井遺跡、松本市高岡中学校遺跡、上伊那郡箕輪中道遺跡などの古代東山道沿線の遺跡にも出土しており、甲斐と信濃のつながりが知られる。

平安時代後期には八ヶ岳山麓でも遺跡が爆発的に増加し、長野県内の八ヶ岳山麓から甲斐型の杯や甕が多量に出土している。例えば原村阿久遺跡では8軒の平安後期集落から約12点の甲斐型壺・甕が出土しているし、富士見町足場遺跡では14軒の平安後期集落から20点をこえる甲斐壺・甕が出土している。しかし諏訪の十二の后遺跡や茅野市の判の木山東遺跡にまで行くと僅か一点になってしまい。このことから現在の県境である甲六川よりも更に北側が平安時代後期には国境であったのではないかと推定される。

文献の面からは、古代・中世の国境が現在の甲六川よりも北側の立場川である可能性が高いことを、小林増山氏及び筆者が上張しているところである。

『諏訪神使御頭之口記』に「天文四年乙未、此年武田信虎と碧雲斎、堺川に参会、当社御宝をもたせられ、堺川において御宝鉢を以て仰せられ候、神長つらの箱に御宝をそえて、六人にかとがせ御供申、信虎・碧雲斎両所の間にて神長申立つかまつりならし申候、堺川まで御宝御越候事往古より是始に候、彼川の北のハタにてならし申候、往古よりなきはうに候間、九月十七日御宝鉢鳴る迄其月の内に又不会、武田殿よりの参詣金七出候。」とあり、天文4年（1535）



第9図 長野県内甲斐型土師器壺分布図

9月17日、諏訪上社神長官守矢頼真の仲介により、信虎は碧雲斎（諏訪）頼満と当時の甲信国境であった堺川の北岸で会見し、和議を結んでいる。<sup>(50)</sup> 和議成立の詳細については不明であるが、後の入会慣行並びに入会に関する文書からすれば、小淵沢から立場川までは以前より一つの生活空間として存在した事が、堺川を国境として和議の成立した背景の一つではなかろうか。

更に、これらの周辺地名を調査したところ、《柏平》《柏尾》などという地名が、富士見町地内に残っていることがわかった。《柏平》は富士見町葛久保の集落より北東、上の棒道あたりの八ヶ岳山麓を、明治時代以前には、柏平（かしわびら）と呼んでいたが、戦後の開墾によって三里ヶ原とか広原とよばれる地域に組み込まれるようになったという。北は鹿沢川から南は甲六川にはさまれた約1km×2.5kmの小範囲におさまる地域である。《柏尾》は富士見町小六集落の氏神柏尾社に関係する地名で、柏尾社は大山祇尊を祭り、「治部山神」と云、安政三年二月正一位柏尾山神と神位を賜る」社であり、その社名は地名を取ったと言われる。この社名が地名によるという点は非常に興味があるが、残念ながらこれ以上詳細な由緒については今のところ未調査である。しかし、このような地名の存在から、この地を柏前牧の一部に比定し、巨麻郡域に含まれる可能性が想定できる。

なお、1986年度に高根町教育委員会で清里地区の分布調査を実施したところ、旧桜山地域には平安時代遺跡が相当少ないことが分かってきたという。<sup>(51)</sup> この点については、整理中であるので正式な町の報告を待ちたいが、仮にその通りだとすれば、小淵沢～富士見町辺りが柏前牧であっても良いのではなかろうか。

これらの考古学的資料や文献資料・地名をもとに、筆者は八ヶ岳西麓の古代甲信国境を富士見町内の立場川あたりまでとし、しかも小淵沢から立場川の間に、御牧である柏前牧を比定した。この詳細については、山梨郷土研究会会誌『甲斐路』No.59号に報告してある。なお、八ヶ岳東麓の境界は今後の野辺山周辺の詳細分布調査によらなければならぬであろう。

## 8.まとめ

巨麻郡に関する磯貝氏、坂本氏、八巻氏、荻原氏を始め多くの先駆的研究成果の上に立って、郡内の郷位置、郡家、巨麻郡の中心的豪族、及び郡域について考古学成果と若干の文献資料を用いて私見を述べた。竜頭蛇尾の感も免れないが、巨麻郡の歴史的経過を想定し、まとめとしたい。

甲府北部古墳群の分布から、6世紀後半には加牟那塚古墳を築造するような強大な勢力が生まれていたが、国造制から評制に移行する大化5年（649）当時は、巨麻評が成立していないかったか、あるいは文献に残っていない別な名称で呼ばれていたかである。大宝律令（701）の制定に伴い、評制から郡制に移行するが、この時点では、既に668年に國が滅びて渡來した高句麗系渡来人が大量に甲斐にも移住し、そのため集落も増え開発地域も増加した。従って、これを管理掌握する行政組織が必要になり、高句麗の名称をとって巨麻郡がおこされた。評（郡）成立は天狗沢窪出十の白鳳時代瓦の製作年代と近い時代で、高句麗系渡来人が移住して間も無い

時期であろうし、郡家は大狗沢窓の近くだと思われる。

高句麗系渡来人の移住によって、農地の開墾・牧の開発は日々に進められたが、聖武2年(716)高句麗系渡来人が武藏国に移住させられて以来、この地方の生産力は落ち込み、荒田・空閑地などが各地に目立つようになった。この土地に目をつけたのが国司であったろう。彼等はこれらの土地を競って耕営したが、その労力は郷密集地である山梨郡や八代郡などから確保することが多かったのではなかろうか。葛井保はそうした国司の開発した国衙領の一つであろう。又、『続日本後記』承和2年(835)4月2日条の「甲斐國巨麻郡馬相野空閑地五百町賜…品式部卿葛原親王」という記事にも見えるように、平安時代になっても院宮王室などの荘園として開発されている。

巨麻郡が再び脚光を浴びるのは、奈良時代の終わりから平安時代になってからである。その原因は国家の東北経営・蝦夷制圧という軍事的活動が活発になり、東山道が軍事的・政治的・経済的にも東日本の重要な動脈として、大きく脈を打ち始めたからに他ならない。甲斐型土師器坏類が東山道に沿って分布する理由は、甲斐国守が巨麻郡経由で東山道に結び付いていたからではなかろうか。また、蝦夷の囚人である夷俘が甲斐にも置かれているが、弓矢・乗馬に長じていることから、巨麻郡に配置された場合もおおかたであろう。なお、古墳時代終末より牧の經營が活発な地域であったから、穂坂牧・真衣野牧・柏前牧の御牧が置かれると、集落が増加し、山間地城まで村が營まれるようになった。平安時代の隆盛は、私領化した国衙領・荘園への律令農民の逃亡と、御牧の開発などが原因となったのであろう。平安時代以降の八ヶ岳山麓の開発については、秋山敬氏の「小笠原牧と小笠原荘—甲斐の荘園(3)」や、萩原三雄氏の「八ヶ岳南麓における平安時代集落の展開」などの論文から学ぶべき点が多い。

本論を執筆するにあたり、いつもながら磯貝正義館長には基礎的な文献の取り扱いや解説について丁寧な指導を戴いた。このほか秋山敬、坂本美夫、八巻與志夫氏には様々な御助言を戴いた。記して謝意を表したい。

(1987.3.4)

### 註

1. 末木 健 1983 「山梨県における平安時代の遺跡について」『日本歴史』426号
2. 坂本美夫 1984 「甲斐の郡(評)郷制」『研究紀要1』 山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター
3. 猪股喜彦 1985 「山梨県における奈良・平安時代の集落遺跡」『歴史手帖』13卷1号 名著出版
4. 萩原三雄 1986 「八ヶ岳南麓における平安集落の展開」『山梨考古学論集I 野沢昌康先生頌寿記念論文集』 山梨県考古学協会
5. 八巻與志夫 1986 「古代甲斐国の郷配置の基礎的操作」『山梨考古学論集I 野沢昌康先生頌寿記念論文集』 山梨県考古学協会
6. 末木 健 1987 「甲斐白鳳時代寺院の一様相」『考古学雑誌』72卷3号

7. 松平定能編 文化11年（1814）『甲斐国志』（佐藤八郎他校訂『甲斐国志』 大日本地誌大系44）
8. 郷岡良弼 『日本地理志料』
9. 吉田東信 1930『大日本地名辞書』
10. 磯貝正義 1962「古代の甲斐巨麻郡について一郡成立についての一試論」『信濃』14-1
11. 註2と同じ
12. 註5と同じ
13. 註4と同じ
14. 保坂康夫 1986『駒井遺跡発掘調査報告書』山梨県教育委員会
15. 宮沢公男氏より教示
16. 1932『先史原史時代調査』北巨摩郡教育会郷土研究部・1961『山梨県遺跡地名表』山梨県教育委員会・その他市町村誌など
17. 註10と同じ
18. 八巻與志夫 1985『地名が語る古代史』『古代甲斐国の謎』新人物往来社
19. 1978 佐藤八郎「穂坂の牧」『韮崎市誌』
20. しかし、藤井平周辺は弥生時代・古墳時代の遺跡が、以前より各所で見付かっている事から、古い時代から開墾が進み、古墳時代末には既に豊かな穀倉地帯が形成されていたはずである。そこに高句麗人の拠点を置いたとすれば、技術的に優れていたであろう馬の飼育は、後の穂坂牧辺りを中心としたであろうし、その地域の水田開発を更に押しすすめたことは勿論、評家のあった青沼郷（後述）とその南の市川郷域にも大きく関与したと見ることは出来ないだろうか。
21. 山下孝司 1985『中田小学校遺跡』韮崎市教育委員会
22. 1984「ふじい 藤井」「藤井保」『山梨県地名大事典』角川書店
23. 村井康彦 1979『日本歴史大事典』河出書房新社
24. 1974『日本古代史事典』朝倉書店
25. 竹内理三他 1973『日本古代人名辞典』吉川弘文館
26. 松島順正 1978『正倉院宝物銘文集成』
27. 磯貝正義 1984「古代の甲府－青沼・表門二郷を中心として」『甲府市史研究』創刊号
28. 註25と同じ
29. 1978『続日本紀索引』吉川弘文館
30. 註22と同じ
31. 中世の逸見庄は韮崎・高根・長坂・須玉地内にわたることが文献に見える（1984「へみ逸見」『山梨県地名大事典』角川書店・八巻與志夫 1986「古代甲斐国の郷配置の基礎的操作」『山梨考古学論集Ⅰ』）。八巻氏は当初の逸見庄は明野村・韮崎市中田～藤井を中心に成立し、後にこの庄名が地域を代表する地名として使用されたようになったという。
32. 註10と同じ

33. 1986 『甲府市の遺跡』 甲府市教育委員会
34. 巨麻郡中にはこの他にも、韮崎市円野・明野村上手・甲西町塚原・田富町布施に同名・同縁起をもつ神社がある（八巻與志夫 1985 『古代甲斐國の謎』 新人物往来社）。
35. 磐貝正義 1973 『甲斐国府と律令制』『山梨県の歴史』 山川出版社
36. 山中敏史 1983 「評・都衙の成立とその意義」『奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集 文化財論叢』
37. 『甲斐国志』・『大日本地名辞書』・広瀬無準 1936 「郷土史講座十二」『山梨教育』454号
38. 仁科義比古・大場磐雄 1938 「甲斐国分寺」「国分寺の研究」角川文庫編
39. 清雲俊元 1975 『八代町誌』
40. 磐貝正義 1978 「古代」『大月市史 通史編』
41. 註27と同じ
42. 末木 健 1979 「山梨県における瓦窯址—敷島町天狗沢窯址を中心に—」『甲斐考古』16の2
43. 佐野勝広 1982 「山梨県の古瓦—天狗沢窯址—」『甲斐考古』19の1
44. 斎藤孝正 1983 愛知県古窯跡群分布調査報告(III) 愛知県教育委員会
45. 森 邦夫 『瓦』 ニューサイエンス社
- 690年代藤原宮造営に伴って造られた櫛原市日高瓦窯は平窯の古式段階のもので、半地下式平窯である。
46. 野沢昌康・森 郁夫・小林広和・甲斐忠彦・山本忠尚・清水真一 1981 1982 『甲斐寺本庵寺I』『同II』 春日居町教育委員会
47. 『甲斐国志』卷之四四 古跡部第七 国母郷
48. 板本美夫氏が敷島町大下条地内で布目瓦を1片採集している
49. 橋木博文 1984 「甲府盆地の古墳時代における政治過程」『甲府盆地—その歴史と地域性』 雄山閣
50. 註2と同じ
51. 註27と同じ
52. 関 晃 1959 「甲斐の帰化人」『甲斐史学』7号・磐貝正義 1965 「甲斐の古代氏族について」『甲斐史学』丸山国雄公長還暦記念特集号・磐貝正義 1965 『1986年山梨県考古学協会大会 シンポジウム「甲斐古代寺院と古代氏族」発表要旨』
53. 関 晃 1959 「甲斐の帰化人」『甲斐史学』7号
54. 山崎信二 1983 「後期古墳と飛鳥白鳳寺院」『奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集 文化財論叢』
55. 註27と同じ
56. 金井翠良一 1979 「推古朝と北武藏の銅碗」『歴史と人物』昭和54年12月号
57. 註21と同じ

58. 註10と同じ
59. 註27と同じ
60. 1985 『大坪遺跡』 甲府市教育委員会
61. 小林増巳 1986 「甲信国境に埋没の歴史を探る(一) 中世の諏訪南部国境」『甲斐路』No57
62. 末木 健 1987 「八ヶ岳山麓に於ける古代甲信国境」『甲斐路』No59
63. 佐藤八郎 1983 「第2章 中世の時代」『小淵沢町誌』
64. 1936 『長野県町村誌』
65. 雨宮正樹氏より教示
66. 秋山 敬 1981 「小笠原牧と小笠原荘—甲斐の莊園(3)」『甲斐路』No42
67. 註4と同じ

# 甲斐国府—その環境と展望—

坂本 美夫

## 1. はじめに

本県における古墳時代～平安時代にかけての集落址の研究は、大型の開発に伴う調査により、その具体的な内容がより明確にされてきている。たとえば北巨摩郡下の平安時代の集落址からは鉄製品、鉄滓、羽口などの確認される例が比較的多く認められることから、鉄製産に深い関係をもつ集団としての性格が捉えられ、あるいは集落内に鉄製産関係の遺構が必ず見られるような状況から集落内における分業化の問題が取りざたされるようになった。また高根町湯沢遺跡の掘立建物の存在に対し、牧監の役宅など官衙的性格が捉えられるのではないかといった指摘がなされている。<sup>(1)</sup>さらには北巨摩郡下の集落址に対しては計画村落としての性格が認められるという指摘もされるなど、より掘下げた研究が見られるようになった。

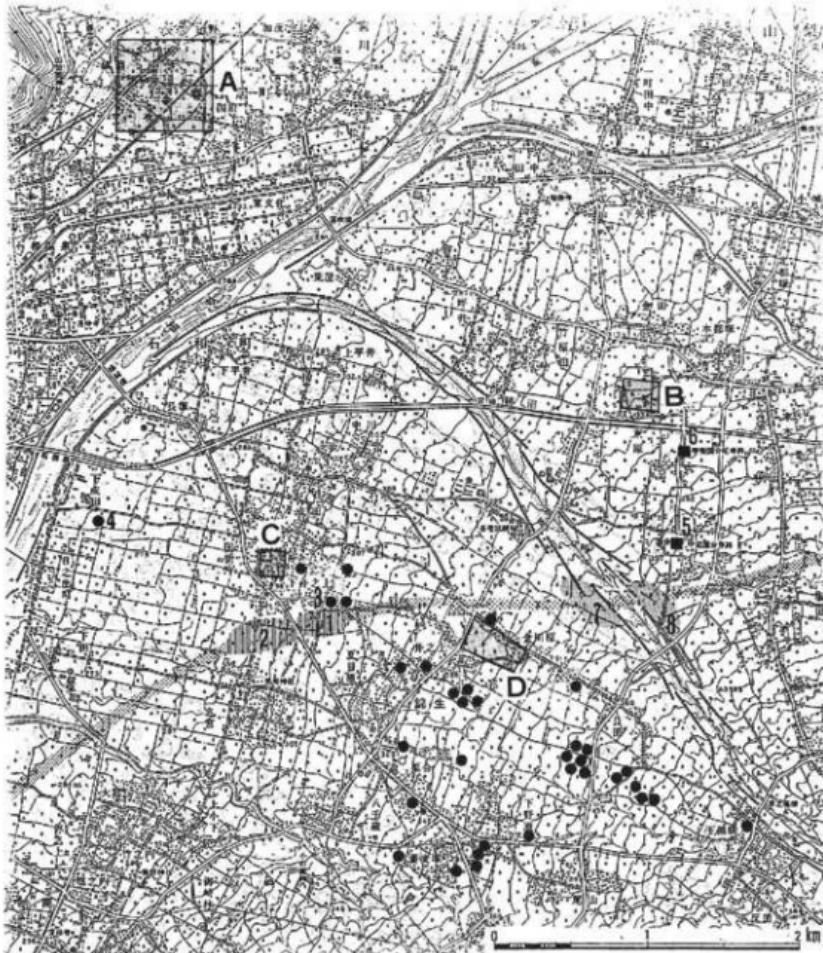
これに比べ中枢機関である国府・郡家址などの研究はやや停滞気味といえる。しかし最近、木下良氏により東八代郡御坂町金川原方八丁なる地名の存在が指摘され、あるいはレーダ探査器による礎石の確認、官人の位を示すとされる墨書き器の出土など、若干の動きが見られるところとなった。そこでこれまでなされてきた研究の現状、それに対する若干の私見を加えて、今後の研究の方向などについて考えてみたい。

## 2. 国府研究の概略

甲斐国府の研究は、平安時代前期に作られた『和名抄』に見られる「国府在八代郡」の記載をめぐり、これに春日居町国府と御坂町国衙の存在が係わってこれまで多くの研究がなされてきている。その萌芽は江戸時代の『甲斐名勝志』、『甲斐国志』に求められる。前者は国衙から国府へという二転説で捉え、後者は当時両地域が地統で、国府は後世の守護代の治所と考えるなど、『和名抄』を強く意識した状況が窺える。

学問的研究としては広瀬広一氏の論究が最初である。条里の研究を通して一宮町に「区域内に四分二寺の遺跡、式外浅間神社、学校遺跡、林部神社等国府にあるべき遺跡の存在するを見れば国府の所在地たるを推定するに難からず」とした。そして春日居町地域にも国府の地名の存在などから国府所在地とした後、「想うに最初ここに国府を置きたるが、笛吹川氾濫のため水患を被り一宮町付近に移り、更に国衙村に移りしならん」とする二転説を示した。

一方、春日居町国府に対する疑問が必ずしも払拭された訳ではない。『大日本本地名辞書』は「国府（コウ）は蓋郡（コホ）の訛なるべし、即山梨郡家の地とす」とか、大場磐雄氏は春日居町国府は郡家の設置に因み、郡府あるいは小府よりの転訛ではないかと疑問を投じている。



第1図 国府推定位置図

■ 国分寺

● 古墳

- (A、春日居町国府 B、一宮町国分 1、2、続塚・二の宮遺跡 3、姥塚古墳 5、国分寺  
 (C、御坂町国衙 D、御坂町金川原方八丁 6、国分尼寺 7、四ツ塚古墳 8、国分古墳群)

太田静六氏は国分寺との位置関係などから、両地域とも国府址の所在地として適当であり、  
 さらに春日居町国府から御坂町国衙に移ったとする、新二転説を示した。

須藤賢・谷岡武雄氏は国府→一宮町国分→国衙と考えているが、国分地域には疑問を投じて  
 おり、基本的には新二転説をとるものといえる。

この時点で二転説と三転説が出そろうことになる。木下良氏は二転説をとるが、春日居町国府についてより詳細な検討を加えた。<sup>(2)</sup>さらに近接する寺本庵寺については、「國府寺ではない」とした。<sup>(3)</sup>

上野晴朗氏は廣瀬広一氏の二転説を繼承するが、特に一宮町国分地域における國府址について詳しい検討を行ない、國府の位置を「東原の筑前原に東面していたか、あるいは都塚の部落にあって南面していたのではないかと想像されるものである」と推定した。

### 3. 国府比定地の環境と検討

#### (1) 春日居町国府

春日居町国府は、郡家、守護治所説をのぞき、二転説、三転説のいずれにおいても國府に比定されている。その中で最も詳細に検討を加えたのが木下良氏であった。<sup>(4)</sup>木下氏は國府址考定の一般的な条件を示した後、春日居町国府についてその根拠をあげ、國府域を想定した。その根拠は列挙すると次のようになる。

1. 國府の地名の残存

2. 守宮社の存在

3. 國府は河川に臨む例が多いので、扇状地にある国衙地域よりも、河畔の國府地域が妥当である

4. 土地割の方位

5. 鎮目地域の小字三島付近における平等川の人为的な屈曲



第2図 國府（木下良氏原図に一部加筆 ■—確認地帯）

これらを根拠に方六町（第2図、A～D）の国府城を設定した。さらに国庁の位置について、土地の人の言伝えから鎮日小字御岳（E～H）付近に想定できるとした。また官道の連絡に不便な地域に国府の置かれた理由として「駿河よりの駅路の利用が不安定であった頃には、東山道との連絡をも重視して国府の位置を設定したと考えることもできよう。駿河からの駅路が安定して利用されるようになって、東山道との連絡が廃された時、国府の移転が考慮されたのであるまいか」とした。

次に木下氏のこれらの指摘を中心に若干の私見を加えてみたい。ただし以下の私見は違う見方もできるのではないかといった提示であり、考古学調査などから明らかにされたものではない。

#### ア. 国庁址について

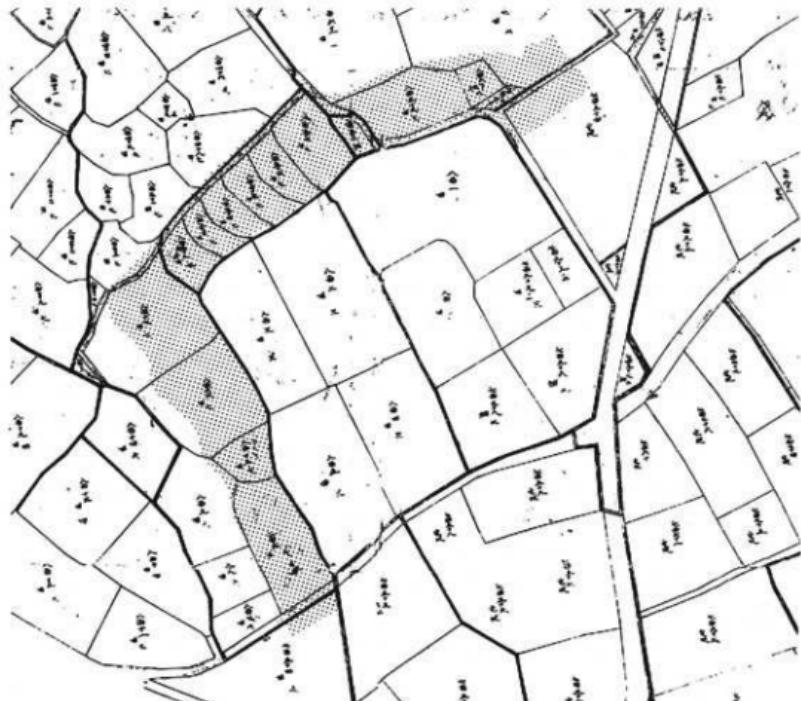
鎮日小字御岳の地に推定されている。「国庁は最も一般的な類型からすれば、北辺中央にあって南面するが、土地の人の話によれば、大字鎮日の小字御岳地区に古代の官舎が存在した由を伝えるので、丹波・美作などの例にみられるように西辺中央にあって東面するものと考えたい」と指摘している。しかし古代の官舎の具体的な内容は不明であり、言伝えが何を指しているのか検討を必要とするところとなる。

そこで明治22年作成の御岳地区の地籍図（第3図）を見ると、青梅街道にその一部を切られた比較的大きな土地割が認められる（796～805番地）。そしてその北縁に沿って東から西に向って小規模な土地割（852～861番地）が見られ、西縁部にも北から南に向かって小規模な土地割（806～809・815～817番地）が認められる。この大きな土地区画の部分はかって麦などが作られていたのに対し、小規模な土地区画は水田であったということであり、土地の利用に大きな違いが認められる。さらに土地の高低においても、小規模な土地区画の部分は大きな土地区画の部分に比べて、現状でもやや低まった状況を示し、この傾向は西縁側にも認められる。これと関係するかもしれないが、大区画の北東縁の縁辺部の一部には、内側より高まった状況を捉えられる。また南縁側の南東コーナー付近には周囲に比べて幅の広い溝（2m前後）がかけて巡っていたという。これと同様な土地区画を同町内に求めれば、熊野堂地内に求めることができる。天保騒動で知られる同所の豪農である小川奥衛門の屋敷跡である。<sup>10</sup>さらに同様な例は県内において館跡などに幾つか見いだせる。これらの状況からすれば、この御岳地籍の土地割を館跡ないし屋敷跡と捉えることができよう。その規模はおよそ東西65m、南北60mの内郭部ないし屋敷地の周りに、10m前後の周濠を巡らすものといえる。

この内郭部ないし屋敷地のうちの801番地より、かつて直径15cm前後の鋸削りの柱根数本が、列をなして発見されたことがあり、何らかの建物址の存在を確認でき、館跡ないし屋敷跡とする補強資料とすることもできよう。

古代の官舎の存在の言伝えとは、この館跡ないし屋敷跡を指したものと推定される。それではいったい誰がいつごろ造ったものなのであろうか。この点について『甲斐国志』土庶篇の項に鎮日村に居住していたであろう次の2人の名を見いだせる。

「鎮日市左衛門惟明 世所 称慶長5年真田陣七本鎧一人ナリ・・・後大番組頭元和三丁」



第3図 鎮目小字御岳地籍図

年佐渡御代官・・・」

「渡辺六郎左衛門 実歴ニ高坂弾正衆ナリ家記言天正八年駿州沼津ノ役ニ死ス・・・」

いずれも16~17世紀ごろの人物であるが、このうち渡辺六郎左衛門の屋敷は「芍薬塚ト称シテ鎮目渡辺氏旧屋敷内ニ現存ス」と芍薬塚なるものが屋敷内にあったことが『甲斐国志』中に記されている。この芍薬塚はかつて鎮目小御堂の通称一町田に存在しており、現在は同的場に移設されていることから、一町田を渡辺氏の屋敷とすることができるよう。一方の鎮目氏については全く不明であるが、渡辺氏の屋敷を一町田とすれば、御岳の遺構は鎮目市左衛門惟明の屋敷跡の蓋然性が極めて強くなっている。さらに鎮目性の家の遺構の内外に数軒存在する。その中にかつて造り酒屋を生業とする家があり、周辺に多くの土地を持っていたという。とすれば本遺構を鎮目市左衛門惟明の屋敷とする蓋然性は一層増すことになる。

さて、本遺構の南東隅を新青梅街道が切って、東西に走っていることを述べた。古い青梅街道は817番地で右に折れ、妙教院の境内をまわって、再び新青梅街道に接続する。従って新青梅街道以前においては816番地と817番地とは一枚の区画であったことが分る。この新青梅街道は古い街道の道筋がつづら折りになっていたのを「屈曲ノ場所ハ直線ニ更正目論見為致、右入

費ハ村費ヲ以修繕ノ積リ」と、明治八年山梨県から内務省に提出した修繕計画書に見られる如く<sup>(15)</sup>、明治時代の改修である。これからすれば本遺構は少なくとも、明治以前に確實に存在していたこととなる。

従って、先に鎮目市左衛門作明と推定したこと、それほど無理はないものとなり、屋敷跡以前の国庁の存在は定かにできないものの、古代の官舎の存在を国庁址推定の根拠とするには、解決しなければならない点が存在しているものと思われる。

#### イ. 鎮目小字三島・御岳付近における平等川の屈曲について、

国府城を考えるなかで、鎮目小字三島、御岳付近において「平等川の流路が、不自然な直角の屈曲を示し、前述の国府の周濠の状況を思わしめる」とし、「これは人為的に流路を規整した結果としか考えられない。・・・川が周濠として国府城の西縁をつくったことを示すものである」と述べている。

だが春日居町内を流れる平等川の流域においては、先の例以外に L 字状に屈曲する部分が他にも見られる。明治42年の陸地測量部作製の地形図中に、下岩下の走湯橋から徳条の大橋の間に 2ヶ所、徳条大橋から鎮目の神橋の間に 1ヶ所認められる。さらに石和町との境あたりに至っては山側に向って S 字状に蛇行したために流れが逆になり、逆川と呼ばれた部分もあり、先の三島付近においても僅かであるが S 字状に曲った様子が窺え、これらからすればこの付近で屈曲するのは地形からくる一般的な特徴として捉えることができる訳である。さらに国府城の周濠とするためとするならば、神橋から小御堂に至る間にも当然に、人為的な周構が認められてもよいのではないかと考えられる。しかしその痕跡は認められず、人為的とするにはごく一部に限られており、やや一貫性を欠いているのではなかろうか。

#### ウ. 国府の河川に臨む点について

「古代における笛吹川の舟運は十分に考えられるところであるが、舟運にかかるらず国府は河川に臨む例が多いので、扇状地にある国衙地域よりも、河畔の国府地域が妥当である」とした。確かに舟運も重要であったといえよう。だが国府地域については利便なことのはかに、難点も見られるのではなかろうか。すなわち国府地区の北東方向の地点は、笛吹川、重川、日川といった三河川が合流する場所であり、これら河川の出水期における水量は極めて多く、かつ勢も大きなものであったろうと考えられる。このためこの付近は釜無川の流れる庵王町の信玄堤付近などと共に山梨県の三大水難地の一つに数えられている。春日神社から閑東町、池之尻、砂原地区的区画の乱は、あるいはそれを物語るものかもしれない。さらに国府の南側約 200m 付近の東西方向に笛吹川の旧河道が見られる。現在の笛吹川はさらにそこから南方に下った地点に方向を変えており、一端出水した場合にはいかに激しいものがあるかを物語っている。河川に臨む例が多いとはいっても、また土堤などの防水施設を考えても災害の危険性の高い地域であったことには変わりなく、そのような地域へ地方支配の中核機関である国府をあえて置いたのか、やや難点も残る。もっとも小字御岳地区に国府を構えた場合には、平等川の影響が強くなり、小字国府地区の場合には笛吹川、重川、日川の影響が強いものであろう。しかし、水に対する危険性については、郡家を構えた場合も全く変わらない点であり、意外と水の影

響は度外視されていたとも考えられる。寺本地区にある寺本庵寺の塔址の礎石の存在状況がそれを物語るものかもしれない。従って国府移転説の理由の中に多く見られる水滸のためといった根拠には賛同しがたいところである。

## エ. 東山道との関係

木下氏は国府が春日居町に置かれた理由として、東山道との関係を次のように提言している。すなわち、「中世は古い時期には東山道に属していたのではなかろうか。・・・駿河より駅路の利用が不安定であった頃には、東山道との連絡をも重視して国府の位置を設定したと考えることもできよう。駿河からの駅路が安定して利用されるようになって、東山道との連絡が廃された時、国府の移転が考慮されたのではないか」と述べている。

それでは東山道との準官道が通過する北巨摩郡下の環境はどうであろうか。まず古墳の分布を見ると次のようになる。双葉町9基、明野村1基、韮崎市2基、須玉町1基、長坂町2基、白州町1基と、盆地から県境に向うに従って、その数を減していくことが看取される。このことは準官道であるか否かは別として、何らかのルートが盆地側から北巨摩郡下に存在したことを見出していく。だが北巨摩郡下における古墳の県内に占める率は、わずか4%前後といった微々たる状況にあり、さらに北巨摩郡下の中においても、韮崎市以南とそれ以北の上に大きな違いが見られる。韮崎市以南が75%であるのに対し25%といった具合で、韮崎市以北の劣勢を抽出できよう。

古墳時代の集落址の分布状況はどうであろうか。大よその傾向を『山梨県遺跡地名表』から求めると長坂町および高根町にある程度の集中が認められる以外、その先以北には点々とした状況を捉えられぬにすぎない。この状況は奈良時代に入ってもほとんど変わらなかったようである。

これらから考えると古墳時代後半の時期においても、北巨摩郡下の開発状況は低調に推移していたものと想定され、奈良時代に入っても変らず、その大きな転機は平安時代初めの、9世紀第2四半世紀頃にあつたものと思われ、遺跡数の増加は目を見張るものがある。

それでは小淵沢町以北から長野県側の状況はどうであろうか。奈良時代になると韮崎市域の遺跡からロクロ整形の甕の出土が確認され、その後も北巨摩郡下を中心に分布が見られる。この形態の甕は長野県側に存在が顕著に知られるものであり、そこには当然に北巨摩郡下から長野県側に何らかのルートのあったことを示している。古墳時代にあってはどうであろうか。長野県側の古墳時代後期の土器様相がそれほど明確となっていないが、若干の資料の中においても、やや雰囲気の違いを感じられるようである。

これに対して東海道地方との関係はどうであろうか。盆地の東側に位置する東山梨・東八代郡地域は、古くより前期古墳の存在が知られるか、あるいは後期古墳の存在が顕著なところといえる。従って当然に古墳時代～奈良時代にかけての集落址や、出土遺物が濃厚に認められるところであり、開発が古くより活発になされてきた状況を認めることができる。たとえば御坂町二の宮・姥塚遺跡からは、古墳時代～奈良時代にかけての住居址が、数百軒単位で確認されている。そしてこの中に駿河地域で作られ搬入されたと考えられる、「駿東型甕」の存在が幾

つか知られる。その数はけっして多いとはいえないが、駿河地域との交流を知るには十分なものといえよう。さらに土器全体から捉られる様相も、親近間がもたれるものであり、さきの交流は相当に深いものであったと想定されることになり、かなりしっかりしたルートの存在が推定できよう。

さて、『古事記』、『日本書紀』はいずれも奈良時代初め（712～720年）に編纂されたもので、これらの内容については直ちに歴史的事実を記述したものとは考えられないとされている。その中に「即ち其の國より越えて甲斐に出でまし、酒折宮に坐す時・・・」といったヤマトタケルの説話が見られ、相模国足柄峠から甲斐に入るルートの存在を推定させる。もっとも足柄峠から駿河国の横走駅にもどって、甲斐に入ることにはなろう。この説話は編纂時期に少なくとも、既に原形となるルートの存在を必要とするもので、遺構、遺物以外における推定資料といえよう。この点については既に磯貝正義氏の研究に詳しく述べられている。すなわち駿河国正税帳に記載されている山梨郡散事小長谷部麻佐に係る記事（天平10年）の存在から、「これは当時の官道が、甲斐国から駿河国の東端駿河郡（のちの駿東郡）に通じていたことを示すものであろう」としている。これらの記事と先述の土器類に近親性の認められる状況を加えれば、駿河地域と本州を結ぶルートはかなり整備されていた状況を想定できる。なお、この説話には統いて甲斐から信濃へ向ったことも記されており、そこにも何らかのルートの存在したことを推定することができる。従って、この時期には東海道、東山道の両道に、既に甲斐からの脇道が通じていたことを捉えられる。だが吉田孝氏は『古事記』が東海道の足柄坂以東を「あづま」とするのに対して、『書紀』が東山道の碓臼坂以東を「あづま」とし、東山道諸国を重視したのは、東山道に対する関心が高まった七世紀後半以降の情勢とも関係があったと考えられる」と、『古事記』と『日本書紀』の記載内容の違いを捉えている。このことは東海道地域とのより早い時期におけるルートの開設を想定できるものではなかろうか。

このように東海道地域との関係が古くより、かつ強く捉えられると共に、北巨摩郡下を経て信濃に至る関係にも、近い状況を想定できる。しかし東山道との係り具合は「甲斐型坏」などの出現する9世紀初め頃に顕著になる。すなわち、それ以前の時期にも長野系のロクロ整形窯の存在が顕著であるが、これは主として一方的な信濃地域からの流入であったに対し、「甲斐型坏」の時期になると交互流域に変ることが捉えられることによる。おそらく、この内容の違いは、道の性格を規定するものとなろう。これらのことから準官道が通過していた地域として、北巨摩郡下地域を考えるには精彩を欠いていたと結論付けられ、本州への流入経路は古墳時代より一貫して東海道地方が主であり、準官道の「甲斐路」であったといえよう。

従って、国府の位置が東山道との関係の上に決定されたとするには、難点があるように考えられる。

#### オ. 守ノ宮神社について

木下氏は国府所在の守ノ宮神社について、「式内社の甲斐奈神社にも比定されるが、古くからシノミヤと呼ばれてきた。・・・国府の鎮守社と考えられるものである。・・・『甲斐国志』によれば、4月・11月に行なわれる三社祭礼には一の宮・二の宮の御輿が笛吹川を渡って

御神幸があるという。・・・この事実はこの神社が総社を兼ねる大隅・薩摩と同様の状況にあるのではなかろうか」と捉えている。

一方、『甲斐国志』土庶部の「シノミヤ」について、「四ノ宮藤右衛門 壬午ノ起請文ニ土屋衆トアリ或人云国府ノ守宮大明神ハ昔四宮ト称シ・二・三ノ三社ニ並唱ヘシヲ後守ノ宮ニ作レリト若クハ四ノ宮氏ノ出所ナランカ」とあり、四ノ宮の後に守ノ宮になつたとする説も、また見られる。木下氏の研究によって国府所在地には守公神あるいは総社の存在の知られる例が多いとされる。しかし御神幸についてもやや時代は下るが龜王町三社神社には一・二・三の宮の御神幸がある。治水の為の御神幸とされている。また一の宮は甲府市上石田の三社神社へも御神幸をするという。『甲斐国志』によると守ノ宮への御神幸は「按ニ三社神幸ノ路ハ古道ニ由ル事ト見エタリ蓋シ国府ニ官衙アリシ時此社中ニテ神符ヲ歛ズル為ニ神幸アリシ例ト思ハル」とあくまでも推定の域であり、その御神幸の内容の限定が不可欠のものといえよう。

従って守ノ宮神社をもって直ちに守公神あるいは総社として捉えるには、今少し検討の余地を残すものではないかと考えられる。

#### カ. 国府城の位置について

以上、木下氏の国府比定地の推定根拠を中心に私見を述べてきたが、その中で国府城の想定に研究者によって若干の違いがあるのではないかと考えられるところとなった。それは、最近国府地区においてレーダー探知機による地中の調査が実施されたという報道に見られるようである。この調査された地域の国府137番地からは、かつて直径1m前後の半偏な河原石が発見され、礎石ではないかと考えられていた。その調査の結果、基壇を持つ礎石建物二棟の存在が考えられるところとなったという。新聞報道では国府の建物ではないかと推定されているが、官衙建物の構築方法には幾つかの画期的見られることが指摘されており<sup>(10)</sup>、まず構築年代の確定が急がれるものといえる。たとえば最近調査された一宮町筑前原塙址の内郭部においても、礎石建物の存在が推定されるという根石が発見されており、中世以降の年代が考えられるという。すなわち『国斐国志』によれば、国府地域に辻次郎兵衛、四ノ宮藤衛門などの居住が想定されており、これら人物の屋敷も当然存在していたであろう。解明の待たれる遺構といえよう。それはともかくとして、この礎石が仮に国府の建物とすれば、この地域は木下氏の推定した国府城との上に大きなずれを見ることになる。それは木下氏の国府城は国府を鏡日小字御岳付近に求め、国府地区はその北西部が僅かに含まれるものであるのに対し、地元研究者の想定する国府城は国府地区を中心地として、木下氏の国府城より南東側に寄った地域を想定しているように思われる。従って調査、研究をする上でまず注意しなくては、ならない点といえよう。

#### キ. 大伴氏と山梨郡家

かって後期古墳の分布状況から本県の評制の創設について検討したことがある。その内容は本県の評制が御坂町蛭塚古墳を中核とする御坂勢力の評・甲府市加牟那塚古墳を中核とする甲府北西部勢力の評・それに春日居町を中核とする春日居勢力の評とに分割、施行されたとした。その中で春日居勢力の評については春日居古墳群、岩下古墳群などの古墳個々の規模が相対的に大きく、寺本の地に法起寺式伽藍の寺本庵寺址があり、かつ春日居古墳群中の寺の前古墳、

孤塚古墳に銅鏡の存在が確認されることなどから「隆盛期の新興勢力」として捉えた。

最近、寺の前古墳と孤塚古墳に近接するブドー園から單鳳環頭大刀（把頭）が出土した。この地は古墳がかつて存在したと考えられ、およそ6世紀末ごろに使用されたと推定できるものであり、このことは寺の前古墳、孤塚古墳などと共に、春日居古墳群の特に特異な存在を強く示すものと捉えることができる。

このうち單鳳環頭大刀（把頭）は蘇我氏の盛衰の時期によくかみあうことから、蘇我氏の支配関係と深く係る遺物とする説が呈示されている。<sup>(四)</sup> 本県における古代氏族の中に直接的な蘇我氏系氏族の存在は見られないものの、蘇我氏と係りを持つ氏族として大伴氏の存在が知られる。この氏族は、古墳分布及び文献などから評制時における春日居勢力の評を支配したと、かつて想定した大伴氏系の在地豪族である。中央の大伴氏は、物部氏との戦いで敗れはしたもの、その後は蘇我氏に接近することによって勢力の保持を計り、大化改新時においてはその中心的人物として再び政府の中枢に登場する。物部氏が蘇我氏との抗争に敗れ、その所領を蘇我氏によって侵食されたのに対し、大伴氏の場合にはほとんど健在であったと考えられている。これらのことからすれば、地方の大伴氏配下にもそれほどの変動ではなく、勢力が保持されたものといえよう。また寺本庵寺の建立時期は、大伴氏が中央で再び力を得た時期にあたり、律令体制下とはい、その影響力は大きいものがあったと考えられる。従って評制創設時に春日居勢力が、最も力を有した勢力として間違いない、單鳳環頭大刀（把頭）に、それらの関係を求めることができる。

大伴氏を考える中で、本県にかかるであろう事項が『日本書紀』などにある。それはヤマトタケルの酒折宮における説話で、ヤマトタケルが酒折宮において大伴連の遠祖の武日に鞍部を贈った下りであり、一つの暗示と見られないこともない。この説話について吉田孝氏は「甲斐国に「大伴部」がおかれた年代もはっきりしないが、ヤマトタケルが酒折宮で大伴の連の祖、武日に鞍部を贈ったという『書紀』の説話もワタカケル大王の時代に甲斐に「大伴部」がおかれたという伝承を背景として生まれてきたものかもしれない」と述べている。

ではなぜ酒折宮がヤマトタケルの立寄りの地となったのであろうか。この点について今のところ明らかになっていないし、酒折宮の所在地そのものにも若干の検討の余地を残している状況といえる。所在地の問題は残るもの、何らかの関係が大伴氏との間に存在したためと考えたい。吉田孝氏の説を今一步押し進め、大伴氏ないし大伴部が酒折宮の付近に居住・居住していたとしたならばどうであろうか。大伴氏の存在などが身近にあってこそ、初めて酒折宮との関係が説話の中に取り込まれた原因となろう。当然そこには中央の大伴氏の動向、特に『日本書紀』の編纂された直前の動向が注目されるところとなる。この点は既に述べたが、大化改新における蘇我氏没落とともに再び勢力を盛り返し、壬申の乱の活躍以降の文武朝から聖武朝にかけて隆盛期を迎え、大和政権の中枢に就いている。『日本書紀』には大伴氏の家伝などが潤色されて取り入れられているとされているが、この様な状況があったればこそ可能となったのではなかろうか。酒折宮の説話もそのものであるが、伝承を取り入れる際に甲斐の中で関係の深かった、大伴氏などの居住していた地域が選ばれたものと考えることもできる。

最近、甲府市発行の『市史編さんだより』に、積石塚の群集で知られる横根古墳群の前面の小さな山に、「伴部山（あるいは巴山）」なる呼び名のあることが書かれている。この呼び名は、既に江戸時代に著された『甲斐叢記』中に見られるわけであるが、酒折宮と近接した位置にあり、酒折宮との間に何らかの関係があるって、そこから派生した名前とすることもできよう。

このほか大伴氏に関する史料として、やや時期は下降するが、『日本後紀』承和11年5月丙申条に「山梨郡人伴直富成女・・・」、『三代実録』貞觀7年12月9日丙辰条に「八代郡縣大領無位伴直真貞託宣云」などが見られる。これらからすると大伴氏は八代郡下にも、山梨郡下にも居住していたことになるが、先述の状況などを合せると、やや山梨郡下に係りの深い氏族と推定することができる。

中央の大伴氏は軍事系氏族として、代々天皇家に仕えてきた氏族である。そこで軍事的要素を強く持つ馬具の本県における分布を見ると、5世紀末～6世紀代にかけては八代郡下を中心としながらも、比較的広範囲に見られた。これが6世紀末～7世紀代になると、ごく狭い範囲にしかも集中地域が数ヶ所見られるようになる。その中で春日居町地域に最も集中する状況が認められ、軍事的性格の強い氏族の居住を推定できる。さらに大伴氏は帰化系氏族をも掌握し、その後庇護された蘇我氏もまた帰化系氏族を掌握し、かつ崇仏派の中心でもあったことが、寺本庵寺の建立の際の技術的、精神的な背景にあったものと考えられる。ここに県内に居住する大伴氏の中の、ある系列の人物の居住したことを考えるゆえんがある。

軍事的性格について述べたが、軍事的性格といえば『日本書紀』の中に見られる「甲斐の勇者」のイメージは強烈である。その身元を辿る史料は何もないが、その性格、身分について閑見氏は「彼が騎馬兵だったことはほぼ間違いないであろう。・・・この甲斐の勇者は単なる一般の農民ではなく、少なくとも郡司あるいはそれに準ずる程度の地方豪族の一族ということになるであろう」と捉えている。酒折宮説話に大伴氏との関係が反映していたところからすれば、「甲斐の勇者」も乱に馳けつけた大伴氏関係の氏族を考えることもできる。別々の記事であるが共に係りを持ち、中央の大伴氏の家伝を潤色する役割を果したものと推定しておきたい。

さて、この様に大伴氏との係り合いが深いと考えられる地域の、石和町松本から甲府市域にかけて物部氏ないし物部の存在が知られる。前者は物部神社の鎮座、後者は正倉院宝物中の大孤兎面袋白施（751年前後）の裏書の墨書きに見られる巨麻郡青沼郷物部高嶋の存在である。特に松本以西での酒折宮の存在には、蘇我氏の物部氏政策の一環としての係りが強く働いていたものと想定したい。すなわち物部氏からの収奪地の現地掌握者として在地豪族の大伴氏が起用され、その掌握地が酒折宮付近に置かれていたのではなかろうか。このことがヤマトタケルの酒折宮の説話に大伴氏を結びつける遠因が求められる。とすればその支配領域の西限は、酒折宮のさらに西方あたりまで及ぶことになり、評制創設時の評城の設定、さらに郡郷制への移行にともなう郡境の設定に決定的役割を果すことになったといえる。この点に関し麿貝正義氏は寺本庵寺の建立とその勢力を考える中で、「中央の物部氏が滅亡した後は、地方の物部勢力も蘇我氏に収奪されるものが多かったというから、甲斐の物部も、蘇我氏の配下に組み入れられて改新時に及んだかも知れない」と既に大きな梗概をしている。酒折宮をほぼ現在の所在地に

あったと仮定し、さらに大伴氏を介在させることにより、酒折宮の説話の理由が氷解するものといえよう。そして巨麻郡と山梨郡の境界の設定にも、磯貝正義氏の「巨麻・山梨両郡境が河川といった自然条件によってではなく、人為的に定められた理由を、評成立期における存地豪族の力関係によるものである」とする理由にも、対応できるのではなかろうか。以上、やや推論的内容であるが、全く可能性のないものとも思われない。

次に居住域について検討を加えておきたい。御坂町勢力の中核である姥塚古墳を築造した中核的集落址を、二の宮・姥塚遺跡として捉えたが、この遺跡はさらに広域に及ぶものと考えられ、おおよそ直径1～2kmの領域を持つものと推定できる。春日居古墳群と姥塚古墳を中核とする錦生古墳群との古墳規模に大小はあるが、寺本庵寺や古墳副葬品の内容からすれば、両地域の勢力にそれはどの遜色はないものと推定できる。この広さの領域を春日居古墳群の前面の地に求めると、国府推定域はいわゆるよばず、春日居町地域がほとんど含まれてしまう状況となる。春日居町地域の遺跡の内容は、未だ明確ではない。しかし、古墳時代後期の遺物は、大仏遺跡、門田遺跡、熊野堂遺跡、寺本庵守址などから点々と確認されていることから、国府推定地域に集中するものと考えられ、この地域に春日居古墳群などを築造した中核的集落の存在を想定することができる。とすれば、最も勢力の強まった集団の、しかも中枢部に地方支配の拠点たる国府を置くことには、律令体制下に入るとはいっても多くの障害があるのではないかだろうか。また国府を振りに想定したならば、そこに居住していた人々の経済的基盤をどこに求めるのであろうか。さらに山梨郡家の問題も係ってくる。山梨郡家の候補地は今のところ、春日居町地域を除いて他にはないといえる。もつともこの点は春日居町地域が、山梨郡山梨郷の地に比定されており、郡家が郡名と同名の郷に置かれていたと考えるのが自然であることに係わることになる。

これらのことから、春日居町国府＝国府とする考えには、なお検討の余地があるものといえよう。まず山梨郡家の存在を考え、その上に国府もやはり春日居町地域に存在したのか否か検討を加える必要があろう。すなわち、僅かであるが郡家と国府とが接して存在することが想定できるためである。

## (2) 一宮町国分地域

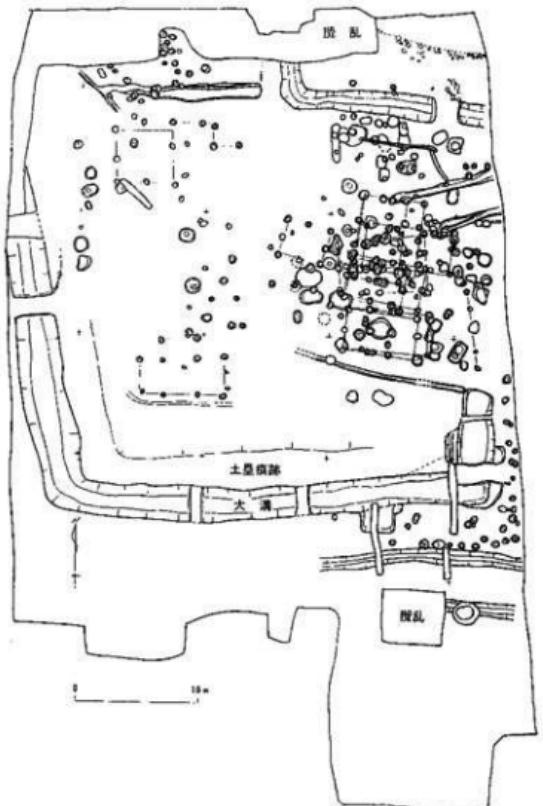
一宮町に国府址を推定したのは廣瀬廣一氏である。これは同氏の国府三転説における第2期の時期に置かれたとしたものである。その比定根拠としては、東原付近に周囲と異なる方向の条里址、あるいは十畳、国分二寺の存在などをあげ、具体的には東原付近に置かれたものと推定している。

この三転説を引継いだのが上野晴朗氏であり、新たな見解を示した。それは国府の跡を地名ばかり求めるのではなく、国府の機能と周辺諸文化の推移を考慮する中の検討が必要であるとしたうえで、一宮町国分寺周辺には国分二寺のはか国学址、軍団址、筑前原の壁跡、条坊などが見られるところから都城としての形態が捉えられ、一宮町に国分寺が建立されるのに伴って政治的機能を含めた諸文化が移転してきたと捉えている。さらに国府址の位置については「東原の筑前原に東面していたのではないかと想像されるのである」、あるいは「一宮町

の国分から東原にかけて、国府の所在はもはや疑いの余地のないものがある」としている。<sup>(31)</sup>

これらについて、これまでにも幾つかの否定的見解が示されている。条坊の存在についてはまさにその通りであるが、それが国府を設置するときに伴うものなのか否か問題があろう。須藤賢・谷岡武雄氏は否定的意見を述べられ、木下良氏も国分地域に見られる条坊は国分寺設置に伴うもので、国府設置の必要はないだろうとしている。

国学址について上野晴朗氏は、「鷺堂部落の青鷺山小玉寺の境内がそれであるといわれる。・・・ただし土塁がこの線から以北に鉤形に曲っているので築地で囲まれた学址の規模が推察できようというものである」と述べている。また軍團址については広瀬氏が小城および矢作の地名の存在から、小城付近を想定し、上野氏は小城にはやや否定的であり、むしろ東原の筑前原塙跡に求められるのではないかとしている。これらの点について磯貝正義氏は「一般に国府の近傍には、国学・軍團・国分寺・国分尼寺などが設けられ、一国政教の中心としての威容が整えられた。・・・通説に一宮町の鷺堂を国学址、春日居町鎮目と一宮町小城とをそれぞれ前期後期の軍團址とするが、はっきりした証拠があるわけではない」と、やはり否定的見解をとっている。<sup>(32)</sup>



第4図 筑前原塙跡遺構図(猪股喜彦氏原図)

東原に存在する筑前原塙跡について『甲斐國志』は、「東原村ノ林部ニ筑前原トテ、五町許ノ塙アリ、又泉正寺ノ域内モ同人ノ邸跡ナリト云。金田ニ弥太郎薬師ト云石仏アリ。是モ堀田筑前ノ家人風間弥太郎ト云者ヲ祭ルト云」としている。『史跡名勝天然記念物調査報告』にも「往時は北方及び東方に延長し国志に云ふが如く方五町余に及び

しと云う。・・・土塁の形式を見るに近世武家住宅又は塙石の類と其規模を異にし、同村晴明屋敷に残存するものの形式に似たれば、鎌倉時代以前の官第などの址ならんか」と述べている。

上野氏は筑前原跡について『一宮町誌』の中で、「山梨県の史蹟名勝天然記念物調査報告第8号の略図を見ると東方及び北方に土塁が伸びていたもの如く、とくに東方に百五十間に百四十間の形跡が記録されている。国志は方五町許と書いているが、今その跡を見ることは不可能である。ただ方五町というと国府址の基準が方五町から方八町位まであって、両部は方八町あり、当遺跡もその面ではほぼ当はまる内容のものである。・・・調査報告第8号は屯舎の遺跡もしくは国府のありし頃の倉庫の址かと疑っているが、横立神社に著しく接近している点、或は軍團址の一部かと思われ、現状の複雑な土塁は官衙の跡に結びつかないので、特殊遺構として今後の研究が待たれる内容のものである」として、今後に待つべきところが多いとしながらも軍團址あるいは国府址を想定しているかのように捉えられる。

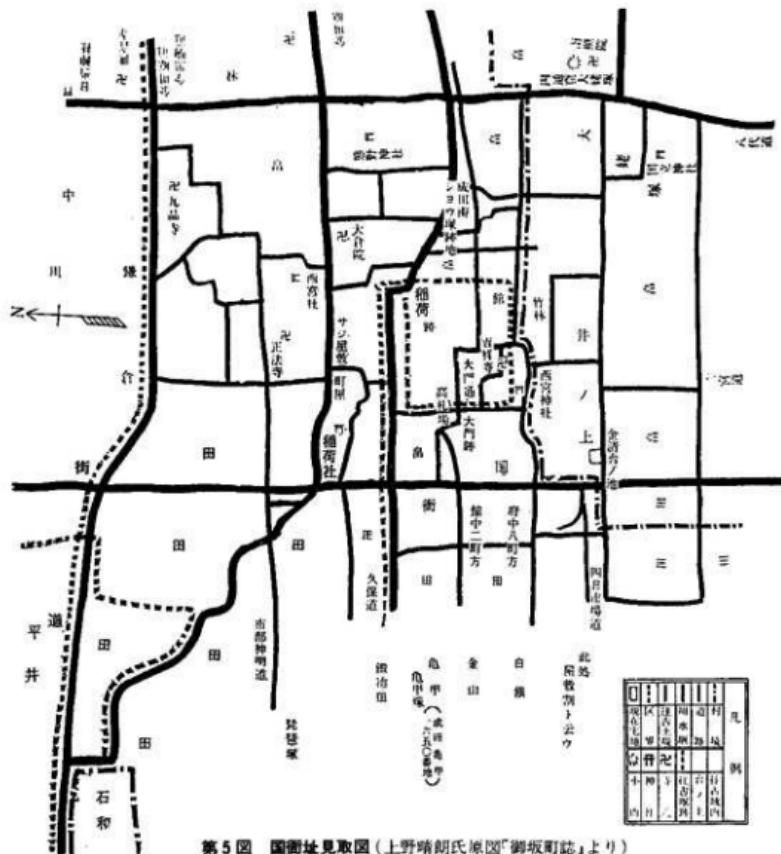
最近、この筑前原跡が調査された。第4図のごとく大溝、土塁などに囲まれた状況の方形の地域が確認され、この地域より礎石建物址1、掘立柱建物址9、一本柱柱列5、堅穴住居址5などが発見された。そしてこれら建物址には3～4期の変遷を考えられるとされている。また土塁は築土中より10世紀後半以降と推定される土器片が出土し、一応墨跡の上限を決することができる。一方、大溝西南屈曲部埋上中からは13～14世紀代に比定される青磁、14～16世紀代に比定されかつ主体を占める古瀬戸、美濃製品が數地内建物址周辺から出土していて、それらから「14世紀から16世紀末ないし17世紀初頭」という年代観が考えられ、「中近世の在地下豪層の屋敷的性格の遺構とみなしてよいのではないだろうか」とした。これからすれば筑前原跡を軍團址ないし国府址に想定することには検討の余地があるものといえよう。

なお、やはり最近のことであるが国分寺跡とその周辺の遺跡から「守」、「才」(才の略字)「介」(?)なる墨書の出土が報道された。これが中央派遣の役人の官位を示すものと理解され、「国分寺周辺に国府が置かれた可能性が強い」とされ話題となつた。しかし、これら墨書はいずれも○○守あるいは○○介といった限定した表現でなく一字のみであり、その解釈には当然「地方官を指すものとすれば」という前提があつてのことと、考えなくてはならない。

墨書土器は現在県内ばかりでなく、全国一円に認められる存在である。県内における初現は8世紀中頃のことであるが、9世紀後半から10世紀末頃に盛期を迎え、以後は急速に見られなくなる性格をもつてゐる。このような時間的推移は全国の趨勢と軌を一にしており、かつ県内の遠隔地あるいは県外との間に、同一文字の存在が認められることから、全国的に共通した現象と見るべきものであり、一字記入の墨書土器の性格を、直ちに限定するには難点があるようと思われる。

### (3) 御坂町国衙

御坂町の西端に近い地区に存在する大字名であり、『和名抄』に記載された国府は御坂町国衙の地を指すものと理解されている。すなわち広瀬廣一、上野晴朗氏らに代表される国府三転説、太田静六、木下良氏らに代表される国府二転説のいずれの説においても、最終の国府所在地として捉えられているところである。



第5図 國衙址見取図（上野晴朗氏原図「御坂町誌」より）

國府から國衙への移転時期について木下氏は、すでに述べたように東海道の駅路が安定した時期とやや抽象的な指摘であったのに対して、上野晴朗氏は天暦以降（947～）、あるいは承平年間頃（931～938）と、より限定した時期の設定を行なっている。

だが御坂町国衙に対する研究は『和名抄』の記載が根拠となっているためか、その具体的研究は余り見られない。『甲斐國志』には「遺址詳ナラスト雖モ村内ニ禁勝ヲ掲クル処ヲ端門ノ跡ナリトテ大門ト唱ヘ孔路亘レリ又數歩ナラスシテ高爽百許歩ノ地突離トナル処ヲ台上トイフ當時庁舎ノ址ナレハ黎庶ノ廬舍スヘキ处ニ非スト言云ヘタリ」とあって台上と呼ばれる地に庁舎の址が想定されている。

その後、特にまとまったものとしては『御坂町誌』に上野晴朗氏の研究が見られる。それによると、「とくに中川、成田、国衙、下井之上、二之宮の集落の西に、整然たる条里の遺構がのぞめるのであり、・・・このような条里の遺構から観察すると、現在の国衙はその中にすっかり入りこんでしまい、ここに方八町の条坊を検出することはきわめて困難である。しかし微細に検討すると、方二町四方にわたって国衙址の遺構が認められることは確かである」。また『甲斐国志』中の大門、台上については「大門付近の景觀は比較的によく残されており、台上も基段上に残され、また館跡東側には土壘址のあった様子も看取される。金川原の古道が館跡北側にそってサジ屋敷、町屋に抜けており、この道筋が官道として栄えたものであろう」と見ている。そして文化元年11月、二之宮の栄名井直麿が記したといわれる国衙跡の記録を載せた後、「国衙をめぐっては二町四方にまず館衙の跡と考えられる遺址があり、その付近に閑通遺跡が數多く存在し、國の衙があったことはほぼ間違いないのである」と結論している。そして閑通遺跡を「方二町四方の中には、二之宮、国立明神、天白社、稻荷社、大門通屋敷割などが見られる。承平年間以降、室町時代まで細々と続いた跡」としてあげている。

さて、この中で注意を引くのが栄名井直麿の記録の次の項である。

「国衙村の中央に屋敷跡と云ふ苗所有、国造の御館の所と云ふ、四方土堤にして小堀あり、西二町程、南北二町内、但し西面に土手附出し有之、裏口なるべし・・・」とあり、この中の特に屋敷、四方土堤、小堀なる副に注目したい。屋敷あるいは上野氏の大門通屋敷割という呼び方には、時期的に新しい要素を含んでいるものと思われてならない。また四方土堤についてもこれを築地跡とするより土塁を想定できる。だが、明治22年作製の付近の地籍図を見ても明晰な屋敷割を認めることはできない。わずかに国衙城と想定された南東隅あたり（626番地）から北側に向って土地の高まりが観察され、これまでに想定されている土壘の痕跡を認められる程度である。付近の古者に聞くとこの土壘は高さ1m前後で竹林が南北方向に走っていたということである。その幅は記憶にないというが、現地形の高まりなどからすれば5m前後の幅が想定され、土壘としての要素が強いものといえる。この土壘の痕跡をこれまで推定されている国衙東限として推定域の規模を求めるところ東西（東限土壘から大門址想定地）115m、南北130m前後となる。この規模はこれまで考えられている方二町とは違って、中世以降の屋敷割などに見られる規模に近いものと考えられる。この推定域の南に存在する網野家の敷地を加えるとさらに大きくなるものの、それは南東部に突出する形態となり、一層中世以降の屋敷割としての想定を強くさせることになる。さらに国衙推定域の小字名には「堀之内」なる小字名が見られ、その考え方を補強するものようである。

さて、この国衙城と推定された地域は、古墳時代から平安時代にかけての土器の分布が濃密に見られ、国衙城の南側で調査された二之宮・姥塚遺跡の続きで同一の集落と考えられる。この二之宮・姥塚遺跡には2つの隆盛の時期が見られ、1つは古墳時代後期後半、1つが平安時代の10世紀後半である。古墳時代後半は姥塚古墳を中心とする鎌生古墳群の形成された時期であり、二之宮・姥塚遺跡はその中核的な集落と位置付けられるもので、その中でも7世紀代に隆盛期の見られる集落である。この時期に集落を裂くような形で国衙の設置を行なうことは、

まず不可能と考えなければならない。これからすれば後に他の地から移転してきたと見るのが自然であり、これまでその様に考えられてきているところであった。

それではいつ頃、移転してきたのであろうか。国衙といった表現は一般的に下墳した時期に見られるとしているが、これまで言っている承平年間ないし大曆以降頃のことであろうか。二之宮・雄塚遺跡は墨書き土器の出土の状況からすれば、やや特異な面を持つ集落址といえるが、10世紀後半代は最も充実した時期であったと考えられ、その頃の移転もまた難しいものと思われる。国衙址に中世的様相が認められることは、国衙設置後に中世的様相になったのか、逆に中世的様相になってから国衙の移転がなされたのか判然としないものの、これまで考えられている時期よりさらに下墳した11世紀以降に移転してきた可能性さえも示しているものといえる。

その移ってきた先は、春日居町國府が郡家の可能性が強いとすれば、次の御坂町金川原小字方八丁の地が想定されてくる。

#### (4) 御坂町金川原方八丁

御坂町金川原の方八丁について指摘されたのは木下良氏であった。昭和61年、県立考古博物館公開講座における「古代の地方中心地—甲斐国府・国衙の様相一」と題する講演の中であった。この中で「方八丁」の地名について19ヶ所が全国で確認でき、その分布状況を見ると茨城県以北に16ヶ所ほどがあり、関東地方以北に濃厚に認められたことから軍事的色彩が強いものと捉えられるのではないかと指摘した。

さて、金川原方八丁は御坂山地に源を発する金川の左岸に造成された扇状地の扇央付近に立地する。この金川は過去たびたび氾濫を繰り返しており、その痕跡が下黒駒ないし金川原付近からその下方の尾山、下野原、井上、成田などの地域にかけて縱筋も認められる。

歴史的には同町井之上に全国でも10位の規模を誇る横穴式石室を持つ雄塚古墳が存在し、それを中核とする銚子古墳群の所在する地域であり、古墳時代後期以降に隆盛を見せた地域といえる。さらに時代の下墳した時期になると、「甲斐路」の最終の駅である、水市駅の置かれたと推定される黒駒地区が、東南方向に接続する。また金川を挟んだ対岸の一宮町地域には国分寺、国分尼寺が存在する。直線距離でおおよそ2.5kmの距離である。

このように本地域は古代史の中において、重要な位置を占めていたといえよう。

方八丁は金川原地区の最も西寄りに近い位置にある。東西方向に走る旧鎌倉街道と、御坂町役場から井之上を経て一宮町東原に至る道路とが交叉する南東側に接して所在する。おおよそ南北に長辺をもつ長方形の区画を呈する。なおこの付近の区画はほとんどが長方形ないし方形に近い形態を見せており。おおよそ北東コーナーを一宮町四ツ塚、南東コーナーを井之上新畑、南西コーナーを井之上間仲、北西コーナーを御坂町小塚付近とする範囲に方眼が引け、八町四方ほどの広さとなる。この方眼の仲で小字名の方八丁はやや南西コーナー寄りに位置する。

この八町四方内における遺跡の分布を見ると、古墳時代以後の上器類の分布を今のところ、明確にすることはできない。また小字方八丁地内に限ってみても、ほぼ同様な傾向が捉えられる。あるいは氾濫によるための可能性もある。

古墳の分布状況は現状からすれば井之上小字金塚付近、下野原小字木爪原付近、一宮町四ツ



第6図 金川原地区地籍図(『地籍宝典』より)

塚付近に比較的まとまって分布が見られ、その近くに集落を推定する土器類の分布も顯著ではないが見られる。一方、小字方八丁周辺には点々とわずかに分布が見られるにすぎない。このことは古墳を作った集落を意識的に避けていたと考えることもでき、そこには地方豪族層との間に差程の軋轢を生じさせることはなかったと考えることもできよう。

一方、その立地は既に触れたように、古代甲斐国への玄関口にあたり、交通の要所に位置する。また小字方八丁の南側に接して馬込なる小字名が見られる。木下氏は「府郭の中心に形成される十字街に駅が置かれることが多かったようで、近江の真米（馬来）、周防の馬屋田などの小字地名は、それぞれ勢田駅、勝馬田駅に因るものと考えられる」としており、小字名からすれば本例はまさしくそれに一致するものといえよう。本例の馬込が水市駅なのかあるいは国府には属してもうけられた馬屋であったかは判然としないが、地理的位置、歴史的環境などを合せれば、国府所在地と考えることもできよう。さらに想像を膨らませれば、八代郡下にも複数の有力な氏族が蟠居し（御坂町姥塚古墳勢力、八代町地藏塚古墳勢力）、そのうちのいずれかの地域に春日居町勢力と同族関係にある大伴氏の存在を想定した上で、同族間における合議の国府設置と、地理的条件から決定されたと考えることも、また仮説として考えることもできるよう。

#### 4. おわりに

以上、国府推定地についてその環境などを通して、存在の可否について述べてきたが、次にこれらを整理して結びとしたい。

まず春日居町国府については、研究者の間において国府域の想定地に齟齬のあることが捉えられた。木下氏は国府地区の北西側の地域を主体と考え、地域研究者には国府地域を中心とするとして想定する考えが強いように思われる。しかしいずれにしても山梨郡山梨郷の中核地域に存在する訳であり、在地豪族層との間にかなり厳しい状況が想定される。御坂町金川原に方八丁なる地名の存在が確認され、今後に検討されるべき点が多くあるとしても、春日居町国府に山梨郡家の存在を想定できる状況がでてきたように思われる。

一方宮町国分地域については、国府城や国府関連遺跡のはとんどに、一層の検討を加える必要があるものと考えられるところから、現時点では國府の存在を想定するには消極的とならざるを得ない。

御坂町国衙については、土器あるいは小字名の廻ノ内なる地名の存在などから、国衙遺構と考えられているものは中世的性格が強く窺え、国衙への移転の時期の検討が必要となってくる。すなわち国衙址とされている遺構に中世的様相が見られるとすれば、国衙が移転した後に中世的様相を帯びる事態になったのか、逆に中世的様相を帯びてから後に国衙が移転してきたかということがある。その捉え方によっては移転時期に大きな開きが生じてくることになるが、二の宮、姥塚遺跡の集落址の変遷などから11世紀代以降にあったのではないかと推定を下してみた。

御坂町金川原方八丁については、既に木下氏の指摘したところであり、古墳群との関係からすれば在地豪族層との間に差程の軋轢は生じさせないであろうと考えられる地域である。小字名の方八丁、馬込、大岡などの存在、また交通の便とすれば甲府盆地のまさに入口部にあたる要所といえるところであり、国府の置かれた可能性はかなり高いものと思われる。その時期は全く不明であるが、春日居町国府に山梨郡家の存在が推定されるとすれば、国司制度の初期からということになろう。従って国府の移転があったものの、同じ郡内における移転ということになり、時期は今だ判然としないが11世紀代以降に御坂町国衙の地へ移ったものと想定される。

長々と甲斐国府比定地の環境について述べてきたが、今回の私見については全く考古学的裏付けのないものであり、一つの展望の提示にすぎない。既に条項遺構については、埋没条里の<sup>(20)</sup>存在の可能性が指摘されているところでもあり、今後の国府研究は考古学的調査にまつところが大といえよう。

最後に本稿を草するにあたり、常日頃より古代史全般に亘り適切な御指導を戴いている磯貝正義館長、春日居町国府の調査に対し色々と御教示いただいた同町誌編纂委員の川口義敏氏、それに助言、援助をいただいた野沢昌康、山本寿々雄、鈴木典昭、八巻與志夫、野田昭人氏に対し記してお礼申し上げたい。

(1987.3.3)

## 註

1. 末木 健 1983 「山梨県における平安時代の遺跡について」『日本歴史』第426号
2. 秋原三雄 1985 「八ヶ岳南麓における平安集落の展開」『山梨県考古学論集』
3. 木下 良 1986 県立博物館公開講座における「古代の地方中心地—甲斐国府・国衙の様相」と題する講演の中で、金川原方八丁について指摘した。
4. 広瀬広一 1935 「条里遺跡」『山梨県史跡名勝天然記念物調査報告』第8輯
5. 吉田東伍 1938 『大日本地名辞書』
6. 大場磐雄、仁科義比古、1938 「甲斐国分寺」『国分寺の研究』
7. 太田静六 1943 「甲斐国分寺伽藍の研究」『考古学雑誌』33巻8号
8. 須藤賢、谷岡武雄、1951 「甲斐条里の諸問題—甲府盆地の歴史地理学的研究」『地理学評論』24-4、
9. 木下 良 1967 「国府跡研究の諸問題—甲斐国府跡をめぐって」『文化史学』21号
10. 上野晴朗 1967 『一宮町誌』
11. 同 1967 『甲州風土記』
12. 同 1971 『御坂町誌』
13. 註9と同じ
14. 小林利久 1978 「天保騒動」『大月市史』通史篇
15. 手塚寿男 1986 「青梅街道」『山梨県歴史の道調査報告書』第9集
16. 中央自動車道の事前調査で古墳時代～平安時代にかけての住居址が550軒ほど検出された。た。近刊
17. 磐貝正義 1958 「甲斐の御坂」『甲斐史学』3号、
18. 吉田 孝 1982 「酒折宮の説話の背景—ヤマトタケルとワカタケル—」『甲斐の地域史的研究』磐貝正義先生古稀記念論文集
19. 山中敏史 1984 「国衙・郡衙の構造と変遷」『講座日本歴史』古代2
20. 猪俣喜彦 1985 「筑前原塙跡」『昭和60年度遺跡調査発表会要旨』
21. 拙稿 1983 「甲斐の郡(評)郷制」『研究紀要』1 山梨県立考古学博物館、山梨県埋蔵文化財センター
22. 穴沢啄光・馬自順一 1986 「单龍・单鳳環頭大刀の編年と系列」『福島古6』第27号
23. 拙稿 1986 「7世紀代の群集墳の様相」『シンポジウム—甲斐古代寺院と古代氏族』発表要旨、山梨県考古学協会大会
24. 加藤謙吉 1983 『蘇我氏と大和王權』
25. 吉田 孝 註18と同じ
26. 甲府市市史編さん委員会 1986 『市史編さんだより』第6号
27. 拙稿 1968 「大藏院寺山無名墳の提起する問題」『山梨考古学論集』I、野沢昌康先生頌寿記念論文集
28. 関 晃 1957 「甲斐の勇者」『甲斐史学』創刊号

29. 磐貝正義 「古代の甲府一青沼・奥門二郷を中心として」『甲府市史研究』創刊号
30. 註10と同じ
31. 註10と同じ
32. 磐貝正義 1973 『山梨県の歴史』
33. 山梨県 1935 『史蹟名勝天然記念物調査報告』第8編
34. 註20と同じ
35. 註12と同じ
36. 上野晴朗他 1982 『峡東、東八地域における歴史、民族と自然環境との関連調査』
37. 大塚史学会 1969 『新版郷土史辞典』
38. 木下 良 1982 『国府の形態』『日本歴史地図』原始・古代編(下)
39. 山本寿々雄 1974 「考古学的視覚による一甲斐地方都市の復元」『甲斐考古』11の1
  - 磐貝正義、湯本軍一編 1980 『日本成部大系』第8巻 長野・山梨
  - 山梨県教育委員会 1986 『山梨県の中世城館跡一分布調査報告書』
  - 山梨県教育委員会 1979 『山梨県遺跡地名表』
  - 北山茂夫 1978 『壬申の内乱』
  - 甲斐叢書刊行会編 1974 『甲斐叢記』(『甲斐叢書』6所収)



# 上の平遺跡住居址から出土した炭化種子の同定

笠原安夫・藤沢 浅

## 1. はしがき

山梨県のはば中央の甲府盆地南縁東西に横たわる曾根丘陵の一角、東八代郡中道町上の平にある本遺跡は、1979～81年（第1～3次）発掘で弥生時代末から古墳時代初期にかけて方形周溝墓の多数（110余基）が発見され、周溝墓遺跡として知られている。また、本遺跡は旧石器・繩文時代・弥生時代と繼續して生活が営まれていた遺構、遺物もあった。1985年には第1次発掘の南側と東側において、図1に示された住居址、土塙、集石、方形周溝墓が発見された。そして今回は住居址の自然遺物に注目し、覆土中の炭化物や完形土器の土をサンプリングした結果、それらよりクリ、クルミ、トチ（？）、堅果類その他が検出された。表1に示されたように、炭化小粒種子が検出された遺構名は、弥生時代後期後半の11号、繩文時代中期初頭（五領ヶ台式土器）の12、13号および同時代中葉（藤内式）の16号、同時代の17、20号（井戸尻式）であり、それぞれ括弧内の土器を供伴している。なお、2号集石の時代は不明である。以上の場所から水洗選別法で検出された炭化粒は表2に記したように管ピンに区分され入れてあった。それらを、1986年12月6日に本遺跡担当者の長沢宏昌、中山誠二の両氏が当方に持参され、それらの種類同定の依頼をされた。

## 2. 結果と考察

まず、実体顕微鏡下で検鏡して同定を試みた。炭化粒は完全に粒の全形があるものはスペリヒュ（6）、エノキグサ（2）、ニワトコ（1）の9粒で、他は欠損するもの、粒面に内部から加熱のため膨張し、空洞のできた粒も多く、同定は全試料を藤沢の操作する走査電子顕微鏡（SEM）の調査、写真撮影と現生種子（現在採取した種子標本）のそれと比較せねばならなかった。

それを図版1～9に、また参考までに現生種子を図版10に示した。なお、同定結果は表2の種子欄にあり、また表3には参考までにその学名を記載した。

表2によれば、弥生時代後期後半の11号住居址からの検出は2種3粒のみであり、No.1は木本種子の果実の基部（？）ではないかと思われる。この表面模様は小さい網状であるが、著者たちはこの現生種子を知らないので不明（図版1a, b）とした。一方の炭化粒は半割れ状のものが2粒で、外果皮とその拡大（図版1c, d）の内果皮（同e）をみると、その粒形と大きさからエゴマ（？）のように思える。しかし、外果皮が焼けたタール状になり、エゴマ特有の大<sup>3)</sup>きな網目模様と微細な流線紋がみられず、内果皮の多孔厚膜細胞もはっきりしないので疑問種

(?)とした。これは縄文中期16号住居址No23(図版6a,b)と同じものであり、他に同様なものが2粒ある(図版5g・6a,b,d)。

なお、シソとエゴマはシソ科の植物で分類上の変種関係で、種実(種子と果実)形態もよく似ていてシソはやや小さく果皮が堅く、エゴマは大粒で果皮が脆いので精白し易く、今でも朝鮮では粥とする。シソは中国が原産で、もっぱら香辛料として利用される。エゴマは東インド、マレーが原産で、古くエジプト、インドで栽培された。また中国、朝鮮でも古くから栽培され、朝鮮から日本に渡来したといわれる。エゴマの種子は非常に油脂分が多く、古代から灯火用、食用などに利用された。エゴマが焼かれ炭化するとタール状になるのはそのためである。

次に、縄文時代中期初頭の12号住居址から4種と疑問種が1種、また不明が3種、炭化片が2種、菌糸塊が1つであった。すなわち、8層の上から1粒の炭化の不充分な小粒があり、イスコウジュ(図版1f)の疑問(?)とした。粒形、大きさはイスコウジュに似ており、未炭化のため表面模様がはっきりしてよく似ているが、一つ一つの斑紋の大きさはイスコウジュの2倍大的ためそれと同定できなかった。イスコウジュはシソ科の野草で山野に多い種類である。他にサルナシ、イスザンショウ、オヤマボクチ(一名ヤマゴボウ)、ニワトコがそれぞれ1粒であった。そのうち、イスザンショウ(図版2g,h・3a,b)とニワトコ(図版4a,b)は粒が原形よりやや変わっていたが、前者は粒面にやや大きい網状紋、後者は粒面に横波状紋の特徴があり同定できた。またオヤマボクチは、粒に裂け目があるが、粒形、大きさ、表面の縦線紋(図版3f,g)から同定できた。本種の腹果はゴボウのそれにかなり似ている。しかし、ゴボウより小形でしかも果面に平行している縦線紋に違いがある。すなわち、ゴボウの果皮には強弱さまざまな縦線紋が無数にあり、また、軽く削ると果皮の下には10-20列に並んだ柔細胞があり、その細胞膜には斜平行に並ぶ特殊な孔隙をもっている(図版10e,f)。一方、オヤマボクチの果皮の縦線はゴボウと同様であるが、果皮を軽く削っても孔隙細胞膜は見当たらなかった。ここに対照としたオヤマボクチの種実の3系統の粒形を参照されたい(図版10a,c,d)。この3標本の現生種実は1986年4月に農林水産省農業生物資源研究所よりの分譲を受けたものであり、当方でそれを(a)(b)(c)と符号をつけた。

- (a) 岐阜・長野県地方の野生ヤマゴボウの選抜種子。(b,cよりやや大きい)
- (b) 岐阜県飛騨・東濃中間地に分布、別名キクゴボウ
- (c) 長野県中北地方に分布

以上は同研究所の椎名次郎氏の種子標本の产地メモによる。

ところで、オヤマボクチは牧野植物図鑑によれば、キク科に属し、山野に生ずる多年草本、草丈90cm内外、茎は直立、短枝を出し、茎葉は小さい橢円形、根出葉は長柄、ゴボウの葉に似た三角状卵形の大葉をつける。葉の下面に白色綿毛があり、秋にアザミの花に似た暗紫色の頭状花をつける。地方名ではヤマゴボウと呼ばれ、若葉を餅に入れ草餅として食べるとある。なお、種子(a)の選抜種子とあるのは、おそらく岐阜・長野県地方の人達が、オヤマボクチを小規模の栽培用とするため選抜した種子であろう。

さて、本遺跡で出土したオヤマボクチは1粒だけであるが、本種の同定は著者たちにとって

も初見であり、この検出は貴重と思われる。それは、岐阜・長野地方の人ばかりでなく、近県の山梨県はもとより、オヤマボクチの自生する所では広く利用されることを裏付けるもので、それが本遺跡の出土で少なくとも縄文時代中期までさかのぼることが判明したといえよう。なお、13、17、20号住居址にはタデsp.（図版4 e, f）とニワトコ（図版9 e, f）と不明が1粒ずつと少數の出土であるが、後述のように16号住居址では多数が出土した。そして中でもサルナシ、イスザンショウ、ニワトコは各地の古代遺跡から出土例の多い種実である。サルナシは同科同属のマタタビと同様にその液果（漿果）が甘酸味のため生食できるためである。両者は種子が酷似しているが、マタタビが少し幅が広く大きい。ところで、マタタビの語源は牧野植物図鑑によれば、旅人が山地に生えるこの果実を食べ、勢を回復して『また旅』をするという意味からきたものというが、それは借用できないとの記述がある。またイスザンショウは山野に自生し、外形はサンショウによく似ているが、葉には良い香りがなく、かえって悪い匂いがし、人間にとては後に立たないものとしてイヌ・・・と名づけられている。しかし、どういうわけか遺跡からの出土はサンショウや、鳥が評むといわれるカラスザンショウよりも出土例が多く、粒数も際立って多いところから何かに利用したのか、または利用できないので捨てたのかどちらかと思われる。次に、ニワトコは山野に普通の低木で、花後に赤色の液果を着け、成長の早いのが特徴であり、人家の垣に栽培されたりする。なお、茎の太い種は植物細胞のハンドセクションの実験に利用され、また葉は民間薬とするようである。

昨年、著者らは米子市日久美遺跡での出土土器からこのニワトコの果実と種子を同定した。<sup>43</sup> 簡単に紹介すると、日久美遺跡発掘担当者より、縄文時代前期、中期および弥生時代中期の土器片の内側に物が焦げたような付着物があり、その同定依頼を3回受けた。そのうち、とくに縄文中期の土器内部には土器片いっぱいに付着していた。当初はその同定に苦慮していたが、その中に運良く2粒の種子があるのを確認し、SEMで観察した結果、その種子の斑紋からニワトコであることが判明し、この付着物はニワトコの液果の果皮が焦げ付いたものであることが判った。また弥生中期の土器片のものは、上部には自然炭化したらしいイネの葉片や、カタバミ、コナギなど小形種子が付着しており、それを除くと下にはニワトコの液果が焦げてタル状になったものがあった。これは水田にあった上記の葉や種子がその上に二次的に付着したものと推定できた。また縄文前期のものもニワトコの焦げ付きと推定した。それからみて、古代人はかなり頻繁にニワトコの液果を土器に入れ、それを煎じて薬用または食用にしたと思われる。本遺跡でも16号と20号住居址のニワトコはともに土器から検出されたところからみて、本遺跡でも利用されていたと推定できる。

次に、16号住居址からは、上記のニワトコ（図版8 f, g）、イスザンショウ（図版5 e, f）の他に、栽培植物と推定できるもの、疑問種（?）を入れて4種もあり、また出土粒数も26粒と本遺跡の出土粒の大半を占めている。この住居址からは縄文時代中期中葉（藤内式土器）を供作しているが、発掘担当者によればp-275、288、290、291からの炭化種子はいずれも土器内からの検出であり、この土器は何れも覆土中にあり、住居の床面より浮いた位置で出土しているという。筆者らはその意味を充分伺っていないが、種子が多いのはp-275の土器からであった。

また、p-288No29はムギの種子の形に酷似していたので、初めは裸ムギ（図版7e,f）かと思われたが、よく観察すると炭化粒が固まって偶然にムギ形になったものと推定した。また、No31は炭化粒（図版8a）のやや大形のものらしい。以上、No29, 31を除けば26号住居址からは24粒の出土である。

筆者らは後代重要な野菜、油料作物であるアブラナ類が、縄文・弥生時代の各地の遺跡から出土したことを確認している。しかし、初期の研究報告には黒粒として備考に付記した（例えば、菜畑遺跡報告書 第1表b P.379 (1982)）。このアブラナ類の出土が認められたのは、縄文時代早・前期（福井県島浜遺跡）、同前期～弥生時代中期（鳥取県日久美遺跡）、縄文時代中・後期（新潟県八反田遺跡）、同後期（岐阜県阿曾田遺跡）、弥生時代中期（岡山県津島遺跡）、河中・後期（大阪府鬼虎川遺跡、神奈川県朝光寺原遺跡、横浜市高速道No.6遺跡）などからで、それら大部分が炭化粒であり、島浜と日久美遺跡の低湿地からは未炭化粒も検出された。阿曾田遺跡報告書のとりまとめ當時に名古屋大学の渡辺誠氏の紹介で知ったのだが、中国の安志敏氏の報告には、華北の濱山遺跡（新石器早期5400-5200BC）からアワ、キビ、ナタネの栽培遺体を認めたというが、それは日本の縄文時代早期であろう。日本では当時のアブラナ類はおそらく人里植物であったものが、縄文中・後期時代には、とくに八反田遺跡では上器から、また阿曾田遺跡ではp-覆土から約9000粒の炭化粒が検出されており、これらは当時に行なわれた小規模の栽培であろう。なおこのアブラナ類の種子は微小なため、水洗選別時に流出した可能性があり、多數であれば栽培としてよく、一概には決めることはできない。

次に、マメ科には野生のツルマメ（ダイズの原種）、ヤブツルアズキ（アズキの原種？）などがあるが、本遺跡の出土粒はそれより少し大きく、炭化のため粒形と大きさおよび表面紋様がはっきりしないので、アズキまたはリョクトウ（図版6e,f）の疑問種（？）とした。なを著者らは、縄文時代晩期（佐賀県菜畑遺跡）、弥生時代後期（大分県二本木遺跡）からアズキを、ダイズとアズキを中世時代（秋田県妻の神遺跡）、縄文時代前期（島浜貝塚）からリョクトウとツルマメを、またツルマメは弥生後期（横浜市高速道No.6遺跡）から検出している。なを、エゴマ（？）、シソ（？）は前述した11号住居址のものと同様に表面がタール状になり、斑紋がみえなかった。

また、スペリヒュ（図版6g,h・7a,b,c）が6粒とエノキグサ（図版8b,図版9a,b）2粒とタデ類（図版7g,h）1粒を検出したが、これらはいずれも現在の夏作畑の雑草として普通にみられる種類である。出土粒数からみて、当時もかなり人間に身近な雑草であったことが推定できる。上記の栽培植物が当時から作物として栽培されていたならば、それらに随伴した細雑草であったと思われる。またスペリヒュは現在でも野菜とし、とくに救荒植物として重宝なものなので、古代でも利用されていたため出土が多いということも考えられる。タデも同様に利用できるが、エノキグサについては不明である。しかし、遺跡からの出土例は非常に多く、今後の検討の一つでもある。

### 3. ま と め

- 1) 上の平遺跡の住居址 6 戸（弥生時代後期 1 戸、繩文時代中期 5 戸）の覆土、焼土、炉、土壤、土器内および 2 号集石の土から水洗選別法で検出された小粒、微小粒は計 44 粒であった。そのうち同定できた種は 8 種 19 粒、疑問種 5 種 8 粒、菌糸の塊 1 粒の 14 種 28 粒であった。一方、炭化で表面がタール状になったため同定不可能のものが 16 粒あった。
- 2) 本遺跡の検出粒は 1 粒 (No. 3) を除いて他は全てが炭化粒であり、実体顕微鏡下で同定できるような全形をとどめているものはスペリヒュ、エノキグサ、ニワトコの 3 種 9 粒であった。他は炭化粒のため水洗選別の処理中に破損したと思われるものや、なんらかの熱によって膨張した後に内部が破損したようなものが多く、実体顕微鏡下では同定が難しいためほとんどの粒を SEM で観察、撮影し同定を行った。その結果は表 2 と図版 1-9 に、また参考のため現生の種子を図版 10 に示した。
- 3) 今回の調査では栽培種は検出されなく（ただ、後に栽培種となったアブラナ類を 1 粒検出）、利用植物のサルナシ、ニワトコ、オヤマボクチ、イスザンショウや煙草のエノキグサ、スペリヒュ、タデ類があった。また SEM 観察でも、炭化のため表面がタール状のものは斑紋が見えなく同定に苦慮したが、粒形と大きさから推定してエゴマ、シソ、アズキまたはリョクトウ、未炭化粒はイスコウジュの疑問種（？）としておいた。また No. 10 と No. 30 (図版 3 e・8 a) の大形の炭化粒は形態と大きさがほぼ大きいアサ種實に似ているが、表面がタール状態のためにはっきりしないので炭化粒とした。

#### 追 記：

なお 16 号住居址 P-290 の土器内出土粒 (図版 8 d, e) はその拡大写真からみてアワ特有のイボ状突起に酷似しているため当初はアワ（？）と考えていたが、その後倍率が ×2000 の間違いと判り、写真中央のイボ状突起の大きさから判断して不明種とした。ただ、その上部の左右にある大形で欠けている二つの突起らしいものは、アワの内外頸の突起と形、大きさとも似ている。将来同様な炭化粒が出土すれば判明するものと思われる。

#### 謝 辞：

本文を草するにあたり、出土種實の同定の機会を与えられた山梨県立考古博物館の長沢宏昌、中山誠二の両氏、またオヤマボクチの種子を送付していただいた農林省農業生物資源研究所の椎名次郎氏の各位に感謝いたします。

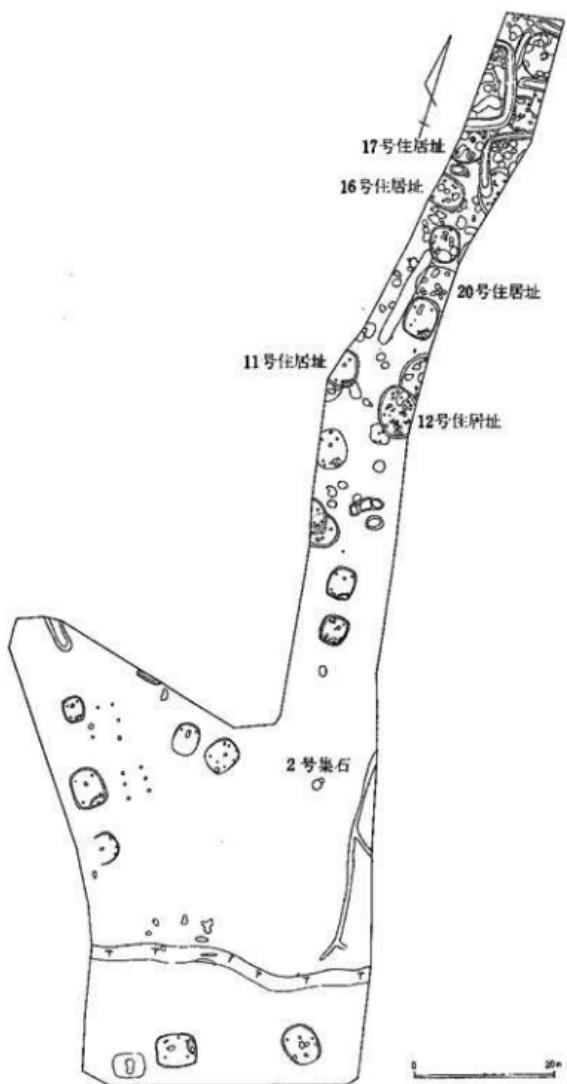


図1 上の平遺跡全体図

表1 上の平遺跡炭化種子出土の遺構時期一覧

遺構名	時期
11号住居址	弥生時代後期後半
12号住居址	縄文時代中期初頭（五個ヶ台式）
13号住居址	〃（〃）
16号住居址	縄文時代中期中葉（藤内式）
17号住居址	〃（井戸尻式）
20号住居址	〃（〃）
2号集石	不明

表2 上の平遺跡の住居址別にみた出土炭化粒

No	住居址	区名	時代	種名	図版SEM写真	備考
1	11号〃	A	弥生後期後半	木本類の果実の基部	(図1a,b)	
2	〃	〃	〃	エゴマ？	(図1c,d,e)	2粒検出
3	12号〃	8層土	縄文中期初頭	イヌコウジュ？	(図1f)	
4	〃	P-701	〃	サルナシ	(図1g,h)	土器内から検出
5	〃	〃	〃	炭化片	(図2a)	
6	〃	〃	〃	菌糸塊	(図2b,c,d)	
7	〃	〃	〃	不明	(図2e,f)	
8	〃	〃	〃	イヌザンショウ	(図2g,h) (図3a,b)	
9	〃	〃	〃	不明	(図3c,d)	
10	〃	〃	〃	大形の炭化粒	(図3e)	
11	〃	〃	〃	オヤマボクチ	(図3f,g)	(一名ヤマコボウ)
12	〃	P-702	〃	ニワトコ	(図4a,b)	土器内から検出
13	〃	〃	〃	不明	(図4c,d)	炉内土壤サンプルより 検出
14	13号〃	炉B	〃	タデsp.	(図4e,f)	
15	16号〃	焼土	〃	不明	(図4g,h)	
16	〃	〃	〃	不明	(図5a)	
17	〃	P-272	〃	アブラナ類	(図5b)	
18	〃	〃	〃	不明	(図5c)	
19	〃	〃	〃	不明（微小）	(図5d)	
20	〃	〃	〃	イヌザンショウ	(図5e,f)	
21	〃	P-275	縄文中期中葉	シソ？	(図5g)	
22	〃	〃	〃	不明（イネ科）	(図5h)	(16号住居址の土器は いずれも覆土中にあり、 住居の床面より浮いた 位置で出土)
23	〃	〃	〃	エゴマ？	(図6a,b)	
24	〃	〃	〃	不明	(図6c)	
25	〃	〃	〃	エゴマ？	(図6d)	
26	〃	〃	〃	アズキ？	(図6e,f)	またはリョクトウ？
27	〃	〃	〃	スペリヒュ	(図6g,h) (図7a,b,c)	

28	16号〃	P-275	縄文中期中葉	シソ?	(図7d)	土器内から検出
29	〃	P-288	〃	不明(麦形)	(図7e,f)	土器内から検出
30	〃	〃	〃	タデsp.	(図7g,h)	
31	〃	〃	〃	大形の炭化粒	(図8a)	
32	〃	〃	〃	不明	(図8b,c)	
33	〃	P-290	〃	不明	(図8d,e)	土器内から検出
34	〃	〃	〃	ニワトコ	(図8f,g)	
35	〃	P-291	〃	エノキグサ	(図9a,b)	土器内から検出
36	17号	10号土	〃	不明	(図9c)	
37	20号〃	P-334	〃	ニワトコ	(図9e,f)	土器内から検出
38	2号集石	不明	不明(No36と同じ)	(図9d)		

※ No.1~38は同定者でつけた炭化穀番号である。

表3 上の平遺跡出土種子一覧表

科名	種名( )内は粒数	学名	出土遺構名
キク	オヤマボクチ(1)	<i>Synurus pungens</i> Kitamura	12号住居址
シソ	シソ?(2)	<i>Perilla frutescens</i> var. <i>acta</i> Kudo	16号〃
〃	エゴマ?(4)	<i>Perilla frutescens</i> var. <i>japonica</i> Hara	11,16号〃
〃	イヌコウジュ?(1)	<i>Mosla punctulata</i> Nakai.	12号〃
タデ	タデSP.(2)	<i>Polygonum</i> sp.	13,16号〃
トウダイグサ	エノキグサ(2)	<i>Acalypha australis</i> L.	16号〃
スペリヒユ	スペリヒユ(6)	<i>Portulaca australis</i> L.	16号〃
ミカン	イヌザンショウ(3)	<i>Fagara manchurica</i> Honda.	12,16号〃
サルナシ	サルナシ(1)	<i>Actinidia arguta</i> Planch.	12号〃
スイカズラ	ニワトコ(3)	<i>Sambucus sieboldiana</i> Bl.	12,16,20号〃
アブラナ	アブラナsp.(1)	<i>Brassica</i> sp.	16号〃
マメ	アズキ?(1) (リョクトウ?)	<i>Vigna angularis</i> Ohwi et Ohashi ( <i>Vigna radiata</i> R.Wilczek)	16号〃

## 参考文献

- 1) 小林広和、里村晃一：「山梨県上の平遺跡」 日本考古学年報32 p.101-104 日本考古学会（1979）
- 2) 中山誠二：「上の平遺跡」遺跡調査発表会要旨 山梨県埋蔵文化財センター（1985）
- 3) 笠原安夫：鳥浜貝塚の植物種実の検出とエゴマ・シソ種実・タール状種子塊について『鳥浜貝塚1980年度調査概報』 p.65-87 福井県教育委員会（1981）
- 4) 笠原安夫：鳥浜貝塚（第6次発掘）の植物種実の検出と同定について 「鳥浜貝塚1981.1-1982年度調査概報」 p.47-64 同（1983）
- 5) 笠原安夫、藤沢 浅：米子市日久美遺跡出土の土器片の植物同定 加茂川改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 p.96-97（図版77-78）米子市教育委員会（1986）
- 6) 笠原安夫：菜畑遺跡の埋蔵種実の分析・同定研究—古代農耕と植生の復元「菜畑遺跡—分析・考察編一」 p.354-379 唐津市教育委員会（1983）
- 7) 笠原安夫：鳥浜貝塚（第7次発掘）の植物種実の検出 一とくにアブラナ類とカジノキおよびコウゾの同定 『鳥浜貝塚1984年度調査概報』 p.49-79 若狭歴史民俗資料館（1984）
- 8) 笠原安夫、武田満子、藤沢 浅：米子市日久美遺跡の種実の分析、同定 加茂川改良工事に伴う埋蔵文化財調査報告書 p.98-128（図版78-90 第8図-44図）以下5）と同じ
- 9) 笠原安夫：新潟県津南町八反田遺跡出土炭化種子の同定 「八反田遺跡発掘調査報告書」 p.1-7 国版33-40 津南町教育委員会（1984）
- 10) 笠原安夫：阿曾田遺跡出土炭化種子の同定 「阿曾田遺跡発掘調査報告書」 p.1-7 国版187-202 中津川市教育委員会（1985）
- 11) 笠原安夫、武田満子：岡山県津島遺跡の出土種実の種類同定の研究 一日本各地遺跡間の残存種実の比較とそれから見られた農耕の伝播と形態の推定— 「農学研究」第58巻、第3、4号 p.117-179 岡山大学農業生物研究所（1979）
- 12) 笠原安夫：鬼虎川遺跡の第7次発掘における植物種実の検出と炭化アワ、カブ種子の出土について 「鬼虎川遺跡第7次発掘調査報告書3—遺構編一」 p.49-54 国版61-62 財團法人東大阪市文化財協会（1984）
- 13) 笠原安夫：横浜市高速道2号線No.6遺跡住居址出土炭化種子の同定 「同 埋蔵文化財発掘調査報告書」 p.55-67、PL27-30（1984）
- 14) 安志敏：略論華北の早期新石器文化「考古」第10期 p.936-944 「中国社会科学院考古研究所」（1984）
- 15) 笠原安夫：33号住居跡内出土のアズキ状種子について 「大野原の遺跡」 p.233-234 大野町教育委員会（1980）
- 16) 笠原安夫：秋田県鹿角市妻の神1、111および案内111遺跡出土の炭化穀類と豆の同定 秋田県文化財調査報告書99号1~11、国版カラー1~4とモノクロ1~25、秋田県教育委員会（1983）
- 17) 笠原安夫：鳥浜貝塚（第6・7次発掘）のアサ種実の同定について 付：80R 2、3区ベルト出土のゴボウ・リョクトウ・ツルマメ・キハダなどの同定『鳥浜貝塚1984年度調査概報』 p.80~90 以下7）と同じ

笠原安夫 前岡山大学農業生物研究所教授  
藤沢 浅 岡山大学農業生物研究所 文部技官

## 付記 種子検出方法と、検出種子の意義について

長沢宏昌・中山誠二

今回、研究紀要3号に掲載した笠原・藤沢報告は、当初上の平遺跡の調査報告書に掲載する予定であったが、紙面の都合上本号に載せることとなった。両先生には、こちらの勝手な都合にもかかわらず変更を快諾していただき深く感謝する次第である。

上の平遺跡では住居跡の床面直上から出土した土器については、完形品はもちろん破損品でも押し潰されたものについては土器片と土器片のあいだに入っている土は水洗選別のために取り上げておいた。

水洗は2mm、1mm、0.5mmの3種類のフルイを用い、水に溶した資料をそれぞれのフルイに通して種子を採取した。2mm、1mmメッシュのフルイでは、フルイを搔く程度で土は落ちるが、0.5mmのフルイでは土が全く落ちないため、シャワーを強めにあてた。今回の水洗選別で得られた種子の多くは1mm以下であり、0.5mmのフルイで得たものについては小量づつをシャーレに取り、顕微鏡の下で確認しながら取り上げることとした。

従来、山梨県内で遺跡内の土を水洗選別し、種子などを検出した例はごく僅かであった。その場合、対象となるのは住居跡や土塙などの炭化物を含んだ層である。今回の水洗選別でも住居跡覆土の土を水洗したものもあるが、おおくは前述したように住居跡内の完形もしくは半完形土器内に詰まった土を対象としたものである。

山梨県内でも、最近では遺跡内の土壤をサンプリングし、「花粉分析」を行なう例がしばしばみられる。しかし、種子などの微小炭化遺物を確認し分析した例は、県内では筆者らの知るかぎり、市河三次氏らを中心とする調査団によって高根町野添遺跡で行なわれたにすぎない。<sup>1)</sup>これについては未報告のため詳細は不明であるが、住居跡の床面上18cmから床面下2cmまでを2cmごとに分け1mmメッシュにより水洗選別したことであり、土器内の土については行なっていないようである。

さて、土器内の土を水洗選別した例では、新潟県八反田遺跡で縄文中・後期の土器内からアブラナ類の種子が検出されたことが知られている。このアブラナ類については、その後岐阜県阿曾田遺跡からおよそ9000粒が後期の土塙から出土したことによって、当時一般的に利用されていたと認められるに至った。本遺跡での水洗選別でも笠原・藤沢両先生の報告にあるように、僅か1点だけではあるが、藤内式土器内からアブラナ類の種子を検出することができたことは幸運であった。

報告では疑問種を含め、13種27粒の種子を同定することができたとのことであり、それについての時間的位置付け、意義について述べてみたい。

遺跡から植物（種子を含む）が検出され、それが食用に供されたとすることができるのは一

般に次の場合が考えられる。

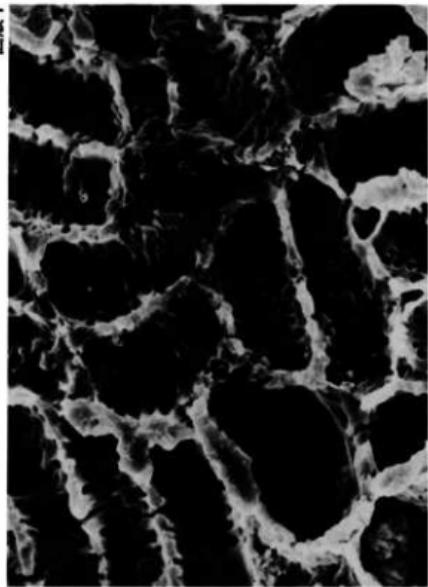
1. 貯蔵穴からまとまって出土した場合。
2. 住居跡内の床面あるいはピットからまとまって出土した場合。
3. 住居跡内の土器内からまとまって出土した場合。
4. 土器内面にオコゲとして炭化して付着したもの。

今回の資料は3または4に類似するものである。まず3であるが、意味するところは必ずしも3ではない。いうのも、3の場合、土器が床面直上であることはもちろん、その中からある程度の量がまとまって出土することを意味するのであって、1・2個の種子ではないのである。次ぎに、4の場合である。土器内面のオコゲの一部が落ち土に混ざった場合が考えられるが、土器内面にオコゲが付着しているかどうかが問題となる。すなわち、土器内面にオコゲが付着していれば4の可能性が考えられるが、オコゲが全くみられない場合その可能性はなくなる。本遺跡の資料の場合、いずれの資料にも内面にオコゲはなく、4の可能性はない。従って、土器内の土の水洗選別資料ではあっても、それは直接当時食料としていたと言えるものではない。また覆土中の土器であることから、土器と土器内の土に時間差があることも事実であろう。これについては、今後、住居内覆土を層位的にサンプリングし、それぞれの層で得られた炭化物によるC14年代測定法が行なえれば有効であると思われる。ちなみに、前述した野添遺跡では縄文中期曾利Ⅲ式～Ⅳ式期の住居跡の床面上20～40cmで得られた炭化物をC14法で測定し、4110年±25年の値を得ている。これからすれば、覆土の資料が、土器と一致することはなくとも、極端に時期が違うとしてもできないと言えよう。もう一つの、食糧と考えられるか、という問題については、アブラナ類と同様に資料が蓄積されれば解決されるものであろう。現に、今回の資料に畑雜草とともに可食植物が數種類確認されているのであり、他遺跡すでに確認されているものが多い。これらが、前述の4つの出土状態のいずれかを示したとき確実に食糧とすることができよう。その意味でこのような微小遺物の検出は非常に効果がある方法であり、今後、十分注意していく必要があろう。なお、検出された種子を食糧とすることができる上記の4つパターンのうちでも、特に4の場合、確実に炭化物として残されているため有効な方法とができるものであろう。

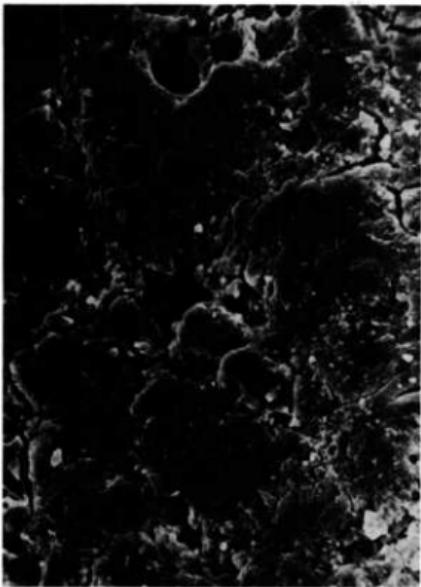
## 註

- 1) ハケ岳南麓遺跡学術調査団 1984 「山梨県北巨摩郡高根町東井山野添遺跡第1次発掘調査概要」『山梨考古』11号 山梨県考古学協会 甲府
- 2) 市河三次 1986 「考古学のための花粉分析・微細遺物情報量とその分析の基礎的問題」『紀要』第19号 山梨県立女子短期大学 甲府

笠原・藤沢報告  
図版



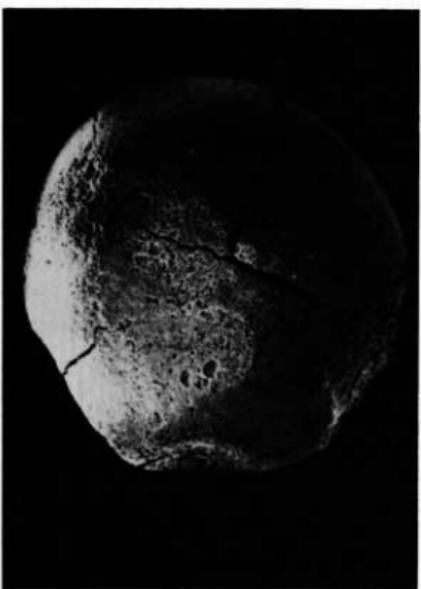
b. 左の拡大  $\times 1000$



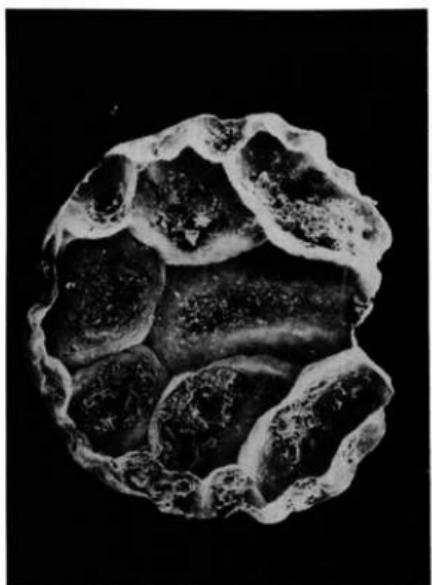
d. 左の拡大  $\times 800$



a. 11号住居址 木本類の果実基部？  $\times 30$

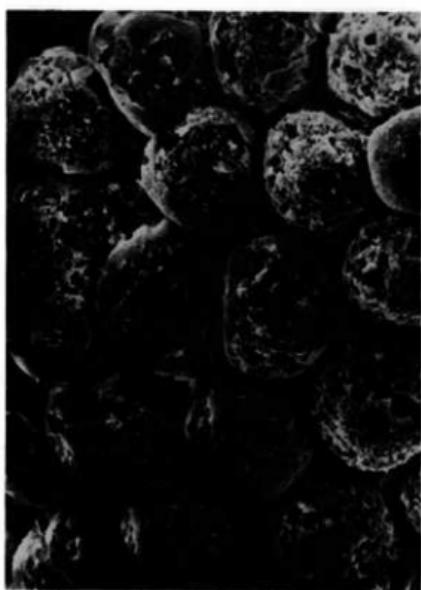


c. 11号住居址 エゴマ？(外側)  $\times 800$





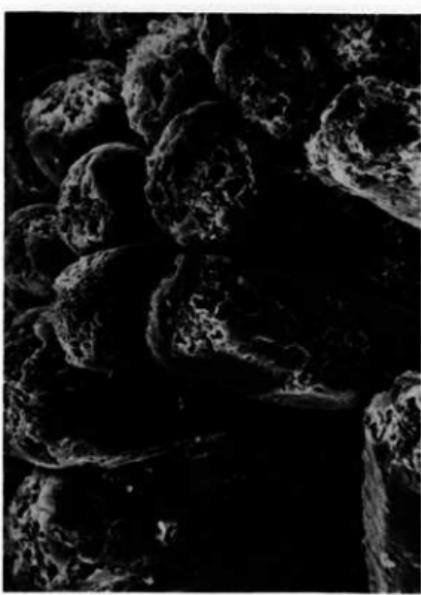
b. 12号住居址 P-701 圖案地 ×150



d. 左側 ×580



a. 12号住居址 P-291 炭化片 ×40



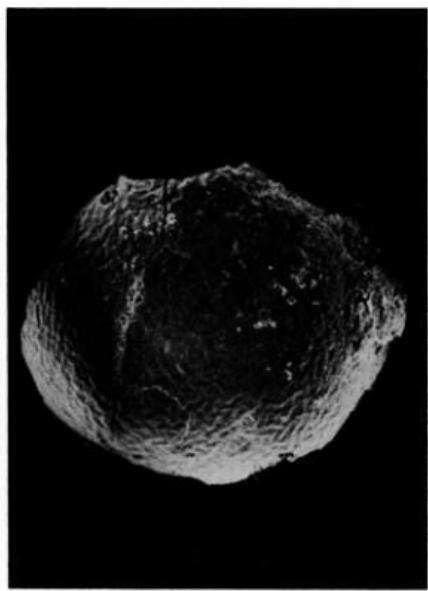
c. 12号住居址 P-701 圖案地の拡大 ×580



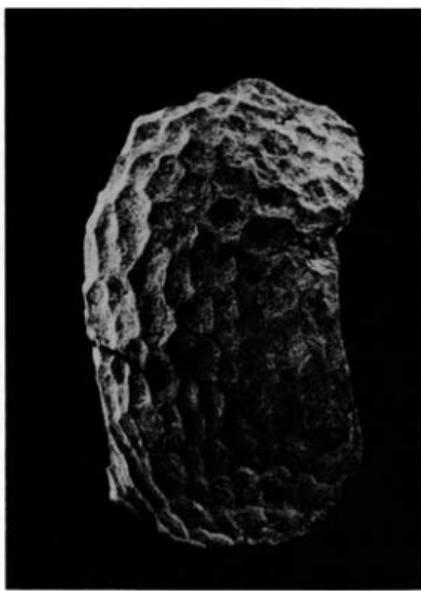
f. 左の拡大  $\times 800$



g. 左の拡大

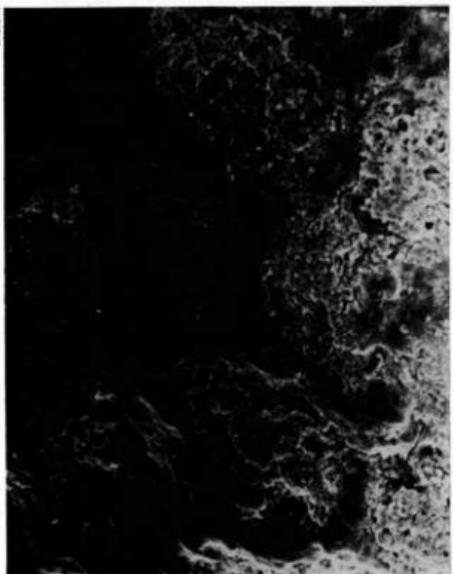


e. 12号住居 P-701 不明  $\times 80$

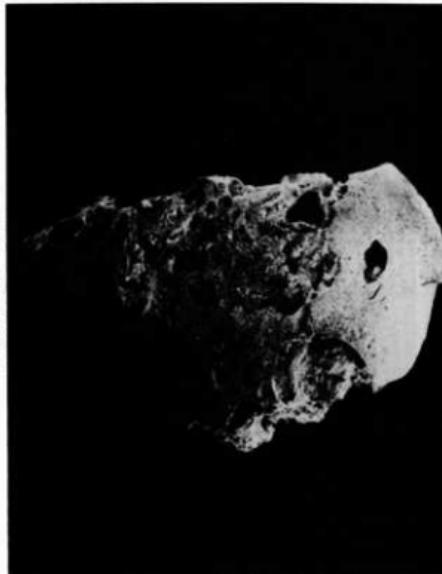


h. 左の拡大

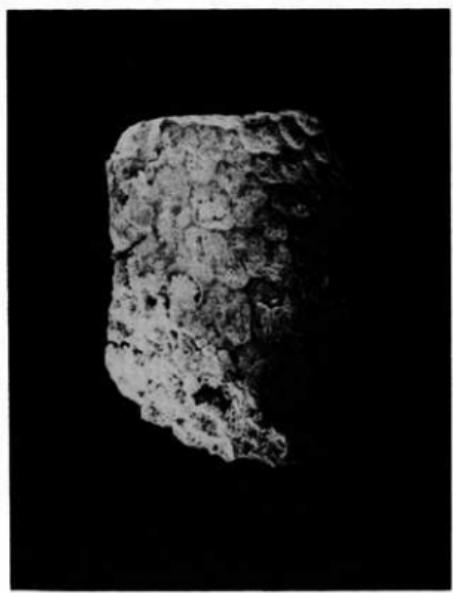
g. 12号住居 P-701 イヌサンショウ  $\times 30$



b. 左の拡大  $\times 200$



d. 12号住居址 P-701 不明  $\times 30$



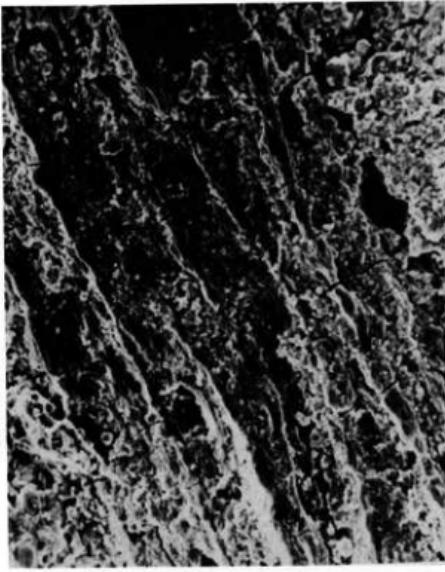
a. 12号住居址 P-701 イヌサンショウ  $\times 30$



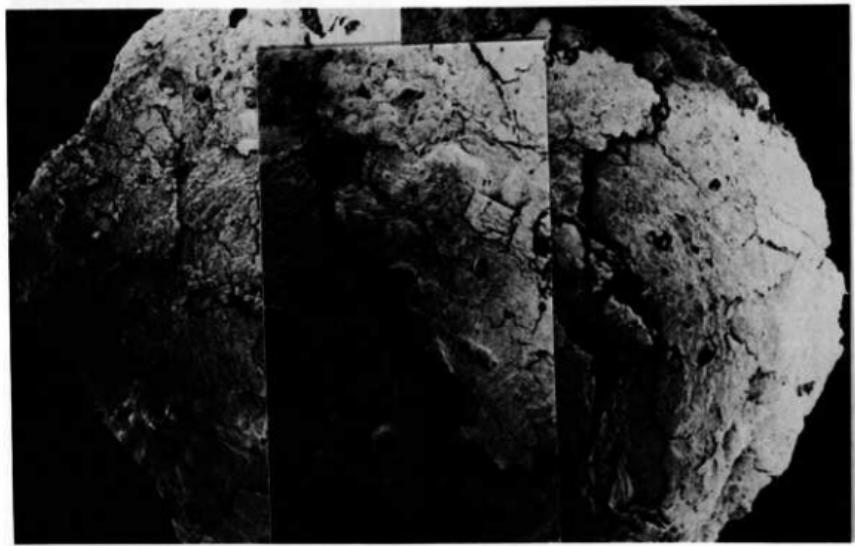
c. 12号住居址 P-701 不明  $\times 30$



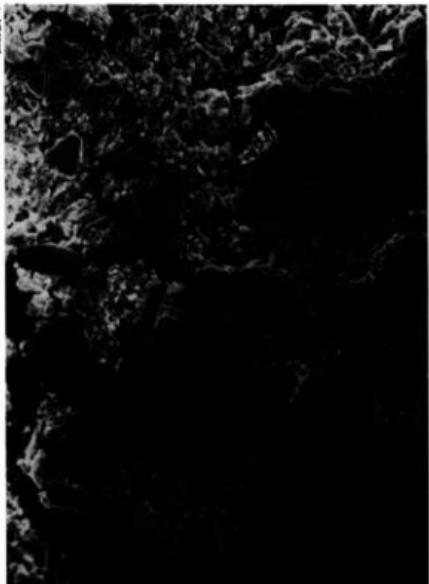
f. 12号住居址 P-701 オヤマボクチ ×25



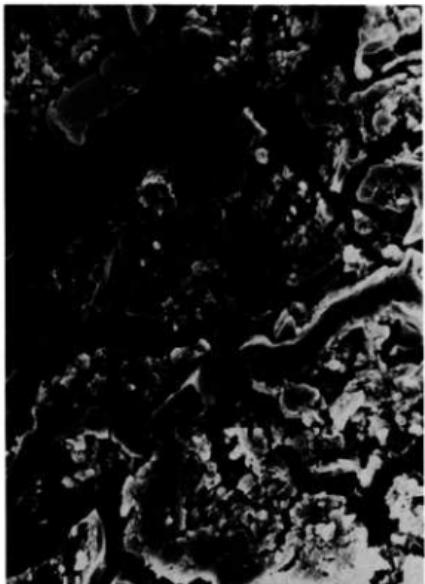
g. 12号住居址 P-701 オヤマボクチの拡大 ×300



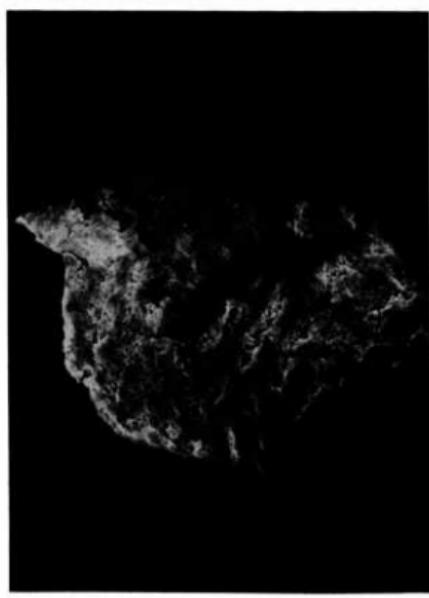
e. 12号住居址 P-701 大形の炭化塊 ×20



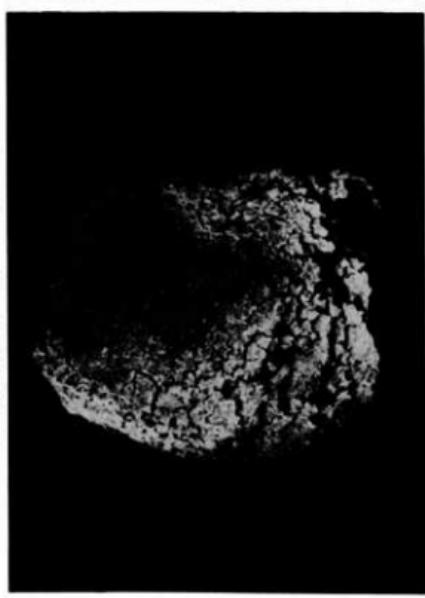
a. 12号住居址 P-702 ニワトコ ×60



b. 左の拡大 ×300



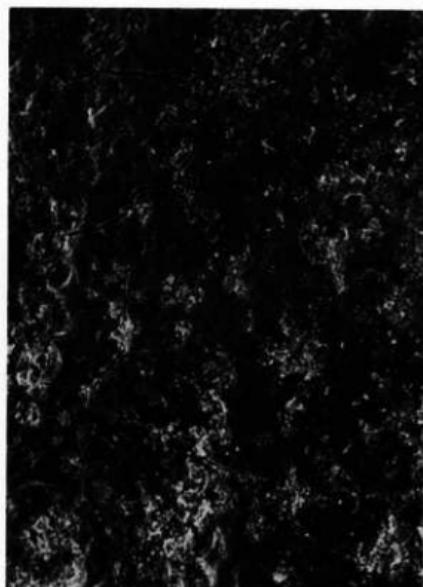
c. 12号住居址 P-702 不明 ×60



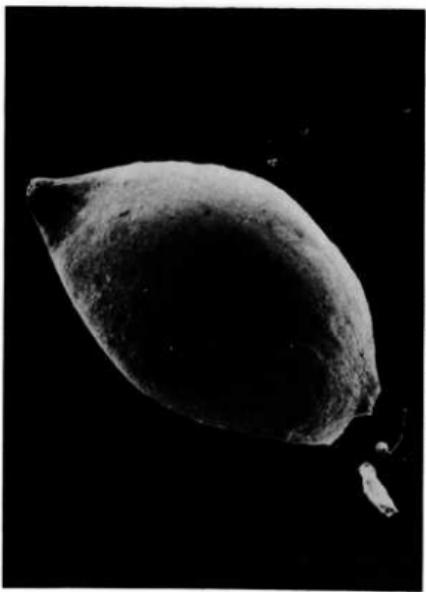
d. 左の拡大 ×600



f. 左の拡大 X1000



g. 左の拡大 X200



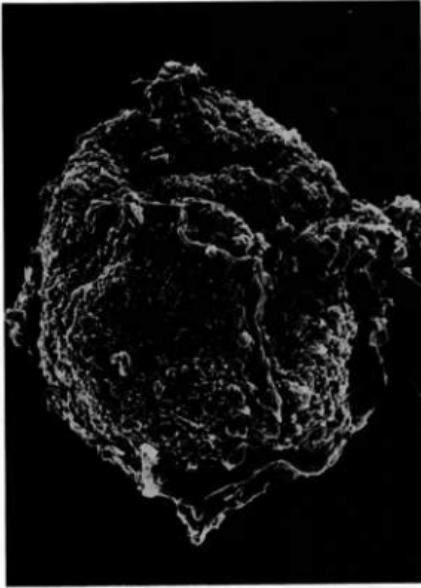
e. 13号住居址 炉内土壤サンプル タテSP X40



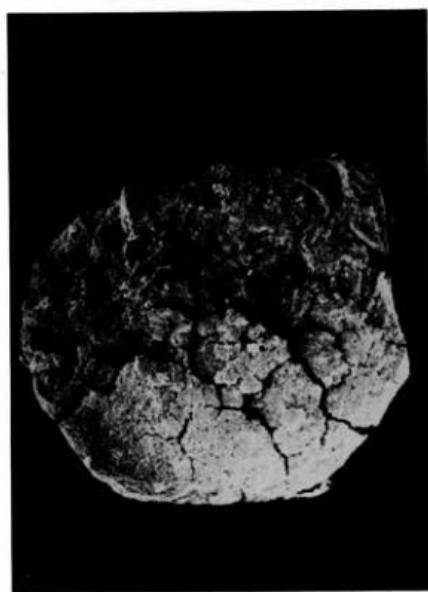
h. 左の拡大 X40



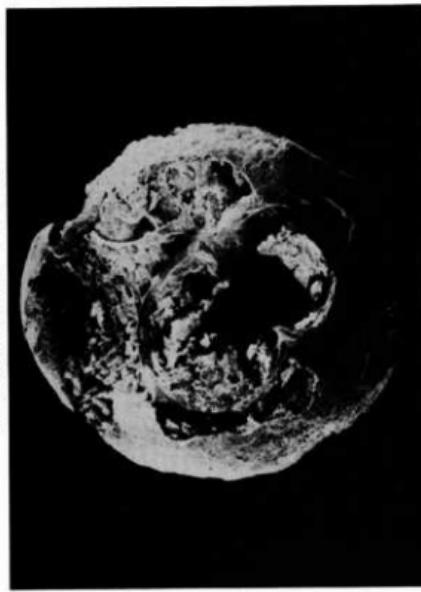
b. 16号住居址 P-275 アブラン類 ×100



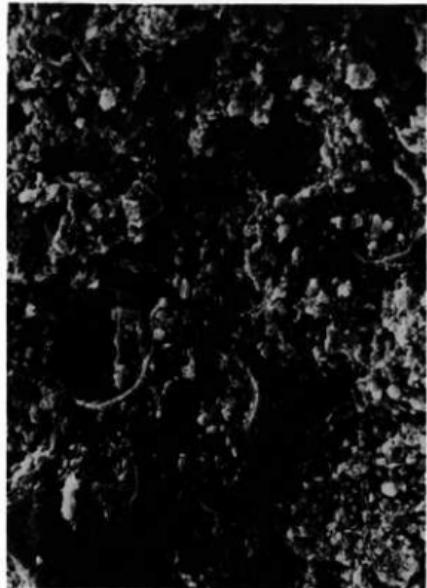
d. 16号住居址 P-275 不明 ×150



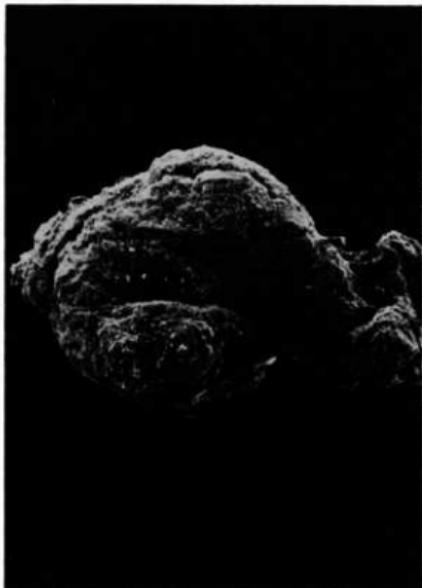
a. 16号住居址 焼土 不明 ×50



c. 16号住居址 P-275 不明 ×40



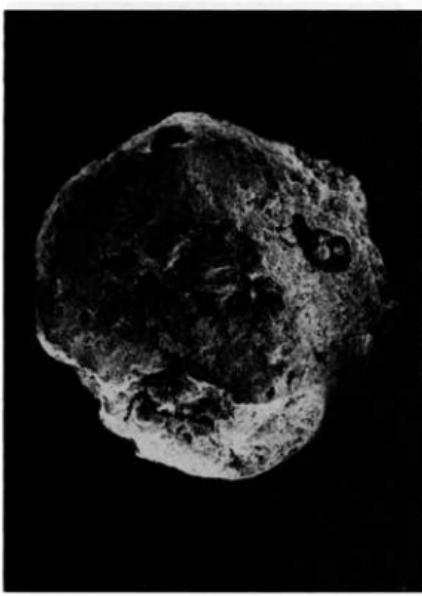
f. 左の拡大 ×800



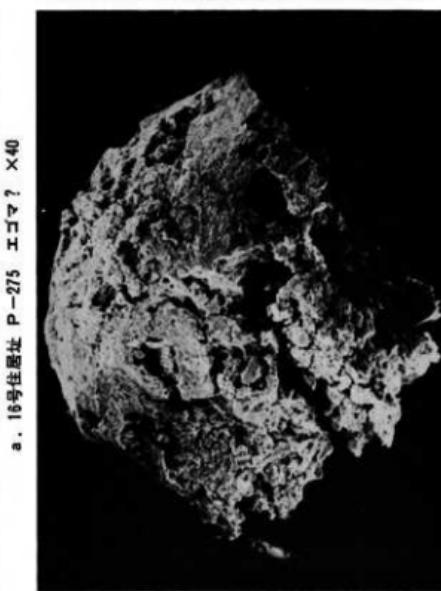
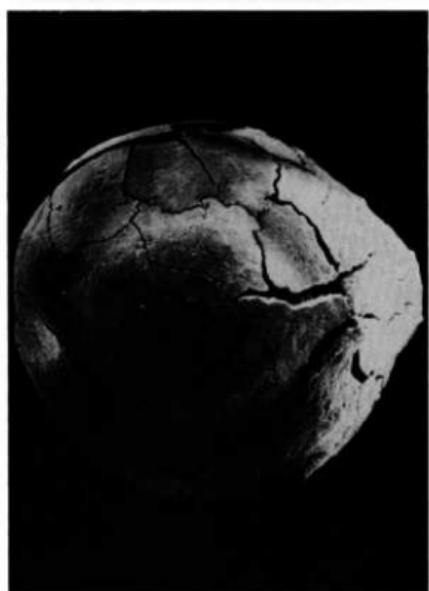
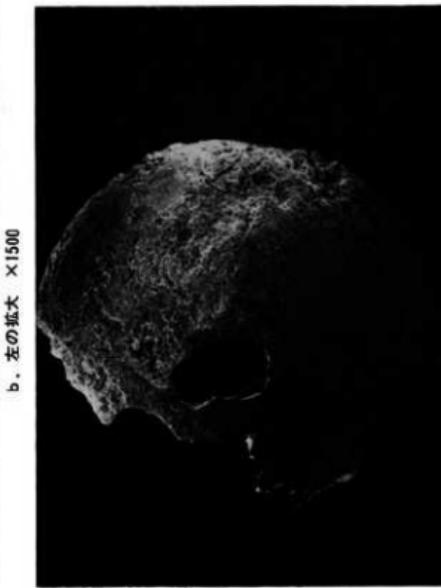
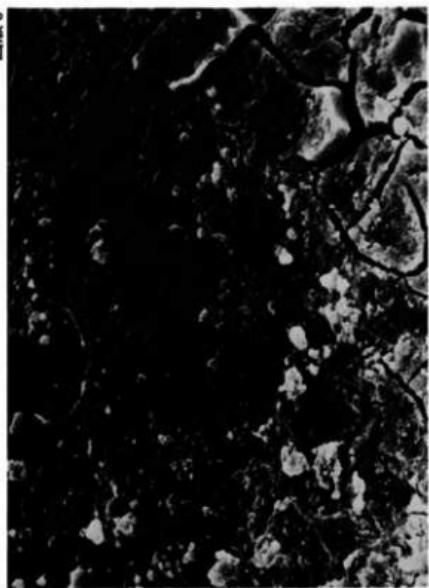
h. 16号住居址 P-275 不明(イネ科?) ×60

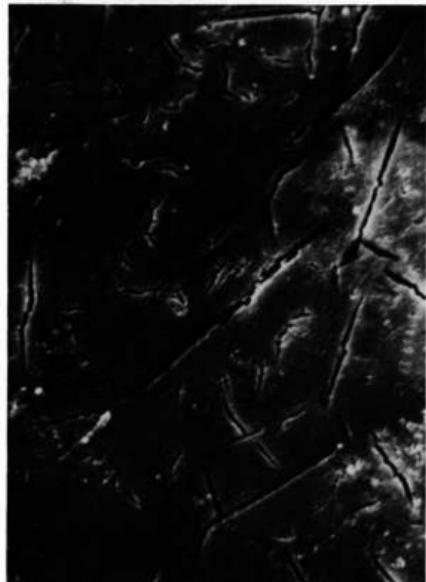


e. 16号住居址 P-275 イヌサンショウ ×30

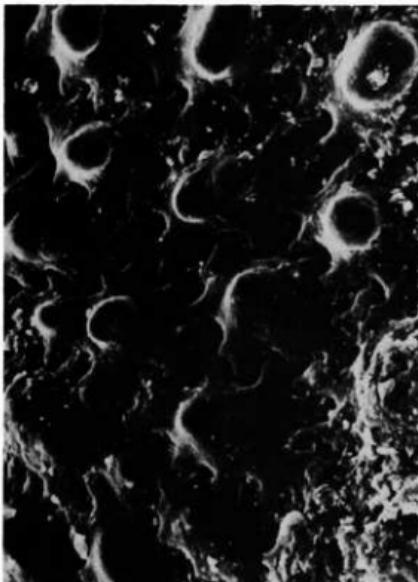


g. 16号住居址 P-275 シソ? ×40





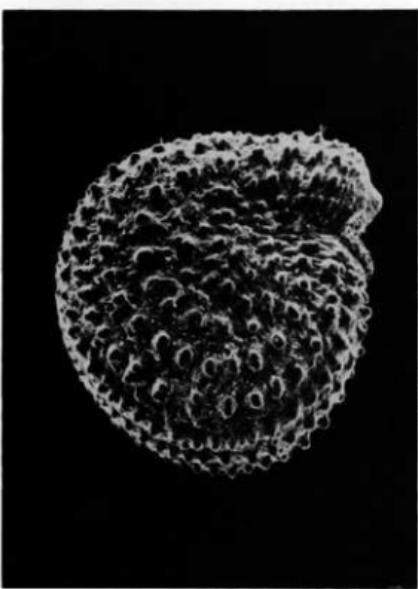
f. 左の拡大 ×1500



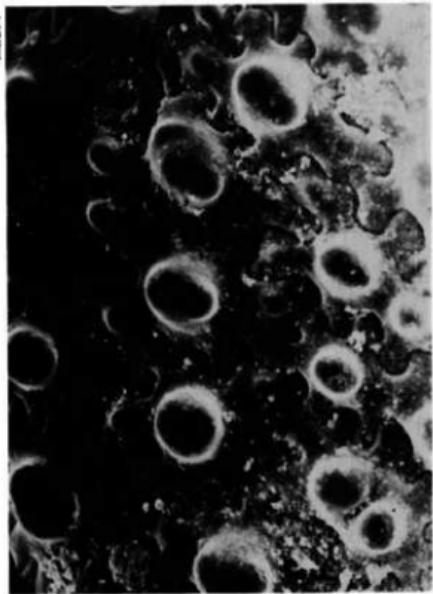
h. 左の拡大 ×400



e. 16号住居地 P-275 アズキ?(リヨクトウ?) ×20



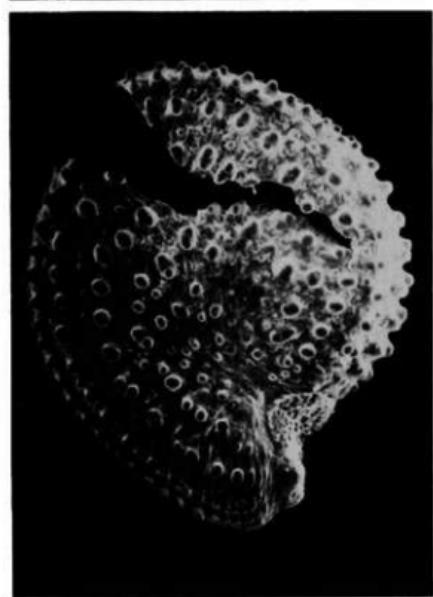
g. 16号住居地 P-275 スペリヒュ ×100



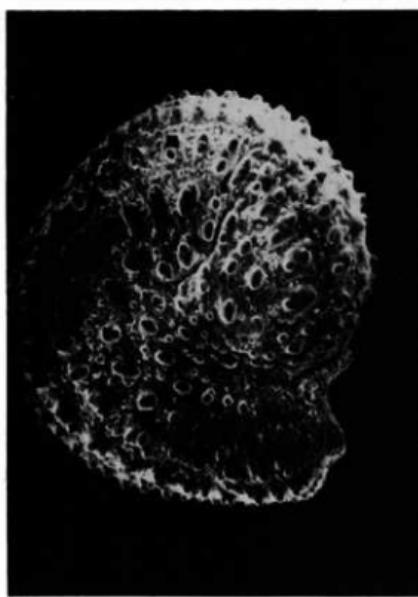
a. 16号住居址 P-275 スベリヒュ  $\times 100$



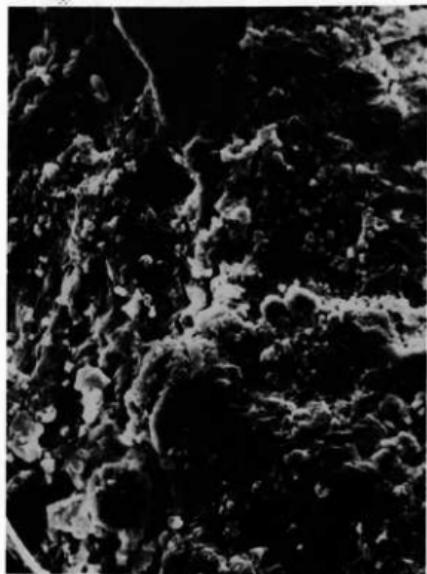
b. 左の拡大  $\times 400$



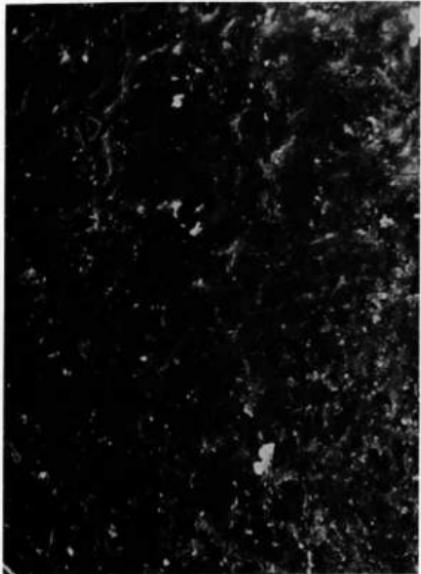
c. 16号住居址 P-275 スベリヒュ  $\times 100$



d. 16号住居址 P-275 不明  $\times 40$



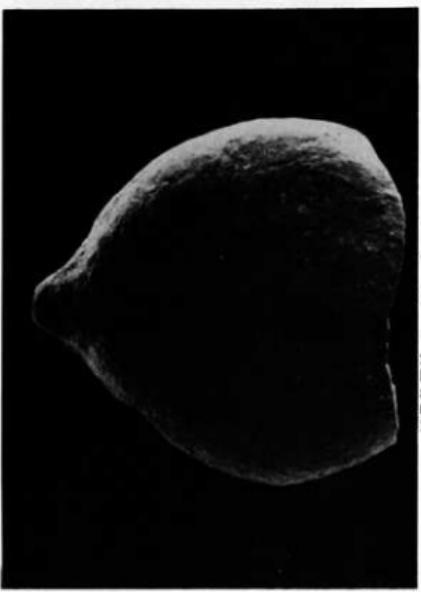
f. 左の拡大  $\times 1000$



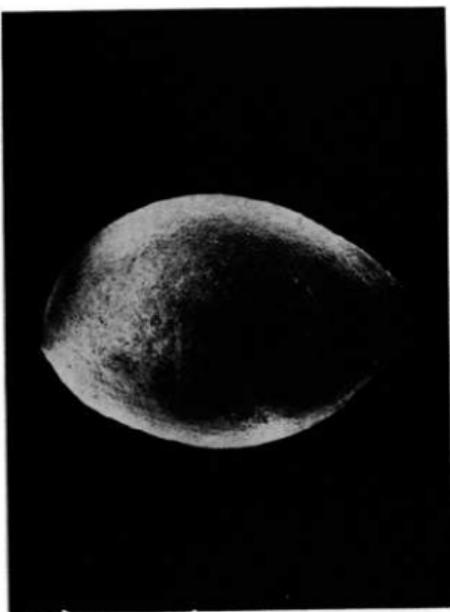
h. 左の拡大  $\times 1000$



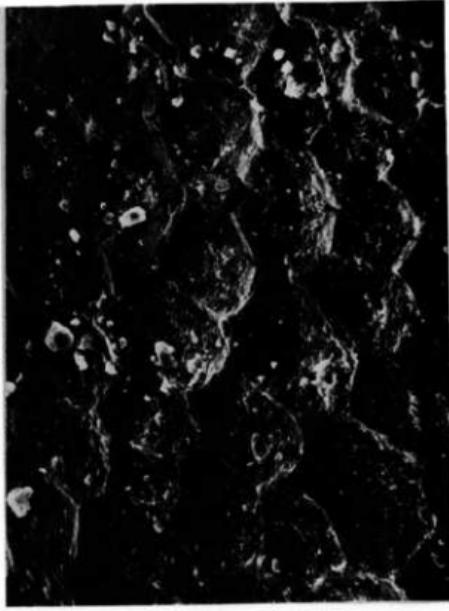
e. 16号住居址 P-288 不明(ムギ形)  $\times 20$



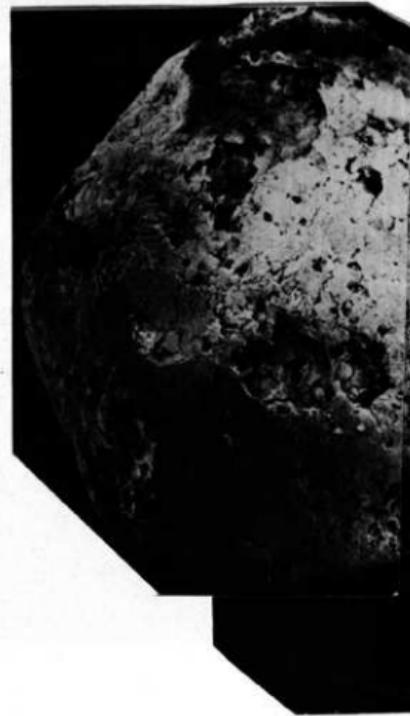
g. 16号住居址 P-288 タチSP  $\times 50$



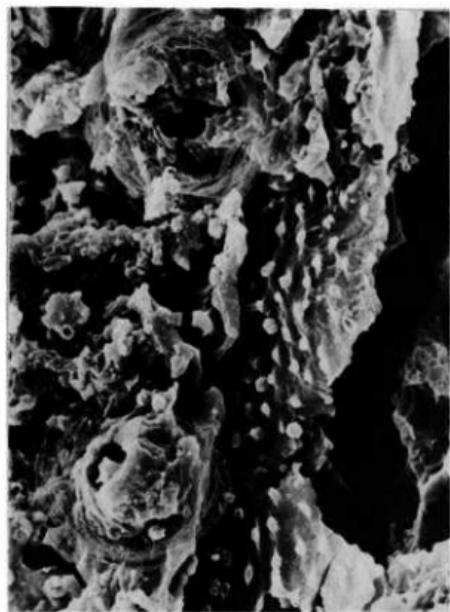
b. 16号住居 P-288 エノキグサ ×40



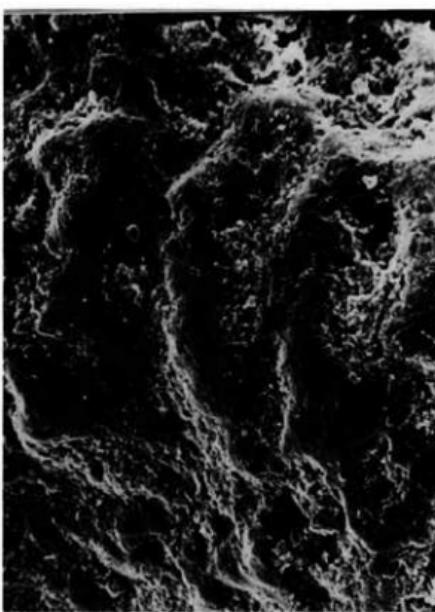
c. 16号住居 P-288 エノキグサの拡大 ×800



a. 16号住居 P-288 大形の炭化塊 ×20



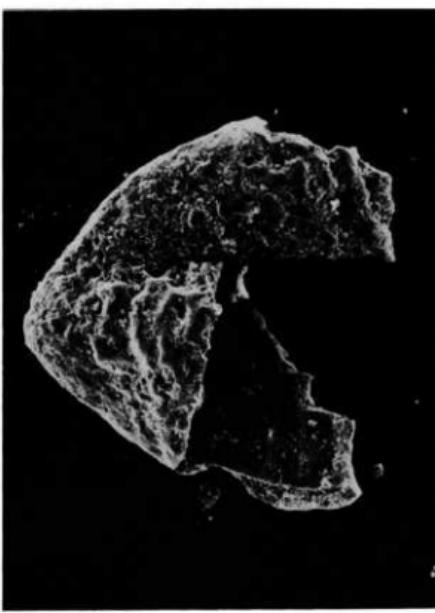
e. 左の拡大 ×200



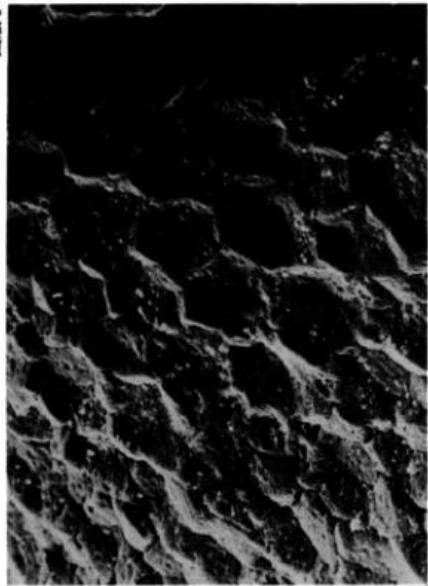
f. 左の拡大 ×200



d. 16号性器壁 P-290 不明 ×40



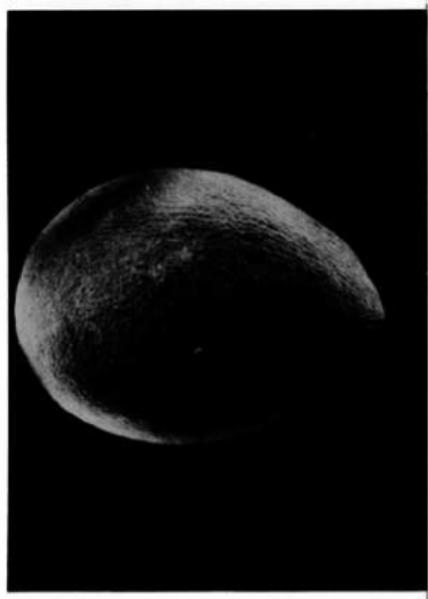
f. 16号性器壁 P-290 ニワトコ ×50



a. 16号住居址 P-291 エノキグサ ×40



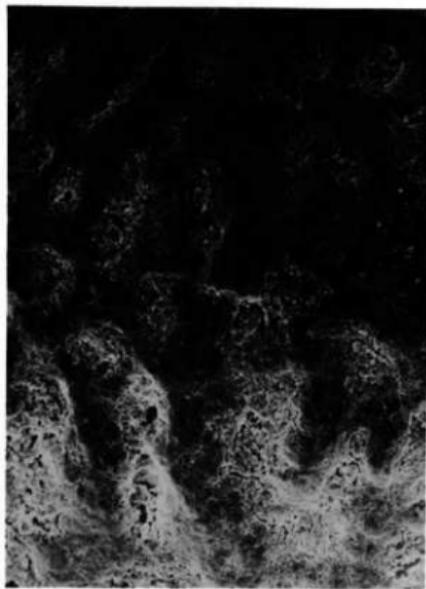
b. 左の拡大 ×600



c. 17号住居址 10号土坑 不明 ×30



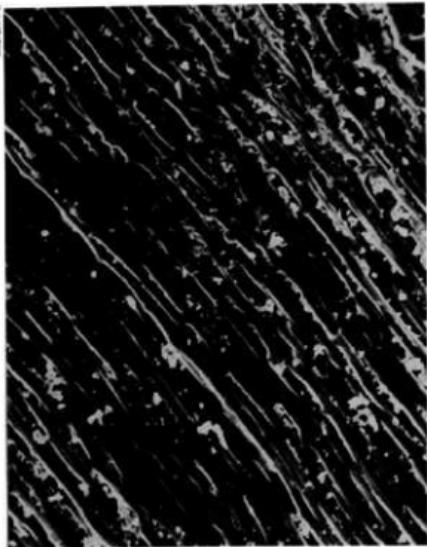
d. 2号煉石 不明 ×30



f. 痕の拡大 ×200



e. 26号生層 P-334 ニワトコ ×50



b. 左の拡大  $\times 300$



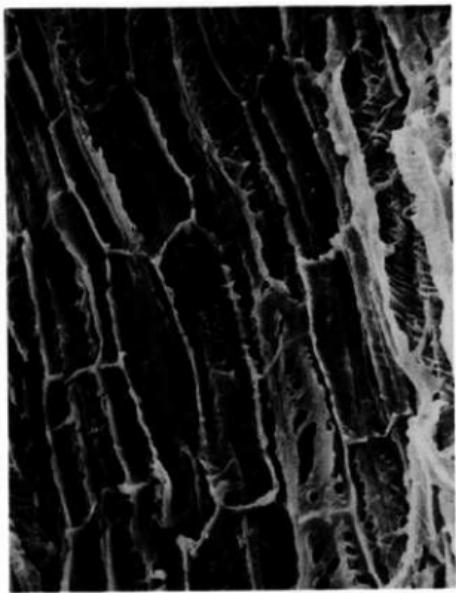
d. オヤマボクチ(c)長野県の野生  $\times 20$



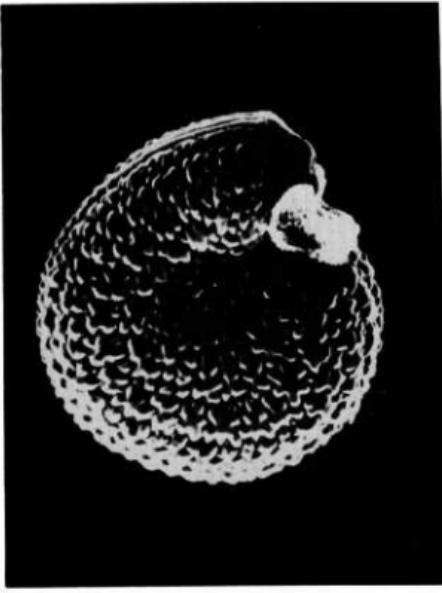
a. オヤマボクチ(a) 野性より選抜された種子  $\times 20$



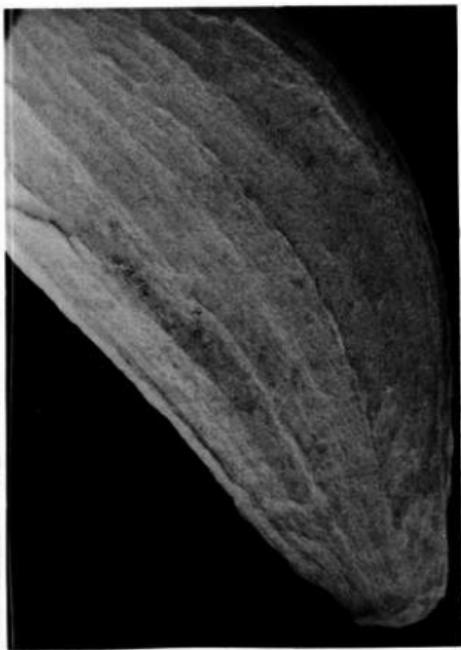
c. オヤマボクチ(b)岐阜県の野生  $\times 20$



f. 左の表面を削っての拡大  $\times 1000$



h. スベリヒュ  $\times 100$



e. ゴボウ  $\times 20$



g. エノキクサ  $\times 40$

1987年3月25日 印刷

1987年3月31日 発行

### 研究紀要 3

発行所 山梨県立考古博物館

山梨県埋蔵文化財センター

印刷所 株式会社 少國民社

